

# 精華町 住民手帳

Seika Town  
Resident Handbook



暮らしのハンドブック

## ご利用の手引き

この「精華町住民手帳」は、精華町にお住まいの皆さんの暮らしに関わる手続きなどの情報を掲載しています。生活の必要な場面で利用してください。

## 庁舎案内図



## 概要

- 所 在 地：精華町大字南稻八妻小字北尻70番地
  - 主要構造：鉄骨鉄筋コンクリート造
  - 序 舎：地上6階 塔屋1階
  - 町立図書館：地上2階 塔屋1階
  - 各階床面積：6階／1857.70m<sup>2</sup>  
5階／1688.74m<sup>2</sup>  
4階／1461.71m<sup>2</sup>  
3階／1525.71m<sup>2</sup>  
2階／4321.19m<sup>2</sup>  
1階／2977.08m<sup>2</sup>
  - 付 属 棟：486.00m<sup>2</sup>  
(環境推進課分室、文化財整理室、倉庫)
  - 駐 車 場：107台  
(うち身体障害者等用7台)

# 目 次

こんなときは届け出を	2
第 1 章 安全・安心	5
第 2 章 届け出・証明	10
第 3 章 国保・年金	21
第 4 章 税金	28
第 5 章 出産・子育て・教育	32
第 6 章 健康・医療	40
第 7 章 福祉	43
第 8 章 暮らし	54
第 9 章 産業・労働	59
第10章 文化・スポーツ・生涯学習、施設	61
第11章 相談窓口	67
第12章 広報広聴、まちの情報	70
第13章 町政	72
第14章 町内施設マップ	74
第15章 町役場・関係機関の連絡先	76

# こんなときは届け出を

## 出生

お子さんが生まれたとき

▶生まれた日から14日以内

▶届出地：子の本籍地・出生地・届出人の住所地のいずれかの市区町村

### 出生届

- 出生届書（届書には医師または助産師の証明書が必要）
- 母子健康手帳（親子健康手帳）

### 国民健康保険

（加入している方のみ。出産育児一時金の請求）

- 国民健康保険被保険者証、資格確認書のいずれか

※出産育児一時金は病院への直接払制度もあります。詳しくは問い合わせてください

※子育て支援課で乳児用品を貸し出しています。

### 子どもの医療費助成制度

（生まれた日から3ヶ月を過ぎて申請の場合は、申請した日から対象）

- 保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書のいずれか（出生した子の名前が記載されたもの）

### 児童手当

（申請した翌月から支給）

- 受給者名義預金通帳の写し
- 受給者の健康保険被保険者証または資格確認書の写し（国民年金加入の方は不要）

## 死亡

親族の方が亡くなったとき

▶届出義務者が死亡の事実を知った日から7日以内

▶届出地：死亡者の本籍地・死亡地・届出人の住所地のいずれかの市区町村

### 死亡届

- 死亡届書（届書には医師の死亡診断書が必要）

### 国民年金（該当する方のみ）

- 年金手帳・年金証書など（詳しくはお問い合わせください）

### 児童手当（該当する方のみ）

### 国民健康保険（加入していた方のみ）

- 国民健康保険被保険者証、資格確認書のいずれか
- 国民健康保険高齢受給者証（該当する方のみ）
- 葬儀の喪主を証明できるもの（会葬のはがきなど）

### 後期高齢者医療制度（該当する方のみ）

- 資格確認書
- 葬儀の喪主を証明できるもの（会葬のはがきなど）

### 医療費助成制度（該当する方のみ）

- 受給者証（福祉医療費受給者証・京都子育て支援医療費受給者証など）

### 介護保険（該当する方のみ）

- 介護保険被保険者証

### 障害（児）者制度（該当する方のみ）

- 各種手帳
- 障害福祉サービス各種受給者証

町内で異動したとき

## 転居

▶転居した日から14日以内

### 転居届

- マイナンバーカード(転居者全員分)
- 届出人の本人確認書類
- 在留カード、特別永住者証明書  
(引っ越しする外国人住民全員分)

### 小中学生がいる場合で学校区が 変わる場合 (該当する方のみ)

- 就学通知書を発行します。  
※新しく通う小中学校へ連絡してください。

※児童手当の手続きは、必要ありません。

### 国民健康保険 (加入している方のみ)

- 国民健康保険被保険者証、資格確認書のいずれか
- 国民健康保険高齢受給者証  
(該当する方のみ)

### 後期高齢者医療制度 (該当する方のみ)

- 資格確認書

### 医療費助成制度 (該当する方のみ)

- 受給者証(福祉医療費受給者証・京都子育て支援医療費受給者証など)
- 保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書のいずれか

### 介護保険 (該当する方のみ)

- 介護保険被保険者証

### 障害(児)者制度 (該当する方のみ)

- 各種福祉手当
- 各種手帳
- 障害福祉サービス各種受給者証

結婚するとき

## 結婚

▶届出地：ふたりの本籍地または住所地の  
いずれかの市区町村

### 婚姻届

- 婚姻届書  
(届書には証人となる成人者2人の署名  
が必要)
- 届出人(2人)の本人確認書類

※婚姻と同時に住所の異動が生じた  
ときは別途、転入届・転居届・転出  
届などが必要になります。

### 国民健康保険 (加入している方のみ)

- 国民健康保険被保険者証、資格確認書の  
いずれか
- 国民健康保険高齢受給者証(該当する方のみ)

### 医療費助成制度 (該当する方のみ)

- 受給者証(福祉医療費受給者証など)
- 保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書  
のいずれか

### 障害(児)者制度 (該当する方のみ)

- 各種手帳
- 障害福祉サービス各種受給者証

# 転入

町外から転入したとき

▶転入した日から14日以内

## 転入届

- マイナンバーカード（転入者全員分）
- 届出人の本人確認書類
- 転出証明書（前住所地で発行を受けた方）
- 在留カード、特別永住者証明書  
(引っ越しする外国人住民全員分)

## 印鑑登録（詳しくは印鑑登録の項参照）

- 登録される印鑑
- 官公署発行の顔写真付の本人確認書類  
(例：マイナンバーカード、運転免許証、  
パスポートなど)

## 国民健康保険（加入される方のみ）

## 後期高齢者医療制度（該当する方のみ）

- 後期高齢者医療負担区分等証明書

## 医療費助成制度（該当する方のみ）

（高齢者・障害のある方・母子父子家庭・高校3年生までの子ども）

- 保険証・資格情報のお知らせ、資格確認書のいすれか、制度などによっては所得証明書

## 介護保険（要介護認定のある方のみ）

- 介護保険受給資格証明書

## 障害（児）者制度（該当する方のみ）

- 各種福祉手帳
- 各種手帳
- 障害福祉サービス各種受給者証

## 児童手当（該当する方のみ）

- 受給者名義預金通帳の写し
- 受給者の健康保険被保険者証または資格確認書の写し  
(国民年金加入の方は不要)

## 小中学生がいる場合

- 就学通知書を発行します

※在学証明書を持って、新しく通う  
小中学校で手続きをしてください。

町外へ転出するとき

# 転出

▶転出するまで、または転出してから14日以内

- ▶国外での滞在期間が1年以上にわたる場合は、国外への転出届が必要です。
- ▶外国人住民の方も転出届をしてください。

## 転出届

- 届出人の本人確認書類

## 児童手当（該当する方のみ）

## 小中学生がいる場合

※今まで通っていた学校で在学証明書をもらつて、新しい学校で手続きをしてください。

## 国民健康保険（加入している方のみ）

- 国民健康保険被保険者証、資格確認書のいすれか
- 国民健康保険高齢受給者証（該当する方のみ）

## 後期高齢者医療制度（該当する方のみ）

- 資格確認書

## 医療費助成制度（該当する方のみ）

- 受給者証（福祉医療費受給者証・京都府育て支援医療費受給者証など）

## 介護保険（該当する方のみ）

- 介護保険被保険者証

# 転入 転出

引っ越しが決まったら

▶水道の開栓・閉栓の手続きが必要です。

### 【窓口での手続きの場合】

開栓・閉栓の希望日の正午までに上下水道部事務所の窓口で手続きをしてください。

#### 〔開栓手続きの場合の注意点〕

- ・開栓手数料1,650円（消費税など込み）の支払いが必要です。
- ・メーターの調整が必要な場合には3営業日程度お待ちいただぐこともありますので、余裕をもって手続きをしてください。

### 【インターネットでの手続きの場合】

開栓・閉栓の希望日の3営業日前までに町ホームページから手続きをしてください。



町ホームページ

問い合わせ：上下水道部経理営業課（☎94-2049）

※開閉栓の作業および電話・窓口での受け付けは、休業日（土日、祝日、12月29日～1月3日）には実施していません。

# 安全・安心

## 防災

危機管理室 ☎95-1928

### 町内の危険を知る

地震・水害などの被害想定、避難所などの情報を掲載した「防災マップ」を活用してください。事前に危険箇所を確認しておき、避難情報が出されたときは安全に避難しましょう。ホームページからもダウンロードできます。



防災マップ  
(地震ハザードマップ)



防災マップ  
(浸水・土砂災害  
ハザードマップ)

### 避難情報の確認方法

- ・防災行政無線
- ※聞き取れなかった場合は、放送内容を聞くことができます。☎94-2622 【通話料有料】
- ・一般メディア（テレビ、インターネットなど）
- ・町ホームページ、SNS、町公式LINE、町広報車での巡回
- ・緊急速報メール（エリアメール）
- ※機種によって受信できない場合があります。【登録不要・通信料無料】
- ・防災情報配信メール【登録要、多言語対応】
- 登録方法については、町ホームページで「防災情報配信メール」で検索するか、右の二次元コードから。



防災情報  
配信メール



町  
ホームページ



町  
公式  
LINE

### 気象・災害情報

テレビ、ラジオやインターネットなどで最新の情報を確認しましょう。気象情報には、「注意報」⇒「警報」⇒「特別警報」があります。「特別警報」は、基準を超える大雨などが予想され、重大な災害が起こる可能性が著しく高い場合に出されます。最大級の警戒が必要です。



町気象  
ホームページ



キキクル  
ホームページ

### 警戒レベルと取るべき行動

警戒レベル	避難情報等
5	きんきゅうあんぜんかくほ <b>緊急安全確保</b>
<b>警戒レベル4までに必ず避難！</b>	
4	ひなんしじ <b>避難指示</b>
3	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b>
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	早期注意情報 (気象庁)

災害時には、命を守る行動をとることが最優先です。災害が想定される場所にいる方の中で**高齢者**など避難に時間要する人は**レベル3**で、**レベル4**では全ての方が避難を開始してください。

## 避難の方法

### 非常持出品

日頃の備えとして、持ち出し品はそれぞれの体力に合わせて10~15キロを目安としましょう。また、1つにまとめてすぐ取り出せるような所に保管しましょう。また、備蓄品は有事の際に避難所に持ち込んだり、自宅で自足するためのものです。平時から3日分の食糧、飲料水、生活必需品を備蓄するようにしましょう。

### 地震豆知識

- ・携帯電話は、停電時に画面の光を利用して懐中電灯代わりになります。
- ・笛をストラップにつないでおくと、身動きが取れなくなったときに、自分の居場所を知らせることができます。
- ・携帯電話の充電器を忘れないようにしましょう。

### 各避難所など

指定避難所とは、避難した居住者などが災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、または災害により自宅に戻れなくなった居住者などが一時的に滞在する施設。

### 指定避難所

名 称	地震	水害
精華町立川西小学校	○	
精華町立山田荘小学校	○	○
精華町立精北小学校	○	
精華町立東光小学校	○	○
精華町立精華台小学校	○	○

精華町立精華中学校	○	○
精華町立精華南中学校	○	○
精華町立精華西中学校	○	○
精華町立体育館・コミュニティーセンター	○	
精華町地域福祉センターかしのき苑	○	○

● その他の避難所はこちらから



### 「ながら防災訓練」のススメ

「ながら防災訓練」とは、日常生活の中で「〇〇しながら」防災についてイメージし、実災害に備える自主的な訓練です。個人や家族、地域や職場単位で、自由にアレンジしてできます。たとえば…散歩しながら、避難場所や避難ルートを確認する。掃除をしながら、家具の固定が必要な場所はないか確認する、など。取り組みをされた方は、次の二次元コードから感想などをお聞かせください。



ながら防災訓練レポート

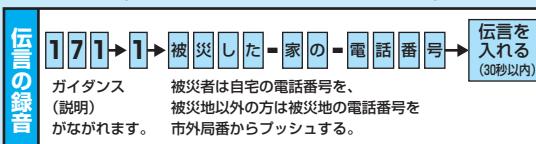
### 防災や減災の要は「共助」と「自助」

地域住民が協力して自分たちの身を守る「共助」と「自助」が防災や減災の要です。災害時の一刻の予断を許さない状況では、自分たちで身の安全を守り、近隣の人たちと協力して被害に遭った人たちを救助、救援しなければなりません。「共助」が機能している地域が「災害に強いまち」です。

### ◆災害用伝言ダイヤルの使用方法

【災害用伝言ダイヤル171】災害時のみ利用できるNTTのサービスです。

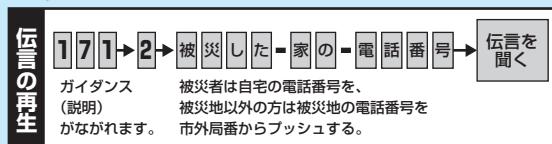
※サービス開始は、テレビ・ラジオ等で通知されます。毎月1日及び15日、正月三が日、防災週間（8/30～9/5）、防災とボランティア週間（1/15～1/21）は体験利用ができます。



ガイダンス（説明） 被災者は自宅の電話番号を、

被災地以外の方は被災地の電話番号を

がながれます。 市外局番からプッシュする。



ガイダンス（説明） 被災者は自宅の電話番号を、

被災地以外の方は被災地の電話番号を

がながれます。 市外局番からプッシュする。

※災害後、緊急でない電話はなるべく控えましょう！

### ◆災害用伝言板（WEB171）

災害等の発生時にインターネット上で、安否等の情報が登録・確認できるサービスです。

スマートフォンや  
パソコンなどから  
アクセス

WEB171  
災害用伝言板  
<http://www.web171.jp/>



利用規約に同意  
→ 伝言を登録する電話番号、登録者、  
伝言を入力

→ 伝言を確認したい電話番号を入力し、  
伝言確認

## 安否情報の確認方法

# 防犯

危機管理室 回95-1928

## 特殊詐欺とは

電話をかける、SNSを利用するなどして、対面することなく相手を信用させ、指定した預貯金口座への振り込み、その他の方法により不特定多数の者から現金などをだまし取る犯罪

## 認知件数・被害額（令和6年度 警察庁）

- ・認知件数 21,043件
- ・被害総額 718.8億円

## 近年の特徴（手口）

- ・オレオレ詐欺  
警察官などを名乗り、「あなたに逮捕状が出ていた。捜査のため別の口座にお金を移してください」などと言って犯人の口座に送金などさせる手口。
- ・キャッシュカード詐欺  
警察官や銀行協会などの職員を名乗り、「キャッシュカードが不正に使われている」「キャッシュカードを交換する必要がある」などと言って自宅を訪問し、キャッシュカードをすり替えるなどして盗み取る手口。
- ・架空料金請求詐欺  
パソコンでインターネットを使用中、突然、「ウイルスに感染した」と表示され、除去するためにコンビニで電子マネーカードを購入させ、カードの番号を聞き出し額面をだまし取る手口。
- ・その他  
SNSを悪用した投資詐欺やロマンス詐欺の被害も急増しています。

## 対策

- ①電話は一度切って、家族や警察に相談しましょう！
  - ②防犯機能付き電話機や留守番電話機能を活用し、詐欺の電話に出ないようにしましょう。
  - ③詐欺電話の7割以上が国際電話です。国際電話を利用しない方は、国際電話を着信拒否するようにしましょう。
- ・固定電話  
国際電話の発着信を無償で休止できる国際電話不取扱センターに申し込みを！
  - ・携帯電話  
キャリアや機種ごとで利用休止の設定ができます。スマートフォン用防犯アプリなどを活用してください。
- 町では、防犯機能付き電話機の購入補助事業を行っています。

詳しくは、危機管理室まで問い合わせてください。



## 防犯ボランティアについて

町には、木津防犯推進委員協議会の4つの支部（狹田・祝園・精華台・光台）があり、防犯ボランティア活動をされています。  
「一緒にやってみようかな」「ボランティアに興味がある」という方はぜひお尋ねください。



## 犯罪発生および防犯啓発情報

町の不審者情報などは、ホームページで確認してください。



## 犯罪・事故が起きたら

### 警察への通報の仕方

110番に電話してください。警察本部通信指令センターにつながります。

### 聴覚などに障害がある方の110番

メールやファックスで通報できます。

**メール110番通報用URL** <http://kyoto110.jp/>



**ファクス110番** 075-415-3110

### 最寄りの警察署・交番

木津警察署	木津川市木津南垣外15番地 TEL 72-0110
相楽交番	木津川市相楽台三丁目4番地2 TEL 73-6033
祝園交番	精華町北稻八間甲斐ノ元15番地3 TEL 94-2033
光台交番	精華町光台七丁目1番地6 TEL 94-3110

# 火災・救急

消防本部 回94-5119

## 119番に通報するときは

### 火災のとき

発生場所、住所、あなたの氏名、何が燃えているか（建物の場合、何階か）、逃げ遅れた人はいないなどを確認します。

※家が被害を受けたときの火災保険の請求などには「り災証明書」が必要です。

### 救急のとき

発生場所、住所、あなたの氏名、誰がどうしたのか（交通事故か、急病かなど）を確認します。



## 119番に通報するか悩んだときは

### 救急安心センターきょうと「#7119」



急なけがや病気をしたとき、「家族の様子がおかしい」、「具合が悪いけど病院を受診したほうが…。」など、救急車を呼ぶか、自分で病院を受診するか判断に迷ったときに、共通の短縮ダイヤル#7119を使用して、看護師などの専門家から電話で24時間365日アドバイスを受けることができる相談窓口です。

※相談は無料、通話料は相談者負担

## 障害のある方の119番通報

### NET119緊急通報システム

音声による119番通報が困難な聴覚や発話に障害のある方が円滑に消防への通報を行えるシステムです。スマートフォン・携帯電話のインターネットを利用して、簡単な操作で素早く119番通報を行い、テキストチャットで詳しい状況が伝えられます。また、通報と同時にGPS測位による位置情報や持病などの医療情報なども併せて通報できます。

#### ※事前登録が必要

##### 対象者

町内在住・在勤・在学の方で、聴覚障害や音声・発話・咀嚼機能障害などで音声通報が困難な方

### 緊急ファクス通報

## 社会福祉課 回95-1904

聴覚などに障害があり、緊急時に119番通報できない方がファクスを利用して消防本部に通報することができるサービスです。通報があった場合、自宅や搬送先の病院に手話通訳を派遣し、医師や看護師とのコミュニケーションを手助けします。

#### ※事前登録が必要

##### 対象者

聴覚障害または音声・言語機能障害3級以上の方

## その他の支援

### 避難行動要支援者登録制度

## かしのき苑 回94-5200

災害のときに自力避難が困難な方への支援対策として要介護者・障害者などの名簿を作成し、本人の同意に基づき地域の支援者に提供しています。

### 緊急医療情報キット配布事業

## 社会福祉課 回95-1904

町内在住の65歳以上の1人暮らしの高齢者に、かかりつけ医療機関や、持病などの緊急時に必要な情報を保管する緊急医療情報キット「命のバトン」を配布しています。

## 応急手当

### 具合が悪いとき

本人の最も楽な姿勢にして安静を保ちましょう。

### 呼吸をしているかわからないとき

呼吸がうまくできていない可能性があります。

普段通りの呼吸をしているか確認し、そうではない場合は、「心肺蘇生法」を行ってください。

### 嘔吐しているとき

吐物がのどにつまって窒息しないように、顔を横に向けたり、横向きに寝かせましょう。ネクタイやベルトは緩めましょう。

### 血を止める方法

清潔なガーゼを傷口に当て、手で強く押さえてください。

### 呼吸や心臓が止まつたら

急な病気や事故などにより心臓が止まつたら心肺蘇生法やAEDによる処置を試みてください。

## 日頃の備え

### 普通救命講習

応急手当の方法を学ぶ講習を開催しています。

詳しくは消防本部 指令救急課 救急係 ☎ 94-4197に問い合わせてください。

### 危険物の届け出

発火性・引火性物品を持っている、または使用するときに届け出が必要な場合があります。詳しくは消防本部 予防課 ☎ 94-4397に問い合わせてください。

### 住宅用火災警報器

火災に早く気付くために、住宅用火災警報器を設置しましょう。住宅用火災警報器は、防災設備取扱店や電気器具販売店、ホームセンター、家電量販店で購入できます。詳しくは消防本部 予防課 ☎ 94-4397に問い合わせてください。

## 夜間・休日診療

### 休日や夜間に病院の紹介を受けたいとき

京都健康医療よろずネット（京都府救急医療情報システム）で、対応ができる医療機関を探してください。

「京都健康よろずネット」で検索するか、右の二次元コードから。



### 内科・小児科

一般社団法人相楽医師会の医師が、順番で診察をします。

※その日の医師によって、診察科目が異なります。町の広報誌やホームページで確認してください。診察に行く前に、問い合わせてください。

相楽休日応急診療所は予約制になりました。※当日電話予約制とし、予約がない場合は受け付けできません。※相楽会館建て替えのため、令和7年4月6日（日）から約2年間、相楽休日応急診療所を木津川市木津保健センターへ仮移転しました。

日曜日・祝休日 12月31日～1月3日	受付時間：午前8時30分～午後0時30分 診療時間：午前9時～	相楽休日応急診療所 ☎ 73-9988
------------------------	------------------------------------	------------------------

### 小児（おおむね14歳以下）救急

月～土曜日	午前11時30分～翌日午前8時30分	京都田辺中央病院
日曜日	午前8時30分～翌日午前8時30分	☎ 63-1111
土曜日	午前8時30分～翌日午前8時30分	学研都市病院 ☎ 98-2123
木曜日	午後5時～翌日午前8時30分	京都山城総合医療センター
日曜日・祝休日	午前8時30分～翌日午前8時30分	☎ 72-0235

# 届け出・証明

総合窓口課 回95-1915

## 戸籍

出生から死亡に至るまでの親族関係を登録し、公証するものです。届出人（複数の場合、すべての方）の本人確認のため、顔写真付きの公的な書類（マイナンバーカードや運転免許証、パスポートなど）を提示してください。届け出の期限が定められているものは、必ず期間内に届け出してください。

### 戸籍の主な届け出

鉛筆や消すことのできるインクのボールペンは使用しないでください。

種類	届け出に必要なもの	届出期間	届出場所	届出人
出生届	<ul style="list-style-type: none"> <li>出生届書（届出書内「出生証明書」欄には、医師または助産師の記入による証明が必要）</li> <li>母子健康手帳（親子健康手帳）</li> </ul> <p>※子の名前には、常用漢字、人名用漢字、ひらがな、カタカナ、そのほか法令で認められた文字が使用できます。 子どもが外国籍の場合は、氏名にローマ字を付記してください。詳しくは、事前に問い合わせてください。</p>	出生から14日以内（出生の日を含む）	子の本籍地、届出人の所在地、出生地	父・母 同居人 出産に立ち会った医師・助産師の順
死亡届	<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡届書（届出書内「死亡診断書」欄には、医師の記入による証明が必要）</li> </ul> <p>※死体火（埋）葬許可証を発行しますので、事前に、火（埋）葬場の使用日時を予約した上で届け出してください。 ※後見人などが届け出る場合、その資格を証する書面の原本が必要です。</p>	死亡の事実を知った日から7日以内（死亡の日を含む）	死亡者の本籍地、届出人の所在地、死亡地	親族【注1】、同居者、家主地主、または家屋・土地の管理人、後見人、保佐人、補助人、任意後見人、任意後見受任者
婚姻届	<ul style="list-style-type: none"> <li>婚姻届書</li> </ul> <p>※証人となる成人2人の署名が必要です。</p>	届出日から法律上の効力が発生	夫・妻の本籍地、夫・妻の所在地	婚姻する2人
入籍届	<ul style="list-style-type: none"> <li>入籍届書</li> <li>家庭裁判所の許可証の謄本（父母婚姻中以外のとき）</li> </ul>	届出日から法律上の効力が発生	入籍者の本籍地、届出人の所在地	入籍者（15歳未満の場合は法定代理人）
転籍届	<ul style="list-style-type: none"> <li>転籍届書</li> </ul>	届出日から法律上の効力が発生	転籍者の本籍地、届出人の所在地、転籍地	戸籍の筆頭者および配偶者

- そのほかの戸籍の届け出（離婚届、認知届、養子縁組届など）は、問い合わせてください。
  - 外国籍の方は、パスポートや他の書類が必要です。詳しくは事前に、問い合わせてください。
  - 戸籍の届け出は、役場が閉まっている時間でも受け付けます。
  - 戸籍の届け出の後、国民健康保険や医療費助成制度などの手続きが必要な場合があります。詳しくは、各課のページをご覧ください。
  - 戸籍の届け出と同時に住所の異動が生じた時は、別途、住所変更の届けが必要になります。
- 【注1】親族（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）

## 住民基本台帳

町の住民であることを証明するものです。公証・選挙・国民健康保険・国民年金・義務教育・地方税などの基本になります。住所や世帯などを変更したときは必ず14日以内に届け出してください。特別永住者や中長期在留者などの外国人住民も、引っ越ししたときには届け出が必要です。

## 住民票の主な届け出

鉛筆や消すことのできるインクのボールペンは使用しないでください。

種類	届け出る場合	届け出に必要なもの	届出期間	届出人
転入届	ほかの市区町村から引っ越ししてきた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転入届書</li> <li>・マイナンバーカード（転入者全員分）</li> <li>・転出証明書（前住所地で発行を受けた方）</li> <li>・外国人住民の方は世帯員全員の在留カードまたは特別永住者証明書</li> <li>・届出人の本人確認書類</li> </ul>	引っ越しした日から14日以内	本人 世帯主
転出届	ほかの市区町村へ引っ越しする場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転出届書</li> <li>・届出人の本人確認書類</li> </ul> <p>※届出人がマイナンバーカードを持っている場合は、マイナポータルから届け出が可能です。</p>	引っ越しをする前、または引っ越しした日から14日以内	本人 世帯主
転居届	町内で引っ越しした場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転居届書</li> <li>・マイナンバーカード（転居者全員分）</li> <li>・外国人住民の方は世帯員全員の在留カードまたは特別永住者証明書</li> <li>・届出人の本人確認書類</li> </ul>	引っ越しした日から14日以内	本人 世帯主
世帯変更届	世帯主が変わったり、世帯を合併・分離した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民異動届書</li> <li>・届出人の本人確認書類</li> </ul>	変更があった日から14日以内	本人 世帯主

- ・届出人の本人確認のため、届け出時に、顔写真付きの公的な書類（マイナンバーカードや運転免許証、パスポートなど）またはこれに準じる証明書（健康保険の資格確認書、年金証書、年金手帳など）を提示してください。
- ・本人または世帯主がやむを得ない理由があって届け出ができない場合のみ、代理人が届け出ることができます（委任状が必要）。
- ・外国人世帯に新たに外国人が加わるとき、世帯主との続柄を示す公的な書類が必要な場合があります。
- ・住所や世帯の変更届提出の後、国民健康保険や医療費助成制度など各種手続きが必要な場合があります。詳しくは、各課のページをご覧ください。
- ・転入届・転居届は、届出人がマイナンバーカードを持っている場合は、マイナポータルから来庁予約ができます。

# 外国人住民の住所以外の手続き

総合窓口課 回95-1915

※住所の変更は「住民票の主な届け出」を参照。

## 特別永住者の場合

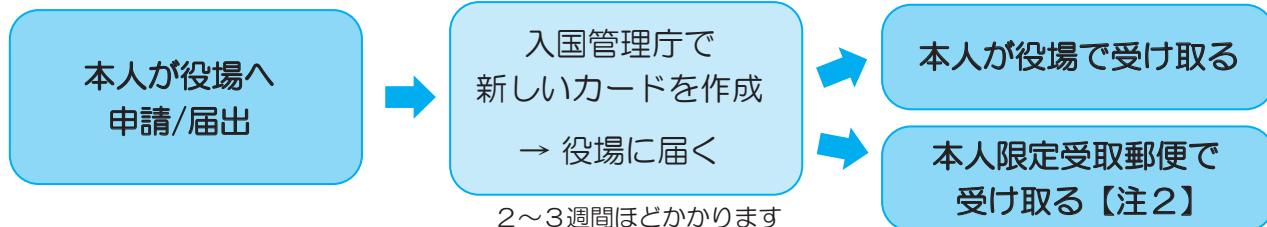
特別永住許可申請、特別永住者証明書の申請およびその交付については、町役場で手続きをしてください。

種類	届出期間	届け出に必要なもの
住居地以外の変更	氏名、国籍・地域、生年月日、性別に変更があったときは、その変更があった日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別永住者証明書</li> <li>変更の内容を証明する書類（パスポート、国籍取得証明書など）</li> <li>写真【注1】1枚</li> </ul>
特別永住者証明書の有効期間の更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>16歳未満⇒原則として16歳の誕生日の6カ月前から誕生日まで</li> <li>16歳以上⇒原則として有効期間満了日の2カ月前から有効期間満了日までの間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別永住者証明書</li> <li>パスポート（持っている方のみ）</li> <li>写真【注1】1枚</li> </ul>
特別永住者証明書のき損や汚損による再交付	著しく破れたり、汚れたりしたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別永住者証明書</li> <li>パスポート（持っている方のみ）</li> <li>写真【注1】1枚</li> </ul>
特別永住者証明書の、紛失や盗難などによる再交付	事実を知った日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>パスポート（持っている方のみ）</li> <li>警察署長、消防署長などが発行する事実証明（遺失届出証明書、盗難届出証明書、り災証明書など）</li> <li>写真【注1】1枚</li> </ul>
特別永住者証明書の交換希望による再交付	特になし	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別永住者証明書</li> <li>パスポート（持っている方のみ）</li> <li>写真【注1】1枚</li> <li>手数料1,600円分の収入印紙</li> </ul>

【注1】写真は、縦4cm×横3cm、無帽・正面・無背景、6カ月以内に撮影のもの。16歳未満は不要。

- 届け出の手続きには、原則ご本人（16歳未満を除く）が直接お越しください。届出人本人が16歳未満の場合や、疾病そのほかの事由で来ることができない場合は、本人の同居の親族（16歳以上）が届け出ることができます。

## 申請の手順



### 【注2】

- 本人が受け取りに来庁することができない「理由書」を提出してください。
- 宛先は、本人の住所地に限ります。
- カードを送付するための封筒（カードに入る大きさの封筒、またはゆうパック）や郵送手数料は本人の負担になります。

郵送料 + 一般書留料金 + 本人限定受取郵便料金

（郵送料などは郵便局で確認してください）

# 印鑑登録

総合窓口課 回95-1915

## 印鑑登録できる方

15歳以上で、町の住民基本台帳に記録がある方は、精華町印鑑条例により、1人1つの印鑑を登録できます【注】。

### 【注】

- 未成年者は、法定代理人の同意書が必要
- 被保佐人は、保佐人の同意書が必要
- 成年被後見人は、法定代理人（登記事項証明書が必要）が同行し、本人からの申請の場合、登録可能

## 印鑑登録の申請

本人が申請してください。代理人が申請するときは、代理人選任届が必要です。

印鑑登録の手数料は300円です。

### 登録に必要なもの

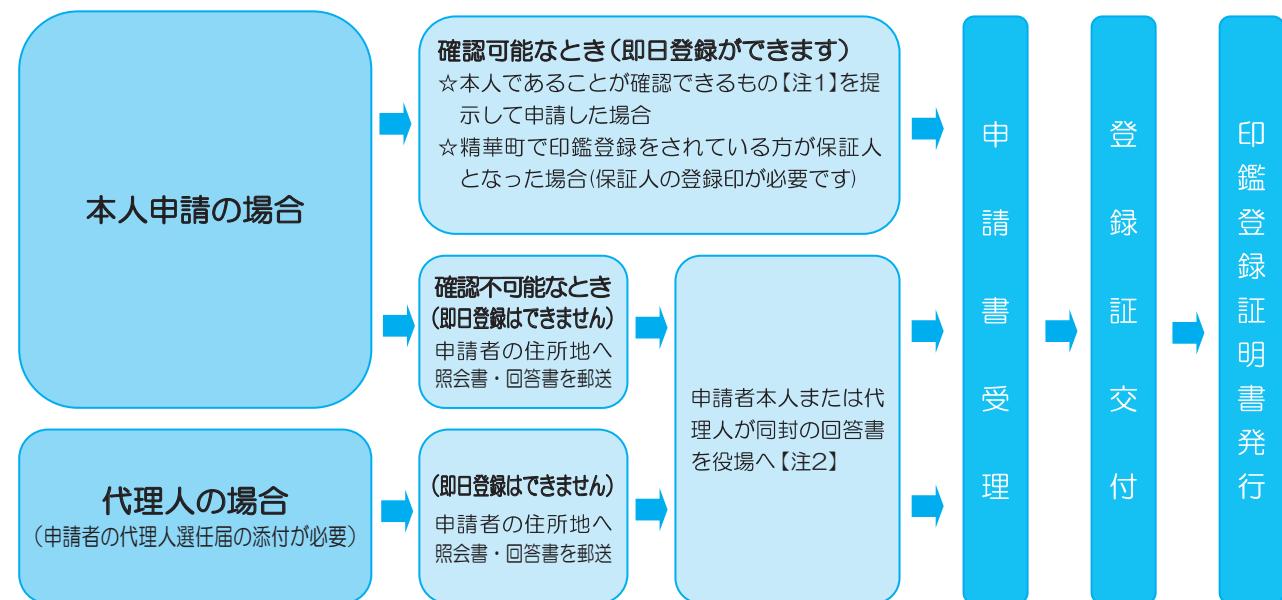
- 登録する印鑑【注】
- 申請者の本人確認書類
- （代理人が申請する場合）代理人選任届

### 【注】以下の印鑑は登録できません。

- 同一世帯のほかの方と印影が同じ印鑑
- 住民基本台帳に記載されている氏名以外の内容が含まれる印鑑
- 印影の大きさが、一辺の長さ8ミリの正方形内に収まるもの。または一辺の長さ25ミリの正方形内に収まらないもの
- ゴム印など変形しやすいもの
- 印影が不鮮明、または文字が読めない印鑑
- そのほか、登録する印鑑として不適切なもの



## 印鑑登録の方法



【注1】マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、官公署発行の免許証・許可証など（写真付きでプレス割印してあるもの）、在留カード、特別永住者証明書などで有効なもの。

【注2】回答書とともに申請者の本人確認書類（健康保険の資格確認書、年金証書など）をお持ちください。代理人による回答の場合は、併せて代理人の本人確認書類もお持ちください。

※「旧姓」の印鑑登録を希望される方は、総合窓口課に問い合わせてください。

# 証明書の種類と手数料

総合窓口課 回95-1915

基本的人権やプライバシーが侵害される恐れがあるため、申請書には使用目的・提出先などを記入していただき、請求者には制限を設けています。

請求者の本人確認を行っていますので、顔写真付きの公的証明書（マイナンバーカードや運転免許証、パスポートなど）または、これに準ずる証明書（健康保険の資格確認書、年金証書など）を提示してください。

種類		手数料	請求できる方
戸籍	戸籍 全部事項証明（謄本） 個人事項証明（抄本）	450円	戸籍に記載されている本人、またはその配偶者、その直系血族（父母・祖父母・子・孫など）、以上の方の委任状を提出した方、有資格者など
	除籍・原戸籍 全部事項証明（謄本） 個人事項証明（抄本）	750円	
	受理証明書（普通紙）	350円	
	戸籍電子証明書提供用識別符号（※）	400円	
	除籍電子証明書提供用識別符号（※）	700円	
	後見等証明書	300円	本人（本人以外は委任状が必要）
	独身証明書		戸籍に記載されている本人、またはその配偶者、その直系血族（父母・祖父母・子・孫など）、以上の方の委任状を提出した方、有資格者など
	戸籍の附票 全部の写し 一部の写し		
住民票	世帯全員の写し（謄本） 世帯の一部の写し（抄本）	300円	本人または本人と同一世帯の方、以上の方の委任状を提出した方、有資格者など
	記載事項証明書 世帯全員の写し（謄本） 世帯の一部の写し（抄本）		
	印鑑		印鑑登録証（カード）をお持ちの本人または代理人
広域交付	住民票 世帯全員の写し（謄本） 世帯の一部の写し（抄本）	450円	本人または本人と同一世帯の方
	独身証明書		本人
	戸籍 全部事項証明（謄本）のみ		戸籍に記載されている本人、またはその配偶者、その直系血族（父母・祖父母・子・孫など）
	除籍・原戸籍 全部事項証明（謄本）のみ	750円	
	戸籍電子証明書提供用識別符号（※）	400円	
	除籍電子証明書提供用識別符号（※）	700円	

※マイナポータル経由で申請される場合または同内容の戸籍（除籍）証明書と同時に申請される場合は、手数料は無料です。

※広域交付は、精華町以外の市区町村に住所や本籍がある方でも、町の窓口で証明書を請求することができる制度です。本人確認のため、マイナンバーカード、運転免許証等の官公署発行の顔写真付き公的証明書の提示が必要です。

※マイナンバーや住民票コードの記載を希望される方は、本人または同一世帯員が、本人確認のできる公的な書類（免許証や保険証など）をお持ちのうえ、窓口へお越しください。代理人の場合は、代理人へ直接交付することはできません。請求者本人の住所あてに郵送で交付します（この場合、郵送料が必要です）。

※外国人登録制度廃止により、外国人登録原票に記載されていた内容（氏名・通称名・居住地・国籍の変更履歴・家族事項登録履歴など）について証明が必要な方は、出入国在留管理庁総務課出入国情報開示係（TEL 03-5363-3005）に郵送などで請求してください。

# 窓口以外の証明書の請求

総合窓口課 団95-1915

## マイナンバーカードによる請求

マイナンバーカード（有効な利用者証明用電子証明書が搭載されたもの）で全国のコンビニエンスストアやスーパーなどのマルチコピー機などから証明書が取得できます。

### 取得できる証明書

- ・住民票の写し
- ・住民票記載事項証明書
- ・印鑑登録証明書（印鑑登録されている方のみ）
- ・所得証明書（現年度分のみ）
- ・課税（非課税）証明書（現年度分のみ）
- ・戸籍の全部（個人）事項証明書（本籍が精華町にある方が対象ですが、他市区町村にある方でも取得できる場合があります。）

### 利用できる場所

- ・町役場
- ・住民サービスコーナー（エスペローマ高の原）
- ・スーパー・サンフレッシュ狛田店
- ・セブン-イレブン
- ・ローソン
- ・ファミリーマート
- ・ミニストップ
- ・平和堂
- ・イオンリテール など

### 利用時間

午前6時30分～午後11時

※12月29日～1月3日と保守点検日を除く

※スーパーなどは各店舗の営業時間

※町役場・住民サービスコーナー（エスペローマ高の原）は、午前8時30分～午後5時15分

マイナンバーカードの取得については、マイナンバー制度の項目を参照してください。



# マイナンバー制度

總合窗口課 TEL 95-1915

マイナンバーは、日本に住民票を有する全ての方（外国人の方も含む）が持つ12桁の番号です。原則として生涯同じ番号を使用し、番号が漏えいして不正に用いられる恐れがある場合を除いて、自由に変更することはできません。また、社会保障、税、災害対策などの法定の行政手続き以外には使えません。

## マイナンバーが必要な場面

## 社会保障関係の手続き

- ・健康保険の資格取得や確認、給付
  - ・年金の資格取得や確認、給付
  - ・医療保険の給付請求
  - ・福祉や介護の制度の給付
  - ・生活保護の決定や実施
  - ・児童（扶養）手当の支給
  - ・子どもの予防接種費用の助成
  - ・就学支援金の支給
  - ・町営住宅の入居 など

## 税務関係の手続き

- ・税務署などに提出する確定申告、届け出、調書書類への記載
  - ・税務当局の内部事務 など

## 災害対策に関する手続き

- ・被災者生活再建支援金の給付
  - ・被災者台帳の作成事務 など

国民健康保険や介護保険、医療、児童手当、福祉分野の制度などの申請や、確定申告などの税の手続きで申請書にマイナンバーの記載が必要です。このため、役場などの手続きの際には、番号の分かる書類（マイナンバーカード、通知カードなど）を用意してください。

また、勤務先や証券会社などからも、税や雇用保険などの手続きのためにマイナンバーの提供を求められることがあります。

## ●マイナンバーの取り扱い注意点

- マイナンバーは手続きのために行政機関などに提供する場合を除き、むやみに提供することはできません。
  - 他人のマイナンバーを不正に入手することや、他人のマイナンバーを取り扱う者が、マイナンバーや個人情報ファイルを不正に提供することは処罰の対象となります。
  - マイナンバーを用いる手続きでは、マイナンバーのほかに本人確認書類による本人確認を行うため“なりすまし”ができないようになっています。

### ・マイナンバーの確認ができる書類

- マイナンバーカード（個人番号カード）
  - 通知カード、または個人番号通知書
  - マイナンバーが記載された住民票の写し
  - マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書

## マイナンバーカード（個人番号カード）

- マイナンバーカードは、マイナンバー（個人番号）が記載された顔写真付のプラスチック製（ICチップ付き）のカードです。

- 券面には「氏名」「住所」「生年月日」「性別」
- や「マイナンバー（個人番号）」と、本人の顔写真などが表示されます。

- 本人確認のための証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Taxなどの電子証明書を利用した電子申請など、さまざまなサービスにも利用できます。



## マイナンバーカードの申請

マイナンバーカードの取得には、申請が必要です。申請方法は以下の通りです。

※地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が全国統一のカードを一括して作成するため、申し込みから交付まで日数がかかります。

※通知カード、または個人番号通知書に同封されている交付申請書【注1】をご利用ください。

（詳しくは、マイナンバーカード総合サイト

URL: <https://www.kojinbango-card.go.jp>を参照）

【注1】住所や氏名など、交付申請書の内容に変更があった方は、役場窓口で新しい申請書の再発行手続きをしてください。

①

### ・郵送による申請

マイナンバーカードの交付申請書に顔写真を貼り、返信用封筒に入れてポストへ

### ・スマートフォンによる申請

スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで送る

### ・パソコンによる申請

デジタルカメラで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで送る

### ・まちなかの証明用写真機から申請

写真機によって申請できるものとできないものがあります

②



役場から申請者の住所地へ交付通知書（はがき）が届きます

③



役場へ来庁できる日時を予約し、申請者本人が必要書類【注2】をお持ちのうえ来庁します

### 【注2】必要書類

交付通知書（はがき）

本人確認書類※（運転免許証や旅券などは1点、それ以外は2点）

通知カード（持っている方のみ）

住民基本台帳カード・マイナンバーカード（持っている方のみ）

※詳しくは問い合わせてください。

④



複数の暗証番号の設定を行い、マイナンバーカードを受け取ります

### 手数料

新規発行、または更新は無料

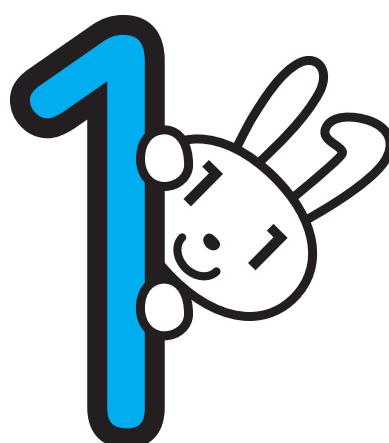
### カードの有効期限

- ・18歳未満の方：カード作成の日から5回目の誕生日まで
- ・18歳以上の方：カード作成の日から10回目の誕生日まで
- ・外国人住民の方：特別永住者・永住者および高度専門職第2号は日本人と同じ
- ・その他の在留資格の外国人住民：在留資格の満了日まで（在留資格の変更、期間の更新などにより有効期限が延長できる場合があります）

### 代理人の場合

- ・15歳未満の方および成年被後見人は法定代理人による申請となります。親権者の申請の場合、戸籍などその資格を証明する書類が必要です。
- ・病気、身体の障害、その他のやむを得ない理由により申請者の出頭が困難であると認められる場合に限り、代理人に受け取りを委任することができます。

\*マイナンバーカードの券面に記載されている情報（住所や氏名など）に変更が生じたときは、カードを添えて変更の手続きが必要です（個人で修正、訂正されたものは無効）。引っ越し、戸籍の届け出の際は、住民登録のある役所（役場）へカードをお持ちのうえ変更手続きをしてください（期限内に手続きをしないと失効します）。



## マイナンバーカードを紛失した場合

直ちに以下の電話番号（紛失の場合は365日24時間対応）に連絡し、マイナンバーカードの電子証明書など、機能の一時停止を行ってください。併せて役場総合窓口課へ紛失の届け出を行ってください。

**マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）  
0120-95-0178**

マイナンバーカードの再発行申請をするためには、紛失の場合は警察署などから出される遺失届を、焼失の場合は消防署などから出される災証明書をお持ちください。

※マイナンバーカードの再発行手数料1,000円（カード800円、電子証明書200円）必要です。  
※特急発行（カードがお手元に通常よりも早く届く手続き）をご希望の場合は、再発行手数料2,000円（カード1,800円、電子証明書200円）必要です。

## 利用できるサービス

マイナンバーカードを用いてマイナポータルからさまざまな手続きができます。詳しくはマイナポータルにログインして確認してください。

<https://myna.go.jp>

## そのほかサイト・問い合わせ

マイナンバーカード総合サイト

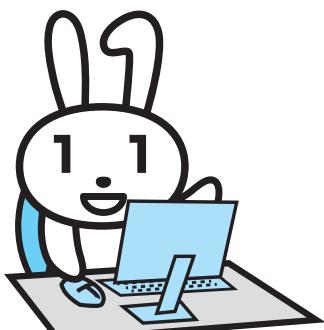
<https://www.kojinbango-card.go.jp>

マイナンバー総合フリーダイヤル

回0120-95-0178

平日午前9時30分～午後8時

土・日、祝休日午前9時30分～午後5時30分  
(12月29日～1月3日を除く)



## そのほかのサービス

### 公的個人認証サービス

デジタル推進室 回95-1924

### 公的個人認証サービスとは

インターネットを通じて、自宅などから行政機関へ電子申請や届け出を行う際に、他人によるなりすましや改ざんを防ぐための本人確認サービスです。

### サービスを利用するには

あらかじめ、マイナンバーカード（電子証明書が標準搭載されています）を取得した上で対応可能なスマートフォンまたはICカードリーダライターと、利用者クライアントソフトの用意が必要です。

詳しくは、公的認証サービスポータルサイトをご確認ください。

**公的個人認証サービスポータルサイト**

<https://www.jpki.go.jp>

### 電子証明書

総合窓口課 回95-1915

マイナンバーカードには、あらかじめ署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書の2種類の電子証明書が搭載されます（カード交付申請時に電子証明書発行の希望を確認します）。

電子証明書発行手数料は無料です（マイナンバーカードの紛失に伴う再発行の場合は200円）。

	署名用電子証明書	利用者証明用電子証明書
利用目的	e-taxを使った確定申告など	・コンビニ交付 ・行政サイト（マイナポータルなど）へのログイン
暗証番号	6～16桁（英数字）	4桁（数字）
発行制限	15歳未満および成年被後見人は原則不可	なし（15歳未満および成年被後見人は法定代理人の手続きが必要）
有効期限	発行日から5回目の誕生日まで（有効期限満了の3カ月前から更新可能）	発行日から5回目の誕生日まで（有効期限満了の3カ月前から更新可能）
その他	氏名、住所、生年月日、性別に変更があった場合は自動で失効します	

## マイナンバーカードでできること一覧

マイナンバーカードは本人確認書類としての使用のほか、以下のようなことができます。

手手続きの種類	内容	住民手帳 参照ページ
転居届	届出人がマイナンバーカードを持っている場合は、マイナポータルから来庁予約が可能	3、11
転入届		4、11
転出届	届出人がマイナンバーカードを持っている場合は、マイナポータルから届け出が可能	4、11
戸籍の全部事項証明（謄本）の取得	全国のコンビニエンスストアやスーパーなどのマルチコピー機などから取得可能 ・本籍が精華町にある方が対象です。（精華町外にお住まいの方は事前にマルチコピー機などで利用登録申請が必要です。） ※本籍が精華町外にある方でも取得できる場合がありますので、本籍地の市区町村へ問い合わせてください。	
戸籍の個人事項証明（抄本）の取得		
住民票の世帯全員の写し（謄本）の取得		
住民票の世帯の一部の写し（抄本）の取得	全国のコンビニエンスストアやスーパーなどのマルチコピー機などから取得可能	14、15
住民票の記載事項証明書の取得		
印鑑登録証明書の取得	全国のコンビニエンスストアやスーパーなどのマルチコピー機などから取得可能 ※印鑑登録されている方のみ ※窓口で印鑑登録証明書を取得する場合は印鑑登録カードが別途必要です。	
所得証明書(現年度分のみ)の取得		
課税（非課税）証明書(現年度分のみ)の取得	全国のコンビニエンスストアやスーパーなどのマルチコピー機などから取得可能	15、31

国民年金第1号被保険者加入の届出 (退職後の厚生年金からの変更等)		25
国民年金保険料免除・納付猶予の申請		26
国民年金保険料学生納付特例の申請		26
国民年金付加保険料の申出（辞退）・ 該当（非該当）の届出	対象者がマイナンバーカードを持っている場合は、 マイナポータルから電子申請が可能	25
国民年金産前産後免除該当の届出		27
国民年金保険料口座振替納付（変更） 申出兼還付金振込方法（変更）申出		25
国民年金保険料口座振替辞退申出		25
妊娠届	届出人がマイナンバーカードを持っている場合は、マイナポータルから来庁予約が可能	32
健康保険証との連携（マイナ保険証）	マイナポータルより利用登録をすることにより、マイナンバーカードを健康保険証として利用することが可能。マイナ保険証を利用することにより、限度額適用認定証の申請をすることなく、限度額を超える支払いが免除されます。またマイナ保険証を利用することにより過去のお薬情報や健康診断の結果を閲覧することができる。	22
マイナンバーカードでの貸し出し・ 利用者登録	図書館の利用者カードとマイナンバーカードを連携手続きすることでマイナンバーカードだけで本の貸し出しができるようになります。 新規登録者は、マイナンバーカードだけで利用者登録できます。	62

# 国保・年金

## 国民健康保険

国保医療課 国95-1929

### 国民健康保険制度

#### 加入者

ほかの公的医療保険制度に入っている方や、生活保護を受けている方以外は、必ず入る必要があります。

#### 国民健康保険税

国民健康保険税は、医療分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分（40～64歳までの方のみ）ともに、所得に応じて課税する分（所得割）と国民健康保険加入者1人ひとりに課税する分（均等割）と世帯に課税する分（平等割）を合算した額です。

### こんなときは届け出てください

	こんなとき	必要なもの
国保に入るとき	ほかの市町村から転入してきたとき	マイナンバーが確認できるもの、本人確認ができるもの
	会社などの医療保険をやめたとき	健康保険資格喪失証明書、マイナンバーが確認できるもの、本人確認ができるもの
	医療保険の扶養家族からはずれたとき	健康保険資格喪失証明書、マイナンバーが確認できるもの、本人確認ができるもの
	子どもが生まれたとき	マイナンバーが確認できるもの、本人確認ができるもの
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書、マイナンバーが確認できるもの、本人確認ができるもの
国保をやめるとき	ほかの市町村に転出するとき	保険証または資格確認書、マイナンバーが確認できるもの、本人確認ができるもの
	会社などの医療保険に加入したとき	国保の保険証または資格確認書、勤務先の保険の加入日などが分かるもの（資格確認書・資格情報のお知らせなど）、マイナンバーが確認できるもの、本人確認ができるもの
	死亡したとき	保険証または資格確認書、マイナンバーが確認できるもの、届出人の本人確認ができるもの
	生活保護を受けることになったとき	保険証または資格確認書、生活保護開始決定通知書、マイナンバーが確認できるもの、本人確認ができるもの
	町内で住所が変わったとき	保険証または資格確認書、マイナンバーが確認できるもの、本人確認ができるもの
そのほか	世帯を分けたり、一緒にしたとき	保険証または資格確認書、マイナンバーが確認できるもの、本人確認ができるもの
	世帯主や氏名、続柄が変わったとき	保険証または資格確認書、マイナンバーが確認できるもの、本人確認ができるもの
	保険証を失くしたとき	マイナンバーが確認できるもの、本人確認ができるもの
	被保険者が修学のため、長期間にわたって他の市区町村に居住するため、別の保険証が必要なとき	保険証または資格確認書、在学証明書、住民票（転出先）、マイナンバーが確認できるもの、本人確認ができるもの

## 病院などに行くとき

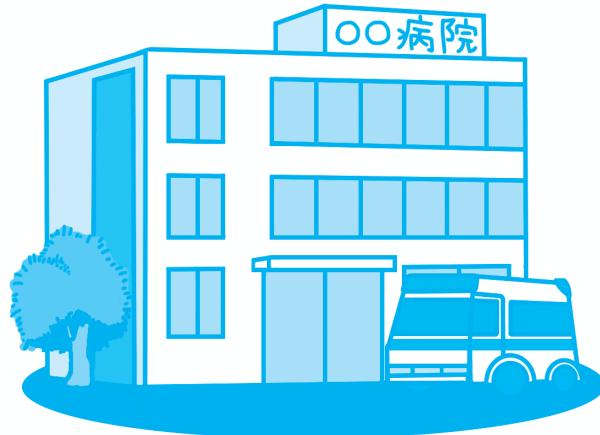
必ず保険証、マイナ保険証、資格確認書のいずれかを提示してください。

専用サイト（マイナポータル）に保険証の登録をすると、マイナンバーカードを保険証として利用することができます。

ただし、マイナンバーカードの対応ができるいる医療機関でのみ利用が可能ですので、念のため従前の保険証または資格情報のお知らせもお持ちください。

また、自己負担の割合は次のとおりです。

義務教育就学前	2割
義務教育就学後 70歳未満	3割
70歳以上 75歳未満	2割 (現役並み所得者は3割)



## 上記以外の給付と手続き

こんなとき	手続き	手続きに必要なもの
入院したときの食事代の減額認定を受けたいとき	入院したときの食事代の自己負担額は、一般に、1食510円です。非課税世帯の方は、入院先の病院に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示して、この金額から減額を受けることができます。「限度額適用・標準負担額減額認定証」を受け取るために、役場の窓口で申請してください。	マイナンバーが確認できるもの 入院したときの食事代の標準負担額 住民税課税世帯（下記以外の方） 510円 住民税 非課税世帯 低所得者Ⅱ 過去12カ月で90日を超える入院 190円 非課税世帯 低所得者Ⅰ 110円
後から払い戻しを受けるとき (療養費)	こんなとき	手続きに必要なもの
	診療日に保険証を提示できなかったとき	診療報酬明細書、領収書、マイナンバーが確認できるもの、世帯主名義の通帳
	コルセット、サポーターなどの治療用装具を買ったとき	医師の診断書（意見書）、装着証明書、領収書、マイナンバーが確認できるもの、世帯主名義の通帳
	あんま、マッサージ、はり、灸などの施術を受けたとき	医師の同意書、領収書、マイナンバーが確認できるもの、世帯主名義の通帳
	医師の指示による入院、転院などの移動に費用が発生するとき	医師の意見書、領収書、マイナンバーが確認できるもの、世帯主名義の通帳

こんなとき	手続きに必要なもの	給付																																					
医療費が高額になり、限度額を超えた分の払い戻しを受けたいとき	領収書、世帯主名義の通帳、マイナンバーが確認できるもの	<p>一部負担金が下記の限度額（計算の単位は月ごとです）を超えた場合、その超えた分の払い戻しを受けることができます。</p> <p>ただし、入院時の食事代の標準負担額や保険診療の対象とならない差額ベット料、自費診療費などは給付の対象とはなりません。</p> <p>高額療養費の申請をされる場合、受診された医療機関の領収書(原本)が必要となりますので、大切に保管してください。</p> <p>また、事前に限度額適用認定証の交付申請をすることにより、医療機関などの窓口での支払いを下記の自己負担限度額までにとどめることができます。</p> <p>ただし、現役並所得者Ⅲ、一般の区分の人は、保険証と高齢受給者証で自己負担限度額の確認ができるため、認定証の提示は必要ありません。</p>																																					
		<b>70歳未満の場合</b>																																					
<ul style="list-style-type: none"> <li>一回分の窓口負担では高額療養費の支給対象とはならなくても、同一世帯【注1】で同月内に21,000円以上（同一医療機関）の自己負担額を2回以上支払った場合、それらを合算して自己負担限度額を超えるれば、高額療養費の支給対象となります。</li> <li>同じ医療機関でも外来と入院、歯科と歯科以外は別計算です。</li> </ul>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所得区分</th><th colspan="3">ひと月あたりの自己負担限度額</th></tr> <tr> <th>3回目まで</th><th colspan="2">4回目以降【注2】</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 年間所得【注3】が901万円を超える</td><td>252,600円 + (総医療費-842,000円) × 1%</td><td colspan="2">140,100円</td></tr> <tr> <td>イ 年間所得が600万円を超える901万円以下</td><td>167,400円 + (総医療費-558,000円) × 1%</td><td colspan="2">93,000円</td></tr> <tr> <td>ウ 年間所得が210万円を超える600万円以下</td><td>80,100円 + (総医療費-267,000円) × 1%</td><td colspan="2">44,400円</td></tr> <tr> <td>エ 年間所得が210万円以下(住民税非課税世帯を除く)</td><td>57,600円</td><td colspan="2">44,400円</td></tr> <tr> <td>オ 住民税非課税世帯</td><td>35,400円</td><td colspan="2">24,600円</td></tr> </tbody> </table>				所得区分	ひと月あたりの自己負担限度額			3回目まで	4回目以降【注2】		ア 年間所得【注3】が901万円を超える	252,600円 + (総医療費-842,000円) × 1%	140,100円		イ 年間所得が600万円を超える901万円以下	167,400円 + (総医療費-558,000円) × 1%	93,000円		ウ 年間所得が210万円を超える600万円以下	80,100円 + (総医療費-267,000円) × 1%	44,400円		エ 年間所得が210万円以下(住民税非課税世帯を除く)	57,600円	44,400円		オ 住民税非課税世帯	35,400円	24,600円								
所得区分	ひと月あたりの自己負担限度額																																						
	3回目まで	4回目以降【注2】																																					
ア 年間所得【注3】が901万円を超える	252,600円 + (総医療費-842,000円) × 1%	140,100円																																					
イ 年間所得が600万円を超える901万円以下	167,400円 + (総医療費-558,000円) × 1%	93,000円																																					
ウ 年間所得が210万円を超える600万円以下	80,100円 + (総医療費-267,000円) × 1%	44,400円																																					
エ 年間所得が210万円以下(住民税非課税世帯を除く)	57,600円	44,400円																																					
オ 住民税非課税世帯	35,400円	24,600円																																					
<p style="text-align: center;"><b>70歳以上75歳未満の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同じ月の複数の医療機関等における自己負担額を合算することができます。この合算額が自己負担限度額を超えるれば、高額療養費の支給対象となります。</li> <li>75歳到達月は、国保と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ2分の1ずつとなります。</li> </ul>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所得区分</th><th colspan="3">ひと月あたりの自己負担限度額</th></tr> <tr> <th colspan="3">外来+入院（世帯単位）【注1】</th></tr> <tr> <th>外来（個人単位）</th><th>3回目まで</th><th>4回目以降【注2】</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現役並み所得者Ⅲ（課税所得690万円以上）</td><td>252,600円 + (総医療費-842,000円) × 1%</td><td colspan="2">140,100円</td></tr> <tr> <td>Ⅱ（課税所得380万円以上）</td><td>167,400円 + (総医療費-558,000円) × 1%</td><td colspan="2">93,000円</td></tr> <tr> <td>Ⅰ（課税所得145万円以上）</td><td>80,100円 + (総医療費-267,000円) × 1%</td><td colspan="2">44,400円</td></tr> <tr> <td>一般</td><td>18,000円 (年間上限額【注6】144,000円)</td><td>57,600円</td><td>44,400円</td></tr> <tr> <td>低所得者Ⅱ【注4】</td><td>8,000円</td><td colspan="2">24,600円</td></tr> <tr> <td>低所得者Ⅰ【注5】</td><td>8,000円</td><td colspan="2">15,000円</td></tr> </tbody> </table>				所得区分	ひと月あたりの自己負担限度額			外来+入院（世帯単位）【注1】			外来（個人単位）	3回目まで	4回目以降【注2】	現役並み所得者Ⅲ（課税所得690万円以上）	252,600円 + (総医療費-842,000円) × 1%	140,100円		Ⅱ（課税所得380万円以上）	167,400円 + (総医療費-558,000円) × 1%	93,000円		Ⅰ（課税所得145万円以上）	80,100円 + (総医療費-267,000円) × 1%	44,400円		一般	18,000円 (年間上限額【注6】144,000円)	57,600円	44,400円	低所得者Ⅱ【注4】	8,000円	24,600円		低所得者Ⅰ【注5】	8,000円	15,000円	
所得区分	ひと月あたりの自己負担限度額																																						
	外来+入院（世帯単位）【注1】																																						
外来（個人単位）	3回目まで	4回目以降【注2】																																					
現役並み所得者Ⅲ（課税所得690万円以上）	252,600円 + (総医療費-842,000円) × 1%	140,100円																																					
Ⅱ（課税所得380万円以上）	167,400円 + (総医療費-558,000円) × 1%	93,000円																																					
Ⅰ（課税所得145万円以上）	80,100円 + (総医療費-267,000円) × 1%	44,400円																																					
一般	18,000円 (年間上限額【注6】144,000円)	57,600円	44,400円																																				
低所得者Ⅱ【注4】	8,000円	24,600円																																					
低所得者Ⅰ【注5】	8,000円	15,000円																																					
<p>【注1】精華町国民健康保険に加入されている人に限ります（社会保険や後期高齢者医療制度に加入している人は合算の対象とません）。</p> <p>【注2】過去12ヶ月間に、同一世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の、4回目以降の限度額</p> <p>【注3】所得=総所得金額等-基礎控除（43万円）</p> <p>【注4】同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税で、低所得Ⅰ以外の人</p> <p>【注5】同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万6,700円）を差し引いたときに0円となる人</p> <p>【注6】年間限度額は、8月から翌年7月までの累計額に対して適用されます</p>																																							

こんなとき	手続きに必要なもの	給付
子どもが生まれたとき (出産育児一時金)	医療機関直接支払制度同意書、領収書、マイナンバーが確認できるもの	出産育児一時金500,000円を支給します。 ※産科医療保障制度に加入する病院などで出産した場合に限ります。それ以外の場合は、488,000円です。ほかの医療保険から同等の一時金が支給される場合は、国保からは支給されません。 ※出産費用が出産育児一時金の額に満たない場合、差額分を請求できます。 ※申請から支給まで1~2カ月程度かかります。
加入者が亡くなったとき (葬祭費)	喪主を証明できるもの、喪主名義の通帳、マイナンバーが確認できるもの	葬祭費50,000円を支給します。 ※申請から支給まで1~2カ月程度かかります。 ※喪主を証明できるものとは、会葬のはがき、葬儀の領収書などです。

## 後期高齢者医療制度

国保医療課 国95-1929

75歳以上の方、65~74歳で一定の障害があると認定された方の医療保険制度です。京都府後期高齢者医療広域連合が制度を運営し、町が各種申請の受付などの窓口業務と保険料の徴収を行っています。

### 加入者

- 75歳以上の方（加入手続きは不要。）
- 一定の障害のある65歳以上75歳未満の方（加入手続きが必要）
- ...
- ...
- ...
- ...
- ...
- ...

## 加入するとき、脱退するとき

次の場合は、必ず14日以内に届け出してください。

	こんなとき	必要なもの
加入するとき	65歳以上75歳未満の一定の障害がある方で後期高齢者医療制度への加入を希望するとき	保険証または資格確認書、身体障害者手帳など
	他市町村から転入したとき	負担区分等証明書など
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書など
脱退するとき	65歳以上75歳未満の加入者が後期高齢者医療制度からの脱退を希望するとき	資格確認書
	他市町村へ転出するとき	資格確認書
	生活保護を受けることになったとき	資格確認書、生活保護開始決定通知書など
	亡くなったとき	資格確認書
そのほかのとき	住所や氏名が変わったとき	資格確認書
	資格確認書の紛失など再交付を受けるとき	写真入りの本人確認ができるもの(運転免許証、パスポートなど)

※このほかに、「個人番号カード」または「通知カードと身元が確認できる証明書（運転免許証など）が必要です。

※代理人申請する場合は、委任状が必要です。

## 保険料の納付

保険料の納付は以下の通りです。納付が困難な方は事前に相談してください。

年金からの引き去り	原則として年金から引き去りとなります。ただし、申し出により口座振替に変更することができます。
口座振替	資格確認書、預貯金通帳、口座の届出印をお持ちのうえ、口座のある金融機関で申し込んでください。
納付書	金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリ、役場で支払ってください。

## 病院などに行くとき

必ずマイナ保険証、資格確認書のいずれかを提示してください。自己負担の割合は次の通りです。

現役並みの所得がある方	3割
一定以上所得のある方 (現役並みの所得がある方を除く)	2割
そのほかの方	1割

## 主な給付

申請に必要な書類などは問い合わせてください。

種類	内容
療養費	緊急でやむを得ずマイナ保険証、資格確認書などを提示せずに医療費の全額を支払ったときや、コルセット、サポーターなどの治療用装具を作ったとき、申請により一部が支給されます。
高額療養費	マイナ保険証、資格確認書などを提示したときの医療費の負担額が、1カ月に一定額を超えたとき、申請により、超えた額が支給されます。
高額介護合算療養費	マイナ保険証、資格確認書などを提示したときの医療費の負担額と介護保険サービスの利用負担額の合計が1年間(8月～翌年7月)で限度額(所得によって異なる)を超えたとき、申請によって、超えた額が支給されます。
葬祭費	加入者が亡くなったときは、申請によって葬祭を行った方に5万円が支給されます。

※手続きの詳細やそのほかの給付は問い合わせてください。

## 国民年金

総合窓口課 回95-1915

### 国民年金制度

#### 国民年金被保険者

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方（外国人の方を含む）は、全員、国民年金の被保険者となります。被保険者は、次の3種類に分けられます。

第1号被保険者	農業、自営業、学生、無職の方など
第2号被保険者	厚生年金や共済組合などの被保険者本人
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者

#### 任意加入被保険者

国民年金に、希望して加入できる方（厚生年金や共済年金に加入していない方）は次の通りです。

- ・海外に住む日本人で20歳以上65歳未満の方
- ・日本国内に住む60歳以上65歳未満の方（「年金額を満額に近づけたい」方や、「年金の受給資格が足りない」方）

※65歳に達しても年金受給権が確保できない方は、70歳までの間で受給資格を満たすまで加入できます。[特例任意加入]

#### 国民年金保険料

国民年金第1号被保険者・任意加入被保険者は毎月国民年金保険料を納めることが必要です。国民年金保険料には定額保険料と付加保険料があります。口座振替や前納制度を利用すると、割引きがあります。

#### 付加年金

国民年金第1号被保険者および任意加入被保険者は、定額保険料に月額400円の付加保険料を

上乗せして納めることで、老齢基礎年金受給額の年額に次の額が加算されます。

付加年金額＝200円×付加保険料を納めた月数

### 国民年金保険料免除・猶予制度

経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な場合は、申請し承認されると、納付が「全額・一部免除」または「猶予」される場合があります。

#### ①免除申請

本人、世帯主、配偶者の前年所得額により保険料の納付が全額・一部免除される場合があります。判定後一部免除や却下になった期間は納付しないと未納期間扱いになりますので、必ず納付してください。

#### ②納付猶予申請

50歳未満の方で、本人、配偶者の前年所得額が基準になります。承認されると保険料の納付が猶予されます。

#### ③学生納付特例申請

学生の方で、本人の所得額が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

- ※「納付猶予・学生納付特例」の承認を受けた期間は基礎年金の受給額には反映されません。
- ※所得額が免除基準額を超える場合でも、失業などの理由により保険料が免除される場合があります。
- 「全額・一部免除」、「納付猶予」、「学生納付特例」が承認された期間は、10年以内であれば申し出により保険料を後から納めること（追納）ができる、追納された期間は保険料を全額納付した期間と同じ扱いになります。
- また、追納する対象期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、当時の保険料に対し経過期間に応じた加算額が上乗せされます。
- なお、追納保険料は追納が承認された期間のうち、古い期間から納付することとなります。

### 厚生年金の相談

- 京都南年金事務所（☎075-644-1165）へ問い合わせてください。

## 届け出

区分	届け出が必要なとき	必要なもの
加入	会社などを退職したとき	個人番号（マイナンバー）が確認できるもの、または年金手帳、厚生・共済年金資格喪失証明書または雇用保険被保険者離職票
喪失	第2号被保険者の資格を取得したとき 死亡したとき	勤務先で手続きしてください。 年金手帳
種別変更 (種別確認)	第1号被保険者が第2号被保険者である配偶者に扶養されたとき 第3号被保険者が第2号被保険者である配偶者の扶養から外れたとき（離婚など） 厚生年金等に加入中の配偶者が65歳になったとき 第3号被保険者の配偶者が第2号被保険者の資格を喪失したとき（退職時） 第3号被保険者の配偶者が転職したとき	配偶者の勤務先で手続きしてください（第3号被保険者）。 個人番号（マイナンバー）が確認できるもの、または年金手帳、扶養が外れた年月日が確認できる証明書 個人番号（マイナンバー）が確認できるもの、または年金手帳 個人番号（マイナンバー）が確認できるもの、または年金手帳、配偶者の厚生・共済年金資格喪失年月日が確認できる書類 第3号被保険者に関する届け出は、配偶者の勤務先で手続きしてください。
	年金手帳を紛失したとき（第1号被保険者のみ） ※年金手帳の廃止に伴い基礎年金番号通知書が再発行されます。	本人確認ができる書類
	生活保護が開始・廃止されたとき	個人番号（マイナンバー）が確認できるものまたは年金手帳、生活保護開始決定通知書・生活保護廃止決定通知書

障害基礎年金を受給したとき	個人番号（マイナンバー）が確認できるもの、または年金手帳、年金証書
妊娠されたとき（第1号被保険者のみ）	個人番号（マイナンバー）が確認できるもの、または年金手帳、出産予定日を明らかにできる書類（母子手帳など）
学生の保険料納付特例制度を受けるとき	個人番号（マイナンバー）が確認できるもの、または年金手帳、学生証または在学証明書など
保険料を納付することが経済的に難しいとき	個人番号（マイナンバー）が確認できるもの、または年金手帳、世帯主・本人・配偶者の雇用保険被保険者離職票（離職者のみ）など

※年金手帳は、基礎年金番号通知書でも可能です。

※勤務先での手続きの必要書類は、勤務先で確認してください。

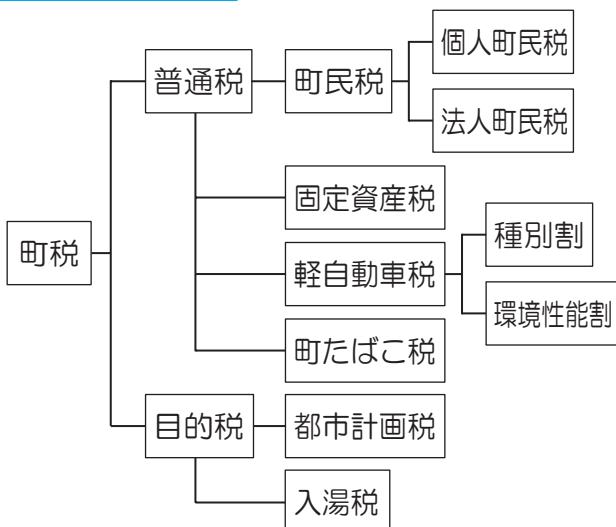
## 国民年金の種類

年金の種類	支給条件
老齢基礎年金	保険料納付済期間（厚生年金保険や共済組合の加入期間を含む）と保険料免除期間などを合算した資格期間が10年以上ある方に原則65歳から支給されます。
障害基礎年金	<p>次の①、②に該当する期間の病気やけがが原因で一定の障害が残ったときに支給されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①国民年金加入期間</li> <li>②20歳到達前または60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる期間</li> </ul> <p>●保険料の納付要件（次のどちらかの要件を満たしている必要があります）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病気やけがの初診日の前日に、初診日のある月の前々月までの国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が3分の2以上あること。</li> <li>・初診日において65歳未満で、かつ初診日の前日において、初診日のある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。</li> </ul>
遺族基礎年金	<p>次の①～③に当てはまる方が死亡した場合、その方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①国民年金の被保険者である方</li> <li>②60歳以上65歳未満の国民年金被保険者で日本国内に住んでいる方</li> <li>③老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある方</li> </ul> <p>●保険料の納付要件…障害基礎年金の「初診日」を「死亡日」に読み替えた要件になります。</p> <p>※子とは18歳に到達する年度の3月31日までの方、および20歳未満で障害等級1級または2級の状態にある方で婚姻していない方を指します。</p>
寡婦年金	国民年金第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が10年以上ある夫が死亡したときに、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻に対して60歳から65歳になるまでの間支給されます。
死亡一時金	国民年金第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上ある方が老齢基礎・障害基礎年金を受けないまま死亡した場合で、遺族基礎年金の支給が受けられない場合に支給されます。
特別障害給付金	国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金などを受給していない障害者の方について、国民年金に任意加入していなかった期間に初診日がある場合に福祉的措置として支給されます。
老齢年金生活者支援給付金	65歳以上で老齢基礎年金を受けている方で次の支給要件を満たしている方に支給されます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・請求する方の世帯全員の町民税が非課税となっている。</li> <li>・前年の年金収入額とその他の所得額の合計に制限がある。</li> </ul>
障害年金生活者支援給付金	障害基礎年金を受けている方で前年の所得が「4,721,000円+扶養親族の数×38万円」以下である方に支給されます。
遺族年金生活者支援給付金	遺族基礎年金を受けている方で前年の所得が「4,721,000円+扶養親族の数×38万円」以下である方に支給されます。

# 税金

税務課 図95-1916

## 町税の仕組み



## 町民税

1月1日現在、町内在住の方や、町内に事業所・事務所などを持つ個人・法人に課税されます。

### 個人町民税（個人府民税および森林環境税と併せて課税・徴収）

前年（1～12月）中の所得に課税され、一定の金額を超える所得のある方に一律に課税する「均等割」とその方の所得金額に応じて課税する「所得割」の2つで構成されています。

#### 税額

①、②、③の合計金額です。

①均等割 町民税…年額3,000円

府民税…年額1,000円

※2025年度まで府民税600円が加算されます

（豊かな森を育てる府民税）。

②所得割 前年の所得金額－所得控除額＝課税所得金額

課税所得金額×税率＝算出所得割額  
算出所得割額－税額控除額＝所得割額

税率 町民税…100分の6

府民税…100分の4

③森林環境税（国税）…年額1,000円

#### 納める方法

##### 普通徴収

納税義務者が、町が発行する納付書または口座振替により、税金を納める方法。

##### 特別徴収

①勤務先の事業所が、従業員の町・府民税を毎月の給与から差し引いて納める方法。

②65歳以上の公的年金受給者の公的年金所得に係る町・府民税を、公的年金から差し引いて納める方法。

#### 法人町民税

##### 税額

均等割額と法人税割額の合計金額です。

#### 固定資産税

1月1日現在、町内に土地・家屋・償却資産を所有する方に課税されます。

市街化区域内に土地・家屋を所有する方は、同時に都市計画税も課税されます。

##### 免税点

課税標準額が次の金額に満たない場合は課税されません。

土地……300,000円

家屋……200,000円

償却資産……1,500,000円

##### 税額

固定資産の課税標準額に次の税率を乗じて算出します。

固定資産税……100分の1.4

都市計画税……100分の0.25

##### 評価替え

土地と家屋……原則として基準年度（3年ごと）に行います。

##### 固定資産価格の縦覧制度

町内に土地・家屋を所有する方は、4月1日から当該年度の最初の納期限の日までの期間、町内全ての土地・家屋の価格（評価額）を確認することができます。

価格（評価額）に不服がある場合、納税通知書を受け取った日の翌日から3ヶ月以内に、固定資産評価審査委員会に対して審査の申し出ができます。

### 償却資産の申告

1月1日現在、償却資産（機械・備品類など、事業用の資産）の所有者は、1月31日までに申告してください。

### 軽自動車税

#### 種別割

4月1日現在、原動機付自転車（原付バイク）や二輪の小型自動車、軽自動車などを持つ方に課税されます。

#### 廃車・名義変更の届出先

種別	廃車・名義変更
原付バイク（125cc以下） 小型特殊（農耕用耕運機など）	税務課
軽自動車（三輪・四輪）	軽自動車検査協会京都事務所 TEL 050-3816-1844
軽二輪（126～250cc）	近畿運輸局京都運輸支局 TEL 050-5540-2061
小型二輪（250cc超）	

#### 環境性能割

新車・中古車を問わず、50万円を超える価格で車両を取得した場合に課税されます。

### 町たばこ税

町内でたばこを買う場合、その代金の一部がたばこ税として町に納められます。

### 入湯税

鉱泉（温泉など）に入湯する方に対し、課税されます。

### 税金の納付方法

#### ・口座振替

金融機関の口座から自動振替で納めることができます。口座振替依頼書（税務課や町内各金融機関にあります）に必要事項を記載し、口座がある金融機関に提出してください。

#### 必要なもの

口座振替依頼書、預金通帳、通帳の届出印

#### ・口座振替ができる税金の種類

町・府民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税

#### ・口座振替ができる金融機関

京都銀行、南都銀行、京都やましろ農業協同組合、りそな銀行、みずほ銀行、関西みらい銀行、三井住友銀行、京都信用金庫、三菱UFJ銀行、京都中央信用金庫、ゆうちょ銀行の各支店・出張所

#### ・納付書による納付

#### 金融機関などによる納付

納付書裏面に記載の金融機関などに納めてください。

#### コンビニ納付（現金のみ）

バーコードが印字された納付書の税金は、コンビニで納めることができます。コンビニ取扱期限を過ぎた後は、納めることができません。納付書に記載の「コンビニ取扱期限」を必ず確認してください。

#### ・キャッシュレス決済による納付

専用アプリをダウンロードし、納付書に印字されたバーコードをカメラで読み取ってください。ただし、領収書は発行されませんので、領収書が必要な方はキャッシュレス決済以外の方法で納付してください。「スマホ取扱期限」を過ぎた後は、納めることができません。納付書に記載の「スマホ取扱期限」を必ず確認してください。

#### 利用できるスマートフォンアプリ

- ・Pay Pay 請求書払い
- ・Pay B
- ・au PAY 請求書支払い
- ・FamiPay 請求書支払い

※スマホ決済事業者によっては、決済時に条件（本人確認）がありますので、事業者ホームページなどで確認してください。

#### ・二次元コードに対応した金融機関やスマート決済などの納付

二次元コードが印刷された納付書で、精華町指定の金融機関以外の金融機関（全国の都市銀行・地方銀行・ゆうちょ銀行など）での納付や、スマ

木決済での納付（二次元コード読み込み）、地方税共通納税システム「地方税お支払サイト」で納付ができます。

#### 【地方税お支払サイト】

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>



※対象税目は、町府民税（普通徴収）、固定資産

税・都市計画税、軽自動車税（種別割）です。

#### ・税金を納めるのが難しいとき

納期限までに税金が納付されないときは、督促手数料や延滞金が加算されます。放置しておくと、財産の差し押さえなどの滞納処分を受けることがあります。

やむを得ない事情により、納期限までに納付が難しい方は、税務課に相談してください。納期限を過ぎて督促状が届いた後は、京都地方税機構（滞納整理事務の権限移管先）に相談してください。

## 税の納期一覧

税金の種類		月											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
町民税	普通徴収			1期		2期		3期			4期		
	特別徴収	徴収した月の翌月10日まで											
固定資産税・ 都市計画税		1期			2期					3期			4期
軽自動車税（種別割）		全期											
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	

## 税に関する主な証明

証明の種類	主な使用目的	申請に必要なもの	手数料（1件）
評価証明（土地・家屋）★	税申告、保証人、資金の借入、登記（登録免許税算定、所有権移転など）	本人および同一世帯員の場合 …本人確認できるもの 代理人の場合…委任状と代理人の本人確認できるもの	300円
住宅用家屋証明	登録免許税の軽減申請	認印、建築確認済証、検査済証、登記申請書および登記完了証または登記事項証明書、住民票（いずれもコピーで可）、長期優良住宅の場合は認定申請書と認定通知書の写し、そのほか条件により必要となる書類	1,300円
軽自動車車検用納税証明	軽自動車・排気量250cc超の二輪車の車検のとき	本人および同一世帯員の場合 …本人確認できるもの、または自動車検査証（コピー也可） 代理人の場合…自動車検査証（コピー也可）	無料
納税証明★	保証人、資金の借入など		
課税（非課税）証明★◆	保証人、資金の借入、扶養の手続き、児童手当申請など	本人および同一世帯員の場合 …本人確認できるもの 代理人の場合…委任状と代理人の本人確認できるもの	300円
所得証明★◆	保証人、資金の借入、扶養の手続きなど		
営業証明★	車両登録申請など		
自動車臨時運行許可★	自動車検査証の有効期間の満了する日を過ぎた自動車の継続検査など	自動車検査証など（原本）、運転免許証、自動車損害賠償責任保険の証明書など（原本）	750円
土地台帳閲覧	土地の記載事項の確認		300円
地籍図閲覧	地番の配置などの確認		300円

★印は、請求者の本人確認を行っています。窓口に来られる方は、顔写真付きの公的証明書（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）、またはこれに準じる証明書（健康保険証、年金証書など）を掲示してください。

◆印は現年度分に限り、全国のコンビニエンスストアや町役場に設置されているマルチコピー機でも発行できます（利⽤者証明用電子証明書付きのマイナンバーカードが必要です）。

# 出産・子育て・教育

## 妊娠

### 母子健康包括支援センター

#### 母子健康包括支援センター 回95-1931

妊娠・出産・子育てに関する相談窓口です。親子（母子）健康手帳交付時には、全ての妊婦さんに直接お話を伺います。また、町の子育て情報の案内や電話相談・面談・訪問も実施しています。

### 親子（母子）健康手帳

#### 健康推進課 回95-1905

妊娠に気づいたら早めに医療機関を受診しましょう。妊娠が確定したら速やかに妊娠の届出をしてください。届出をされた方に親子（母子）健康手帳の交付、妊産婦健康診査公費負担受診券などの発行を行っています。

### 産前・産後サポート事業

#### 健康推進課 回95-1905

妊娠、出産、育児、産後のこころやからだのことについて、助産師や保健師などが相談に応じています。必要に応じて訪問も行っています。

### 不妊治療などへの給付

#### 健康推進課 回95-1905

不妊治療や不育治療を受けている夫婦に、治療に要する費用の一部を助成します。

### マタニティフェア 健康推進課 回95-1905

精華町のプレママ・プレパパが安心して出産・育児を迎えるよう、保健師、助産師、保育士などが妊娠・出産・育児に関する疑問や地域の子育て情報を伝えします。

- 内容：助産師の話・育児体験・妊婦体験・腹部タッチケア・ペアマッサージ・子育て情報コーナーなど

### 産科受診等支援事業

#### 健康推進課 回95-1905

市町村民税非課税世帯の妊婦の方に、妊娠判定に係る初回産科受診料の支援を行うとともに、医

療機関と連携して継続支援を行います。

## 妊婦のための支援給付事業

### 健康推進課 回95-1905

全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期まで身近で相談に応じ、様々なニーズに応じた支援につなぐ伴走型相談支援と、経済的支援（給付金の支給）を一体的に実施します。対象者には直接申請書を配布します。

## 産前産後ヘルパー派遣事業

### 健康推進課 回95-1905

日中、家族などから援助が受けられず、家事や育児などに対して不安・負担を抱えた支援の必要性の高い妊産婦の家庭に対し、ヘルパーを派遣し、家事・育児のサポートを実施します（有料）。

## 出産後

### 新生児・乳児家庭訪問

#### 健康推進課 回95-1905

保健師や助産師が、家庭を訪問し、身体計測、母子保健サービスなどの紹介や育児相談を行っています。

### 乳幼児健康診査 健康推進課 回95-1905

子どもの発育・発達の確認のため、乳幼児健康診査を行っています。対象となる子どもがいる家庭には個別にお知らせします。

- 3～4ヶ月児健康診査
- 9～10ヶ月児健康診査
- 1歳6ヶ月児健康診査
- 2歳4ヶ月児健康診査
- 3歳6ヶ月児健康診査
- 5歳児健康診査

### 未熟児養育医療 健康推進課 回95-1905

出生体重が2,000グラム以下、または身体の発育が未熟なまま生まれた赤ちゃんが、指定医療機関【注】に入院している場合、所得に応じ、入院に要する医療費の一部が公費負担されます。

【注】指定医療機関については問い合わせてください。

## 産後ケア事業 健康推進課 団95-1905

出産・育児による体の疲れや慣れない育児など  
に関し、医療機関や助産所で宿泊または日帰りに  
より、母の心身のケアや沐浴・授乳方法など、育  
児相談が受けられます（最大7日間、有料）。

### 対象者

出産直後から産後1年未満の母と乳児で、以下の①②両方に該当される方  
① 家族などから支援が受けられない  
② 体調不良や育児の不安がある

## 子どもの定期予防接種

- 定期予防接種は、予防接種法に基づいて実施しているものです。費用は無料です。
- 町では、医療機関での個別接種を実施しています。
- 対象者には、出生届出時に健康推進課の窓口で予診票を交付します。予防接種の接種間隔・接種期限など、詳しくは『乳幼児健康診査・定期予防接種のお知らせ』（発行：健康推進課）、または町のホームページで確認してください。
- 京都府、奈良県以外の医療機関で接種を希望する方は、事前に申請が必要です。健康推進課に問い合わせてください。

予防接種名	接種回数
小児用肺炎球菌	4【注1】
B型肝炎	3
五種混合【DPT-IPV-Hib】（百日咳・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ）	4
BCG	1
水痘（水ぼうそう）	2
MR（麻しん風しん混合）	2
日本脳炎	4
二種混合【DT】（ジフテリア・破傷風）	1
子宮頸がん予防	2～3【注2】
ロタ	2～3【注3】

【注1】接種開始時期により接種回数が変わります。

【注2】シルガード（9価ワクチン）を15歳になるまでに初回接種した場合のみ、2回接種となります。

【注3】ロタリックスの場合は2回、ロタテックの場合は3回接種となります。効果に違いはありません。

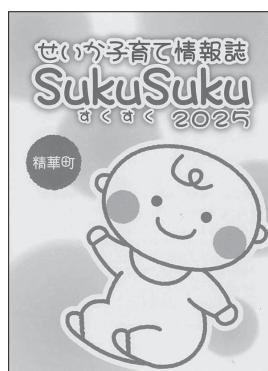
## 町内実施医療機関（50音順）

医療機関名	電話番号	所在地	小	肝	五	B	水	MR	日	ニ	子	口
おく内科医院	72-7023	桜が丘三丁目2番地1 エスペローマ高の原ウエスト1番館	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
岸田内科医院	95-1771	精華台二丁目17番地10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
くわはらこどもクリニック	98-2788	精華台四丁目21番地14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
コマダ診療所	93-1787	菱田宮川原10番地	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
下里医院	72-1212	山田下川原22番地2	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
たけうちファミリークリニック	95-2020	狛田二丁目5番地5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平田内科医院	95-3400	光台七丁目14番地3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
村西循環器クリニック	74-8133	狛田一丁目13番地16 (スーパーサンフレッシュ狛田店内)	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×
山田内科クリニック	98-3660	精華台二丁目10番地94	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
芳川医院	71-0014	桜が丘三丁目24番地7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

凡例: 小=小児用肺炎球菌、肝=B型肝炎、五=五種混合、B=BCG、水=水痘、MR=麻しん風しん混合、日=日本脳炎、ニ=二種混合、子=子宮頸がん予防、口=ロタ、○=実施あり、×=実施無し

## 子育て・教育

子育て情報について、詳しくは、「せいか子育て情報誌 SukuSuku」をご覧ください



## 保育所・幼稚園

保育所 子育て支援課 95-1917

保護者が仕事や病気などのため、日中家庭で子どもの保育ができない場合、保護者に代わって保育をする児童福祉施設です。

## 利用対象となる場合

- 1ヶ月に60時間以上、仕事をしている。
- 妊娠・出産
- 保護者の病気・障害
- 同居または長期入院中の親族の看護・介護

- 災害復旧
- 求職活動（起業準備を含む）
- 就学（職業訓練を含む）
- 虐待やDVの恐れがある。
- そのほか、町が認める場合

## 子どもの年齢

満6ヶ月から就学前まで

## 時間

（日曜日・祝休日・年末年始を除く）

	保育時間	時間外・延長保育
平 日	午前8時30分～ 午後4時30分	・午前7時～8時30分 ・午後4時30分～7時
土 曜 日	午前8時30分～ 正午	・午前7時～8時30分 ・正午～午後4時

## 利用者負担額（保育料）

- 保護者の町民税の税額で決まります。（3歳児クラスから無償。ただし副食費が必要となります。）

## 町内の保育所

保育所	所在地	電話番号
ほうその保育所	祝園一ノ間3番地1	94-3530
こまだ保育所	下狛浄楽76、77、78番地	94-3400
いけたに保育所	桜が丘三丁目2番地2	72-3530
ひかりだい保育所	光台四丁目50番地3	95-3651
せいかだい保育所	精華台二丁目11番地1	98-3866

## 小規模保育事業 子育て支援課 回95-1917

さまざまな需要に応えることを目的に、0歳児(満6ヶ月)～2歳児を対象に、少人数で保育をしています。次の施設は、社会福祉法人京都長尾会が運営しています。

保育所	所在地	電話番号
チャイルド・ルーム・ヒナ	精華台二丁目13番地3	95-0180
す も も 園	祝園西一丁目16番地11	66-6212

### 時間

月～金曜日 ※土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日から翌1月30日、警報発令時を除く)

午前9時～午後5時

### 利用方法

予約については、下記の二次元コードから確認してください。



## 幼稚園

## 学校教育課 回95-1906

町内には、次の私立幼稚園があります(公立はありません)。詳しくは、各園へ問い合わせてください。

幼稚園	所在地	電話番号
精華聖マリア幼稚園	南稻八妻丸山2番地	94-2059
光が丘幼稚園	山田金掘9番地	72-1922
星の光幼稚園	光台四丁目50番地1	95-3343

## そのほかの保育事業

### 一時預かり事業 子育て支援課 回95-1917

保護者の病気や仕事、リフレッシュなどの理由で一時的に保育を必要とする場合に保育をします。直接、利用する保育所に問い合わせてください。

#### 実施保育所

ひかりだい保育所 回95-3651

せいかだい保育所 回98-3866  
チャイルド・ルーム・ヒナ

すもも園 回66-6212

## 病児・病後児保育事業

### 子育て支援課 回95-1917

けがや病気中で、保育所や放課後児童クラブなどに通えない子どもで、保護者の都合により家庭での保育ができない児童を、一時的に保育する事業を実施しています。

#### 対象者

生後6ヶ月～小学校6年生まで

#### 場所

キッズケアHanane  
たけうちファミリークリニック併設

### ファミリー・サポート・センター事業

### 精華町社会福祉協議会 回94-4573

保育施設などへの送迎や、一時的な子どもの預かりなどを行っています。このサービスは、「サポートを受けたい方(依頼会員)」と「サポートしたい方(援助会員)」が会員(入会無料)となり助け合うもので、社会福祉法人 精華町社会福祉協議会が運営しています。

#### 利用対象者(依頼会員)

おおむね生後3ヶ月から小学校6年生までのお子さんをお持ちの方

#### 料金

平日 午前7時～午後8時	700円(1時間)
土・日曜日、祝休日 午前7時～午後8時	800円(1時間)

※年末年始(12月29日～1月3日)の利用はありません。

### 子育て支援センター

### 子育て支援センター 回98-4001

就園前の子どもを対象に、親子で遊んだり、親同士のつながりや情報交換の場として、さまざまな子育て支援事業などを行っています。詳しくは、「せいか子育て情報誌 SukuSuku」または「子育て支援センターだより」(偶数月発行)で確認してください。

#### ひろば

### 子育て支援課 回95-1917

乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、交流や育児相談などができる場を提供し、安心して子育て・子育ちができる環境をつくり、地域の子育て機能の充実を図ることを目的とした「ひろば」を開設しています。

内容・日時など詳しくは、「せいか子育て情報誌SukuSuku」で確認してください。

## にこにこ子育て応援事業（乳幼児用品の貸し出し） 子育て支援課 回95-1917

町内在住の乳幼児（満1歳未満の乳児）の保護者に、チャイルドシートやベビーカー、ベビーベッドなどの乳幼児用品を貸し出しています。（利用料が必要です。ただし第3子以降の乳幼児が利用する場合、利用料は無料です。）

## ひとり親世帯乳児用紙おむつ支給事業

精華町共同募金委員会（精華町社会福祉協議会内）回94-4573

町内で寄せられた赤い羽根共同募金を財源として次の条件を満たす世帯に対して、毎月1回自宅まで紙おむつを無料で配達する子育て支援事業です。

### 対象者

町内に在住し、次の両方の条件を満たす方

①児童扶養手当を受給している世帯（全部停止は対象外）

②満2歳までの子を養育している世帯

※満2歳の誕生日が属する月を最終支給月とする。

### 事業内容

毎月1回、利用者宅へ乳児用紙おむつを配達し、保護者の悩みごとなどを聞きとり、必要に応じて行政などの関係機関に相談します。（おむつは2パックを限度として選択）

### 利用方法

指定の申込書と次の必要書類を精華町共同募金委員会事務局（社協法人運営室内）に提出することで原則、受理された日の翌月から利用できます。

①児童扶養手当証書

②対象児童の生年月日が確認できる公的書類

※利用者負担金は無料。

※原則として手渡しさせていただきます。

## 子育て短期支援事業

子育て支援課 回95-1917

### ショートステイ事業

保護者が入院や出張、育児疲れなどのため、一時的に家庭で子どもをみられなくなったとき、子どもをお預りします（1カ月7日以内、短時間でも利用できます）。

### トワイライトステイ事業

保護者が仕事などの理由で、平日の夜間や休日に子どもをみられなくなったとき、子どもをお預かりします（6カ月以内、1日4時間程度）。

### 認可外保育施設等を利用の方へ

子育て支援課 回95-1917

3～5歳児クラスの利用料のうち月額37,000円までが申請により給付されます。

0～2歳児クラスで住民税非課税世帯の子どもは、利用料が月額42,000円までが対象となります。上記の給付を受けるには、保育の必要性の認定が必要となりますので、事前に子育て支援課に相談してください。

※認可外保育施設等とは届け出済み認可外保育施設や一時預かり事業などです。

### 私立幼稚園補助金

学校教育課 回95-1906

私立幼稚園に子どもを通所させている保護者に、子ども1人あたり月額3,000円の補助金を交付します。

※子ども・子育て支援新制度に移行された施設型給付幼稚園と認定こども園は対象外です。

## 小・中学校

### 入学するとき

学校教育課 回95-1906

対象となる子どもの保護者に、1月末頃、入学校と入学日を記載した「入学通知書」を送付します。次の場合は、学校教育課に連絡してください。

- ・「入学通知書」が届かない。
- ・「入学通知書」を受け取った後に転居・転出する。
- ・「入学通知書」の氏名、生年月日などの記載が間違っている。
- ・国立、府立、私立の学校に入学する。
- ・心身の障害や病気などのため、入学をやめたい、または延期したい。

## 猶予、免除を申請するとき

### 学校教育課 回95-1906

心身の障害や病気、そのほかの理由で就学できない子どもは、就学義務の猶予、免除が受けられます。

「就学義務の猶予（免除）願書、医師などの証明書」を提出してください。

※障害がある場合、状態によっては、特別支援学級に入級して、子どもの適性に応じた指導を受けることができます。

## 転入学するとき 学校教育課 回95-1906

### 転入するとき

「就学通知書」と、前の学校で受け取った「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を、転入先の学校に提出してください。

### 転出するとき

学校から受け取った「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を、転出先の学校に提出してください。

## 町内の小・中学校 学校教育課 回95-1906

小学校	所在地	電話番号
精北小学校	下狛河原田44番地	93-0231
川西小学校	北稲八間畠ケ田15番地1	94-2024
山田荘小学校	桜が丘二丁目22番地1	72-0545
東光小学校	光台七丁目43番地	95-0400
精華台小学校	精華台一丁目2番地1	98-0310
中学校	所在地	電話番号
精華中学校	南稲八妻丸山7番地	94-2013
精華南中学校	桜が丘二丁目3番地1	72-5222
精華西中学校	光台九丁目1番地	95-3700

## 就学時健康診断 学校教育課 回95-1906

小学校へ新1年生として入学する子どもを対象に、健康診断を行います。入学前の10月・11月頃に町内小学校で実施します。また、学校教育課から対象者へ事前に通知します。なお、費用は無料です。

## 放課後児童クラブ

### 子育て支援課 回95-1917

保護者が仕事などで日中家にいない児童（小学1～6年生）をお預かりします。

### 時間

平日：下校時～午後6時（延長利用は午後6時～7時）

土曜日、春・夏・冬休み：午前8時～午後6時

※土曜は延長利用なし

### 利用料

月額 5,000円（延長は+2,000円）

### そのほか

詳しくは、「放課後児童クラブ 利用案内 & しおり」で確認してください。

## 義務教育就学援助費

### 学校教育課 回95-1906

経済的な理由で、町立小・中学校の義務教育費（学用品費、校外活動費、修学旅行費、新入学学用品費など）の負担が困難な保護者で支給基準を満たす方に、経費の一部を援助します（申請が必要）。

## 教育相談

### 教育支援室 回95-1923

家庭での教育や進路などについて、小・中学生の保護者からの相談に応じます。

## 障害のある子どもの就学相談

### 教育支援室 回95-1923

障害のある子どもに、発達や障害の種類・程度に応じた就学・教育相談や支援など、さまざまな活動を行っています。

## 児童のための手当、助成、援護

### 児童手当

### 子育て支援課 回95-1917

令和6年10月より、児童手当の制度が一部変更となりました。所得の額にかかわらず、高校生年代までの子を養育している方に児童手当を支給します。

### 手当の額（児童1人あたり）

3歳未満……………月額15,000円

3歳以上高校生年代まで……月額10,000円

(第3子以降は月額30,000円)

**必要書類**

認定請求書、受給者の健康保険被保険者証または資格確認書の写し(国民年金の加入者は不要)、受給者・配偶者のマイナンバーが確認できる書類、受給者名義の金融機関口座の分かるもの(通帳、またはキャッシュカード)など

**児童扶養手当 子育て支援課 国95-1917**

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親家庭)などの生活の安定と自立の促進および児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です(公的年金受給額が児童扶養手当額を上回る場合や所得制限により支給されない場合あり)。

**対象者**

18歳に達する日以降最初の3月31日まで(中程度以上の障害がある場合は20歳未満)の子どもを持つ保護者

**必要書類**

認定請求書、戸籍謄本、請求者・対象児童扶養義務者のマイナンバーが確認できる書類、請求者の本人確認書類、申請者名義の金融機関口座の分かるもの(通帳)など

**特別児童扶養手当**

**子育て支援課 国95-1917**

精神または身体に中程度以上の障害のある児童を家庭で養育している父母、または父母に代わってその児童の養育をしている方に支給される手当です(所得制限あり)。

**対象者**

20歳未満で、中程度以上の障害のある児童を持つ保護者

**必要書類**

認定請求書、医師の診断書、戸籍謄本、身体障害者手帳・療育手帳を持っている方はその写し、請求者、配偶者、対象児童、扶養義務者のマイナンバーが確認できる書類、請求者の本人確認書類、申請者名義の金融機関口座の分かるもの(通帳)

など

※手帳の等級によっては、診断書の提出を省略できる場合があります。

**子どもの医療費助成**

**国保医療課 国95-1929**

医療費(保険適用分)の自己負担金の一部を助成します(学校や保育所などでのがや交通事故などでのがの場合は助成が受けられません)。検診などの保険外診療は助成できません。

**対象者**

高校卒業までの子ども(満18歳を迎えた日以降、最初の3月31日まで)

**必要書類**

保険に加入していることが書面で分かるもの(保険証、資格確認書など)

**注意事項**

申請の日から利用できます(出生の場合は3ヶ月以内の申請に限り出生日から)。対象者の範囲や助成の内容は変更されることがあります。

**ひとり親家庭等の医療費助成**

**国保医療課 国95-1929**

医療費(保険適用分)の自己負担金を助成します(学校や保育所などでのがや、交通事故などでのがの場合は助成が受けられません)。検診などの保険外診療は助成できません。所得に関する審査があります。認定者には福祉医療費受給者証を交付します。

**対象者**

ひとり親家庭の18歳まで(満18歳を迎えた日以降、最初の3月31日まで)の子どもとその親、または両親のいない子ども

**必要書類**

保険に加入していることが書面で分かるもの(保険証、資格確認書など)、母子・父子家庭であることを証明するもの、転入者は前住所地などで発行の課税証明書(本人、同一世帯全員の分)

**注意事項**

申請の日から利用できます。対象者の範囲や助

成の内容は、変更される場合があります。

## かふ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度

山城南保健所福祉課 回72-0979

母子家庭の母や父子家庭の父、寡婦の方の経済的自立と扶養している児童の福祉の増進を目的とする無利子または低利の貸付制度です。

### 貸付種類

修学資金、修業資金、就学支度資金、就職支度資金、生活資金、技能習得資金、住宅資金  
※償還期限は、資金の種類により、3年から20年間までとなっています。所得制限など審査がありますので、早めに相談してください。

## 母子・寡婦福祉相談

山城南保健所 回72-0979

母子家庭や寡婦の方の自立生活を支援するための相談に応じます。

## ひとり親家庭奨学金

子育て支援課 回95-1917

ひとり親家庭の児童の教育や養育に必要な経費に対して支給します。京都府の他制度による奨学金（高校生給付型奨学金など）を受給している方には支給されません。

### 対象

乳幼児から高校1年生までの子どもを持つ父または母

## 児童相談

宇治児童相談所京田辺支所 回68-5520

子どものさまざまな問題に、調査・判定・措置など幅広く専門的に相談に応じます。

山城こども家庭センターだいわ 回98-3846

子どもを抱える家庭をサポートすることを目的とした相談機関です。

子育て支援課 回95-1917

子育てに関するさまざまな問題に家庭相談員が幅広く相談に応じます。

## 児童相談所全国共通ダイヤル

回189

24時間365日、児童虐待の相談・通告を受け付けます。

## 子どもの人権110番

地方法務局 フリーダイヤル 回0120-007-110  
いじめ・体罰・不登校・児童虐待など、子どもの人権に関わる問題全般の相談に応じます。

## 遺児福祉手当

子育て支援課 回95-1917

父母または養父母が、不慮の災害・疾病・交通事故などで死亡した、義務教育修了前の児童を養育している方に月額3,000円を手当として支給します。

## 高校生給付型奨学金

社会福祉課 回95-1904

生活保護を受けている世帯や市町村民税非課税世帯の子どもに、高等学校などの修学に必要な経費を支給します。

※山城南保健所（回72-0979）でも対応しています。

## 健康・医療

詳しくは、「せいか健康だより」で確認してください。



### 健康づくり教室・相談

#### 健康推進課 国95-1905

保健師などが食事管理や健康に関する相談に応じます。

自治会や老人会などの各種団体に、健康づくりの情報提供や相談なども行っています。

### 健康手帳 健康推進課 国95-1905

自分の健康状態を記録し、健康管理に役立てるものです。町内在住の40歳以上で、希望する方に配布しています。

### 成人健(検)診

#### 健康推進課 国95-1905

#### 国保医療課 国95-1929

町では、住民の皆さんの健康の維持・増進のため、次の健(検)診を行っています。

- ・特定健康診査(生活習慣病・フレイルチェックのための健診)…40歳以上の精華町国民健康保険被保険者・生活保護受給者・後期高齢者医療制度被保険者
- ・肺がん(結核)検診…40歳以上
- ・胃がん検診(バリウム・胃カメラ)…50歳以上(2年に1回)

- ・大腸がん検診…40歳以上
- ・乳がん検診…40歳以上の女性(2年に1回)
- ・子宮頸がん検診…20歳以上の女性(2年に1回)
- ・前立腺がん検診…50歳以上の男性(2年に1回)
- ・骨密度測定…20歳以上の女性の方(5歳刻み)
- ・人間ドック…30歳以上
- ・脳ドック…30~74歳

- ・後期間高齢者歯科健診…76歳の方  
※対象者には個別にお知らせします。
- ・歯周病検診…20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳の方  
※対象者には個別にお知らせします。

※健(検)診項目によっては、既に今年度の申し込みや実施が終了しているものがあります。

### 高齢者の予防接種 健康推進課 国95-1905

種類	対象者	周知方法
インフルエンザ 新型コロナ	①接種日現在で65歳以上の方 ②接種日現在60~65歳未満の方で、心臓や腎臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有し、その程度が身体障害1級相当の方	10~1月頃 町広報誌などでお知らせします。
肺炎球菌	①接種日現在で65歳の方 ②接種日現在60~65歳未満の方で、心臓や腎臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有し、その程度が身体障害1級相当の方	対象者には順次個別にお知らせします。
帯状疱疹	①年度中に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳以上(全員)になる方 ②接種日現在60歳以上65歳未満で、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能の障害があり、日常生活がほとんど不可能な方	対象者には順次個別にお知らせします。

## 町内保健事業実施医療機関など

健康推進課 回95-1905

病院・医院（順不同）

医療機関名	電話番号	所在地	診療科目
村西循環器クリニック	74-8133	狛田一丁目13-16 (スーパーサンフレッシュ狛田店内)	内科・循環器内科・呼吸器内科
コマダ診療所	93-1787	菱田宮川原10	内科・外科・整形外科
たけうちファミリークリニック	95-2020	狛田二丁目5-5	小児科・小児外科・内科
古田診療所	93-2216	祝園門田8	整形外科・外科・内科・リハビリテーション科
柳沢在宅クリニック	98-1557	祝園長塚16-3 今井駅前ビル102	内科
精華町国民健康保険病院	94-2076	祝園砂子田7	内科・外科・整形外科・人工透析・リハビリテーション科・皮膚科・歯科・口腔外科・泌尿器科
山本整形外科	98-3555	祝園西一丁目24-3祝園駅西医療ビル	整形外科・リウマチ科・リハビリテーション科・放射線科
桜井眼科	93-4208	祝園西一丁目24-3祝園駅西医療ビル	眼科
鈴木耳鼻咽喉科	98-4033	祝園西一丁目24-3祝園駅西医療ビル	耳鼻咽喉科
藤木医院	94-2006	祝園西一丁目24-15	内科
岸田内科医院	95-1771	精華台二丁目17-10	内科・老年内科・消化器内科
山田内科クリニック	98-3660	精華台二丁目10-94	内科・神経内科・リハビリテーション科
学研都市病院	98-2123	精華台七丁目4-1	内科・循環器内科・消化器内科・整形外科・脳神経外科・呼吸器内科・外科・眼科・泌尿器科・リハビリテーション科・小児科・放射線科・皮膚科・麻酔科・神経内科
くわはらこどもクリニック	98-2788	精華台四丁目21-14	小児科
杉本整形外科医院	95-3110	精華台九丁目2-4 アビタタウンけいはんな南館2F	整形外科・リウマチ科・リハビリテーション科
平田内科医院	95-3400	光台七丁目14-3	内科・消化器科・循環器科
下里医院	72-1212	山田下川原22-2	内科・婦人科・麻酔科
おく内科医院	72-7023	桜が丘三丁目2-1 エスペローマ高の原ウエスト1番館	内科・リウマチ科・糖尿病代謝内科・消化器内科
芳川医院	71-0014	桜が丘三丁目24-7	内科・小児科
島谷クリニック	66-1850	桜が丘四丁目25-4	内科・消化器内科・外科
松川耳鼻咽喉科医院	72-8851	桜が丘四丁目24-17	耳鼻咽喉科・アレルギー科
みう眼科クリニック	72-1120	桜が丘四丁目24-11	眼科

## 歯科（順不同）

医療機関名	電話番号	所在地	診療科目
新司歯科医院	94-2222	菱田宮川原29-5	歯科・小児歯科
今井歯科医院	93-3100	菱田ハサマ9	歯科・小児歯科・口腔外科
歯科よしおか	95-4181	下狛下新庄38-4	歯科・矯正歯科・小児歯科・口腔外科
添田歯科診療所	93-1192	祝園長塚15 報文堂マルコビル1F	歯科・口腔外科
森田歯科医院	94-4330	祝園西一丁目22-5 寺島ビル103	歯科・小児歯科・矯正歯科・口腔外科
おざさ歯科医院	95-3918	祝園西一丁目9-46 せいかガーデンシティ2F	歯科・小児歯科・口腔外科
たなか歯科	93-3722	祝園西一丁目30-3 2F	歯科・小児歯科・矯正歯科・口腔外科
よしだ歯科クリニック	93-4184	精華台三丁目12-1	歯科・小児歯科
住岡歯科医院	95-0986	光台四丁目56-7	歯科・矯正歯科・小児歯科
田上歯科医院	93-0772	光台七丁目14-8	歯科・小児歯科・口腔外科
ゆうま歯科	94-6996	山田下川原11-1	歯科・小児歯科・口腔外科
たつみ歯科	73-2021	桜が丘一丁目15-11	歯科・小児歯科・口腔外科
高田歯科医院	73-2211	桜が丘三丁目2-1 エスペローマ高の原3号	歯科・小児歯科
フジタ歯科	73-8810	桜が丘四丁目23-9	歯科・小児歯科
うちだ歯科クリニック	73-2030	桜が丘四丁目24-17-201	歯科・小児歯科・口腔外科

## 助産院（順不同）

助産院名	電話番号	所在地	
悠育助産院	98-3355	精華台四丁目21-14	分娩・妊婦健診等



# 福 祉

## 高齢者の方

### 介護保険制度

高齢福祉課 団95-1932

高齢者などの介護費用を、国・地方自治体と国民が負担し、社会全体で支える制度です。原則として40歳以上の全ての方は、加入する義務があります。

対象者	保険料	納付方法
第1号被保険者 (65歳以上の方)	前年の所得によって決定します。	年額18万円以上の年金受給者は、原則年金から引き去ります。 【特別徴収】
第2号被保険者 (40歳以上 65歳未満の方)	加入の医療保険ごとに計算の仕方・金額が異なります。	医療保険料と合わせて支払っていただきます。

### 介護保険サービスを受ける方法

①申請	②心身状態の調査	③要介護度の認定	④サービスの利用	⑤認定を更新(または変更の申請)
申請者 本人または家族。そのほか代理人(成年後見人・地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・介護保険施設)の代理申請可。	調査員が申請者の自宅を訪問し、心身の状態や日常生活動作などを聞きます。また、町が申請者の主治医に意見書の作成を依頼します。	②を基に、要介護度が審査・判定されます。認定の結果は、申請日からおおむね30日でお知らせします。	要介護5 要介護4 要介護3 要介護2 要介護1  要支援2 要支援1	認定には、有効期限があります。継続してサービスを利用する場合、期限内に更新の申請が必要です。また、認定期間内に心身の状態が悪化した場合は、変更の申請ができます。更新(変更)申請はケアマネジャーの代理申請可。



要支援1・2の認定を受けた方		要介護1～5の認定を受けた方	
地域包括支援センターが作成した介護予防サービス計画(ケアプラン)に沿って、 <a href="#">介護予防サービス</a> を利用します。		居宅介護支援事業者または介護保険施設が作成した介護サービス計画(ケアプラン)に沿って、 <a href="#">介護サービス</a> を利用します。	
在宅サービス	地域密着型サービス	在宅サービス	地域密着型サービス
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防訪問入浴介護</li> <li>・介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>・介護予防居宅療養管理指導</li> <li>・介護予防訪問看護</li> <li>・介護予防通所リハビリテーション</li> <li>・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)</li> <li>・介護予防短期入所療養介護(医療型ショートステイ)</li> <li>・介護予防福祉用具貸与</li> <li>・特定介護予防福祉用具購入費の補助</li> <li>・介護予防住宅改修費の補助</li> <li>・介護予防特定施設入居者生活介護</li> <li>・総合事業(通所型サービス、訪問型サービス)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>・介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム:要支援1の方は利用できません)</li> <li>・介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>・介護予防通所介護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護(ホームヘルプサービス)</li> <li>・訪問入浴介護</li> <li>・訪問リハビリテーション</li> <li>・居宅療養管理指導</li> <li>・訪問看護</li> <li>・通所介護(デイサービス)</li> <li>・通所リハビリテーション</li> <li>・短期入所生活介護(ショートステイ)</li> <li>・短期入所療養介護(療養型ショートステイ)</li> <li>・福祉用具貸与</li> <li>・特定福祉用具購入費の補助</li> <li>・居宅介護住宅改修費の補助</li> <li>・特定施設入居者生活介護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症対応型通所介護</li> <li>・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)</li> <li>・小規模多機能型居宅介護</li> <li>・地域密着型通所介護</li> </ul>

## 利用者負担

介護（介護予防）サービスを利用するときは、費用の一部を負担することになります。施設に通ったり入ったりして利用するサービスなどは、食費、居住費、日常生活費も利用者の負担になります。

## 特定入所者介護サービス費（負担限度額）

市町村民税非課税世帯など、所得が低い方は、申請により、施設サービスなどの食事・居住費負担に限度額が設定され、これを超える分は、介護保険から給付されます。

## 高額介護サービス費

利用者負担が一定額を超えた場合には、申請により、超えた額を払い戻します。

## 養護老人ホーム

健康で自分の身の回りのことはできるが、環境・経済上の理由で、家庭で生活できないおおむね65歳以上の高齢者の方が入所する施設です。

**費用** 高齢者本人の収入に応じた費用と、扶養義務者（同居している配偶者または子ども、別に生活していても同一世帯と認められる方を含む）の所得税と市町村民税などに応じた費用

## 高齢の方への支援

### 地域包括支援センター

#### 高齢福祉課 国95-1932

介護・福祉・健康・医療など、高齢者をさまざまな面から支援する、公的な総合相談窓口です。

北部地域包括支援センター 〔精北・川西小学校地区〕	高齢者総合福祉施設 神の園 国94-5677
中部地域包括支援センター 〔精華台・東光小学校地区〕	精華町社会福祉協議会 国94-4573
南部地域包括支援センター 〔山田荘小学校地区〕	ファイン桜が丘 国75-1833

### 主な業務

#### ①介護予防ケアマネジメント（介護予防プランの作成）

要支援の認定を受けた方などが、介護が必要とならないように、自立に向けた支援を行います。

#### ②総合相談支援

65歳以上の方や、その家族、近隣に暮らす方の介護、福祉、健康、医療に関する相談支援を行います。

#### ③権利擁護

成年後見制度の活用や、高齢者虐待・消費者被害の防止に向けた支援を行います。

#### ④包括的・継続的ケアマネジメント支援

ケアマネジャー・事業所・医療機関などと連携し、一体的な支援を行います。

## 医療費の助成 国保医療課 国95-1929

医療費（保険適用分）の自己負担金の一部を助成します。所得に関する審査があります。認定者には福祉医療費受給者証を交付します。適用開始日など、詳しくは問い合わせてください。

対象者	必要なもの
高齢者（65歳以上70歳未満）の方	保険に加入していることが書面で分かるもの（保険証、資格確認書など）、転入者は前住所地などで発行の課税証明書（本人・同一世帯全員の分）
障害のある方※	後期高齢者医療制度の資格確認書、該当する手帳、転入者は前住所地などで発行の課税証明書（本人・同一世帯全員の分）

※後期高齢者医療制度に加入されている方で、次のいずれかの手帳を持っている方

- ・身体障害者手帳1・2級
- ・療育手帳A・B
- ・精神障害者保健福祉手帳1級
- ・精神障害者保健福祉手帳2級かつ身体障害者手帳3級
- ・直近の更新で1級から2級に変更となった精神障害者保健福祉手帳

## 高齢者の方のサービス一覧

サービス	対象者	内容	問い合わせ
日常生活の用具の給付・貸し出し	在宅高齢者の方 (65歳で在宅介護が必要な方)	火災警報器、自動消火器、電磁調理器の給付 費用 世帯の所得に応じた費用	高齢福祉課 TEL 95-1932
	町内在住で一時的に車いすが必要な方	車いすの貸し出し (貸出期間: 最長1ヶ月) 費用 無料	精華町 社会福祉協議会 TEL 94-4573
緊急通報装置の貸し出し	町内在住の65歳以上の方で、日常生活上、常に注意が必要な方	安否の確認・緊急時の連絡手段として、緊急通報装置を貸し出しています。ボタンを押すだけで、24時間看護師が常駐する受信センターに通報できるシステムです。	高齢福祉課 TEL 95-1932
紙おむつなどの給付	町内在住の在宅で寝たきりの高齢者などで、要介護3以上の認定を受け、常時失禁状態にあり、町民税非課税の方	紙おむつなどを給付します。費用の一部負担が必要です。詳しくは問い合わせください。	精華町 社会福祉協議会 TEL 94-4573
寝具の洗濯乾燥消毒サービス	町内在住の在宅で寝たきりの高齢者で、要介護3以上の認定を受けた方	布団を洗濯・乾燥・消毒します。費用の一部負担が必要です。	高齢者総合福祉施設・神の園 TEL 94-4125
在宅高齢者への配食サービス	町内に住所がある満65歳以上の単身世帯、高齢者だけの世帯、これに準じる世帯で、食事を作ることが困難な方	配食サービス(昼食)を行います。 (月～土・祝日) 費用 食材料費などの実費	精華町 社会福祉協議会 TEL 94-4573
外出の支援	町内に住所がある要介護2以上の認定を受けた高齢者で、心身の機能低下に起因して外出することが困難な方	車いす対応車両で病院や公共機関への送迎を行います(付添者必須)。 費用 30分あたり350円(そのほか必要な場合があります)	精華町 社会福祉協議会 TEL 94-4573
鍼灸マッサージなどの施術費助成 <small>しんきゅう</small>	町内に住所がある満65歳以上の方	あんま・マッサージ・指圧・はり・灸の施術費の一部を支給します。 助成額 1回あたり2,000円(町と施術所から1,000円ずつ助成。年間最大6回まで)	高齢福祉課 TEL 95-1932
在日外国人高齢者福祉給付金の支給	年金を受給していない在日外国人	国が措置するまでの間の緊急支援措置として、給付金を支給します。	社会福祉課 TEL 95-1904
補聴器購入費用の助成	町内在住の65歳以上の方で、聴覚障害による身体障害者手帳の交付に該当しない方	補聴器本体の購入費用のうち、2万円を上限として支給(1人1回限り)。	高齢福祉課 TEL 95-1932

## 高齢者を介護する方への支援

サービス	対象者	内容	問い合わせ
在宅高齢者介護者への激励金支給	要介護認定が4または5の、満65歳以上の方を在宅で介護している方	年額3万円の介護者激励金を支給します。詳しくは問い合わせてください。	高齢福祉課 TEL 95-1932
認知症が気になったら…（認知症初期集中支援チーム）	40歳以上で在宅生活をされていて、認知症の心配があり、医療や介護サービスにつながっていない方	医療・保健・福祉に関連する専門職がチームで、医療や介護サービスにつながるよう相談や支援を行います。 <b>北部地域包括支援センター</b> [精北・川西小学校地区] <b>中部地域包括支援センター</b> [精華台・東光小学校地区] <b>南部地域包括支援センター</b> [山田荘小学校地区]	北部地域包括支援センター TEL 94-5677 中部地域包括支援センター TEL 94-4573 南部地域包括支援センター TEL 75-1833
認知症高齢者等SOSネットワーク事業	町内在住で、行方不明となる可能性がある高齢者の方など	認知症などで行方不明になった際に、捜索協力者や捜索団体にメールを一斉配信し地域の支援を得て早期に発見し、高齢者の方などの生命・身体の安全とその家族の方などへの支援を図ります。 ※行方不明となる可能性がある方は、事前登録することができます。	高齢福祉課 TEL 95-1932
精華町安心SOSネットワークシール交付事業	町内在住で、認知症高齢者等SOSネットワークに登録された方	「安心SOSネットワークシール」を交付し、シールを所持品に貼ることで配慮が必要なことを周囲に分かりやすくします。	高齢福祉課 TEL 95-1932
在宅高齢者等介護リフレッシュ事業	町内在住で、寝たきり高齢者などを介護する方	気分転換のため、介護者の交流会、会食会、日帰り旅行など、年間4回程度行います。費用の一部負担が必要です。	高齢福祉課 TEL 95-1932
認知症高齢者等個人賠償責任保険事業	認知症高齢者等SOSネットワーク事業に登録された方	認知症のある方の偶発的な事故によって法律上の損害賠償が発生したとき、損害賠償金を保険で補償するものです。費用は無料です。	高齢福祉課 TEL 95-1932

## 介護職として働く方への支援

福祉と人材の育成・確保のため、養成研修などの受講料の一部を助成します。

サービス	対象者	支援	問い合わせ
介護従事者資格取得受講料助成	町内在住で、介護職員初任者研修課程を修了したことを証明する書類の交付を受け、精華町を通常の事業実施地域にしている介護保険事業所、または障害福祉サービス事業所で6ヶ月以上継続して介護業務に従事している方など	受講料の1/2の額（限度額4万円）を助成します。	社会福祉課 TEL 95-1904

## 素敵なシニアライフのために

### 老人クラブ

高齢福祉課 回95-1932

高齢者が仲間とともに趣味や社会奉仕などの活動を通して、健康の増進や教養の向上を図り、生きがいのある楽しい生活を送るために自主運営されている会員組織です。現在、町内に27団体あります。

### ふれあいサロン推進事業

高齢福祉課 回95-1932

地域のボランティア組織の参加・協力の下、地区集会所などで、おおむね60歳以上の方を対象に、生活指導・相談、健康指導・相談、レクリエーションなどを行っています。費用の一部負担が必要です。

## 介護予防事業

### シニアのための健康づくり講座

高齢福祉課 回95-1932

健康運動実践指導者による元気づくりのヒントになる講話と簡単なエクササイズを行う講座です。

### 専門職の講師派遣

高齢福祉課 回95-1932

町内の高齢者ふれあいサロンなどに、介護予防の講師（栄養指導・口腔指導・認知症予防・運動指導・医師の話など）を派遣しています。

# 障害のある方

社会福祉課 団95-1904

## 手帳の交付

身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
<p>病気・事故などで手足・目・耳や内部器官などに障害のある方に交付され、各種福祉制度を利用するためには、障害に応じた手帳が必要。障害の程度によって1~6級まで区分されます。</p> <p><b>必要書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>交付申請書</li><li>指定医師による診断書</li><li>顔写真1枚（縦4センチ、横3センチ）</li></ul> <p><b>再認定</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>手帳交付のときに指定された次の判定時期</li></ul> <p><b>変更交付申請</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>氏名や町内で住所が変わったとき</li></ul> <p><b>再交付申請</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>紛失・破損したとき</li><li>障害の程度が変わったとき</li></ul> <p><b>身体障害者手帳の返還</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>手帳交付を受けた方が死亡したとき</li><li>法律で定められた障害に該当しなくなったとき</li><li>新しい手帳の交付を受けたとき</li></ul>	<p>児童相談所・家庭支援総合センターで知的障害と判定された方に交付され、各種福祉制度を利用するためには、障害の程度によりA（重度）およびB（中度・軽度）に区分されます。</p> <p><b>必要書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>交付申請書</li><li>生育歴および現在の状態についての調査票</li><li>療育手帳調査書</li><li>顔写真1枚（縦4センチ、横3センチ）</li></ul> <p><b>再判定</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>手帳交付のときに指定された次の判定時期</li></ul> <p><b>変更交付申請</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>氏名や町内で住所が変わったとき</li></ul> <p><b>再交付申請</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>紛失・破損したとき</li><li>障害の程度が変わったとき</li></ul> <p><b>療育手帳の返還</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>手帳交付を受けた方が死亡したとき</li><li>対象事項に該当しなくなったとき</li><li>新しい手帳の交付を受けたとき</li></ul>	<p>精神障害のために長期にわたり、日常生活への制約がある方に交付され、各種福祉制度を利用するためには、障害の程度により、1~3級までに区分され、手帳の有効期限は2年。</p> <p><b>必要書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>交付申請書</li><li>所定の様式の医師の診断書または障害年金証書</li><li>顔写真1枚（縦4センチ、横3センチ）</li></ul> <p><b>変更交付申請</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>氏名や町内で住所が変わったとき</li></ul> <p><b>再交付申請</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>紛失・破損したとき</li><li>障害の程度が変わったとき</li></ul> <p><b>精神障害者保健福祉手帳の返還</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>手帳交付を受けた方が死亡したとき</li><li>障害程度が非該当となったとき</li><li>新しい手帳の交付を受けたとき</li></ul>

## 障害福祉サービス（障害者総合支援法に基づくサービス）の利用

①相談	②申請	③通知を受ける	④事業者と契約	⑤サービスの利用
町、または相談支援事業者【注】に相談します。	町に申請します。申請後、町が生活や障害の状況について調査し、調査結果に基づき審査・判定を経て、障害支援区分を決定します。	町が受給者証を送ります。	サービスを利用する事業者を選択し、契約をします。サービス利用に支援が必要な人は、相談支援事業者に相談してサービス利用計画を作成します（作成費無料）。	

【注】指定を受けた事業者とのことで、障害者福祉サービスの申請前の相談や、申請する時の支援、サービス利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整を行います。

サービス の種類	対象となる障害					サービスの内容
		身体	知的	精神	児童	
介護給付	居宅介護	○	○	○	○	自宅での入浴、排せつ、食事の介護および掃除、洗濯などの家事
	重度訪問介護	○	○	○		自宅での入浴、排せつ、食事の介護や外出時など総合的な支援 対象者 重度の肢体不自由があって、常に介護を必要とする方
	同行援護 (視覚障害者)	○			○	移動に必要な情報の提供（代筆、代読を含む）や外出の支援 対象者 視覚障害により、移動が著しく難しい方
	行動援護		○	○	○	危険を避けるために必要な援護や外出の支援 対象者 知的または精神の状況により、行動が著しく難しい方
	療養介護	○				医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、日常生活の支援 対象者 医療と常に介護を必要とする方
	生活介護	○	○	○		障害者支援施設などで日中に行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会提供
	短期入所 (ショートステイ)	○	○	○	○	短期間、施設での入浴、排せつ、食事の介護など（夜間を含む） 対象者 障害がある方を介護する方が病気などにより自宅などで短期間介護を受けられない方
	重度障害者等 包括支援	○	○	○	○	居宅介護など複数の包括的なサービス 対象者 介護の必要性がとても高い方
	施設入所支援	○	○	○		夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護 対象者 施設に入所する方
訓練等付	自立訓練	○	○	○		自立した日常・社会生活を送るため、体の機能や生活能力の向上に必要な訓練の提供
	就労移行支援	○	○	○		一定期間、就労に必要な知識の習得、能力向上に必要な訓練 対象者 企業などでの就労を希望する方
	就労継続支援	○	○	○		就労の機会の提供、就労に必要な知識の習得、能力向上に必要な訓練 対象者 企業などでの就労が難しい方
	自立生活援助	○	○	○		1人暮らしに必要な理解力、生活力などを補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により、必要な支援を行う。
	共同生活援助 (グループホーム)	○	○	○		夜間や休日における相談・援助、日常生活の援助 対象者 グループホームに入居する方
児童通所支援	児童発達支援				○	日常生活での基本的な動作および知識技能の習得、集団生活への適応訓練、またはこれに併せて治療 対象者 未就学の障害児（肢体不自由児含む）
	放課後等デイサービス				○	放課後や夏休みなどの長期休暇中における生活能力向上のための訓練、放課後の居場所づくりの提供 対象者 就学中の障害児
	保育所等訪問支援				○	保育所を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援
	居宅訪問型 児童発達支援				○	重度の障害などにより外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して、発達支援を行う。
	福祉型障害児 入所支援				○	入所による、保護、日常生活の指導、自活に必要な知識や技能の付与などの支援、治療

※障害児入所支援については、宇治児童相談所 TEL 44-3340

## さまざまな援護

### 自立支援医療制度

社会福祉課 回95-1904

給付の種類	内容
精神通院医療の給付	法に定める疾患があり、定期的・継続的な通院治療が必要な方の通院医療費の費用負担を軽減するための制度です。 ※受診者が属する世帯（健康保険に加入している方）の市町村民税に応じて負担が軽減されます。
更生医療の給付	18歳以上の身体障害者が、障害の改善のための医療を必要に応じて指定の医療機関で受ける場合、原則1割負担で受給できます。 [医療範囲] 角膜手術、関節形成手術、外耳形成手術、心臓手術、血液透析療法、腎臓移植術、肝臓移植術など ※所得に応じた自己負担の上限額を設定します。また、受給には所得制限があります。
育成医療の給付	身体に障害がある児童（18歳の誕生日の前日まで）で、手術や補装具の装着などの治療を受けることにより比較的短時間で治る見込みがある方、または確実な治療効果が期待できる方に対して、生活能力を得るために必要な医療を原則1割負担で受給できます。 ※所得に応じた自己負担の上限額を設定します。また、受給には所得制限があります。

### 補装具の交付・修理

社会福祉課 回95-1904

身体障害児・者の補装具の交付・修理に係る費用を原則1割負担で受給できます（介護保険の対象者については、介護保険による貸与が可能なものはそちらが優先となります）。

- ・視覚障害者…盲人安全つえ、義眼、眼鏡
  - ・聴覚障害者…補聴器
  - ・肢体不自由者…義肢、装具、座位保持装置、車いす、歩行器、歩行補助つえ
- ※所得により自己負担額が変わります。交付には所得制限があります。

### 障害がある方の医療費助成（若年者用）

国保医療課 回95-1929

※後期高齢者医療制度に加入している方は、「高齢者の方」の「医療費の助成（p.44）」で確認してください。

医療費（保険適用分）の自己負担金を助成します（学校や保育所などでのがや交通事故などでのがの場合は助成が受けられません）。検診などの保険外診療は助成できません。所得に関する審査があります。認定者には福祉医療費受給者証を交付します。

**対象者** 身体障害者手帳（1・2級）、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳（1級、2級かつ身体障害者手帳3級）を持っている方、直近の精神障害者保健福祉手帳の更新で1級から2級に変更となった方

**必要書類** 保険に加入していることが書面で分かるもの（保険証、資格確認書など）、該当する手帳、転入者は前住所地などで発行の課税証明書（本人、同一世帯全員の分）

**注意事項** 申請の日から利用できます。対象者の範囲や助成の内容は変更される場合があります。

### 日常生活の支援

社会福祉課 回95-1904

支援の種類	内容
障害者移動支援事業	1人で外出が難しい身体・知的・精神障害児・者に外出支援員を派遣し、移動を支援します。
障害者一時支援事業	介護者が病気などの場合、障害者（知的障害児・者、全身性障害者、精神障害者）を日中の短期間施設で保護し、生活に必要な支援を行います。
日常生活用具の給付	在宅の障害児・者に日常生活用具を給付します。障害種別・等級や所得により制限があります。 [品目] 特殊寝台、特殊マット、入浴補助用具、ストマ用装具、人工喉頭、手すり、スロープ、ファクスなど

コミュニケーション支援	聴覚障害者、音声言語機能障害児・者に手話通訳者や要約筆記者を派遣し、意思疎通を支援します。
福祉タクシー等利用券	<p>外出が難しい身体・知的・精神障害者に、福祉タクシーなど（ガソリン券としても利用可）の利用券を交付します（毎年度申請が必要）。</p> <p><b>対象者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚・下肢・体幹の障害が1・2級の方</li> <li>・心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害が1級の方</li> <li>・療育手帳をお持ちでAの方</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳をお持ちで1・2級の方</li> <li>・一上下肢の等級が1～2級の方で、下肢の等級が3級の方</li> </ul>
身体障害者自動車運転免許取得教習費の助成	身体障害者が自動車運転免許を取得するために必要な教習費の一部を補助します（所得制限あり）。限度額は10万円です。
身体障害者の自動車改造費の助成	重度肢体障害者が仕事などのために自動車を取得する場合、その自動車の改造に必要な経費を助成します（所得制限あり。また、公安委員会により自動車改造を条件として交付された運転免許を持っていることが必要）。限度額は10万円です。

## 交通運賃、施設利用料等の減免、割引

社会福祉課 団95-1904

サービス	内容
有料道路の障害者割引制度	身体障害者手帳の交付を受けた本人が運転する自動車、重度の身体障害者手帳または重度の療育手帳の交付を受けている方を乗せた介護者が運転する自動車は、申請により通行料金の割引を受けることができます。 ※申請が必要です。
NHK放送受信料の免除	世帯主が視覚・聴覚障害者、重度の身体・知的・精神障害者の場合、または戦傷病者手帳を所持する重度の戦傷病者の場合、NHK放送受信料の半額免除を受けることができます。 身体障害者・知的障害者・精神障害者のいる市町村民税非課税世帯、公的扶助受給者または社会福祉事業施設入所者は、全額免除を受けることができます。 ※申請が必要です。
タクシー運賃の割引	京都府内のタクシー会社を利用する場合、運転手の方に「障害者手帳」「療育手帳」を提示すると、運賃の割引が受けられます。 ※詳しくは、各タクシー会社、または京都運輸支局に問い合わせてください。
鉄道・バス運賃の割引	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示すると、鉄道やバスの運賃の割引を受けることができる場合があります。 ※条件ほか詳しくは、各鉄道会社、またはバス会社に問い合わせてください。
航空運賃の割引	身体障害者手帳・療育手帳を提示すると、国内の航空会社の国内路線の運賃の割引を受けることができます。 ※条件ほか詳しくは、航空会社に問い合わせてください。
障害児者移送サービス	身体上または精神上の障害などのため、日常生活に支障がある心身障害児者で、公共交通機関の利用や、1人での外出が難しい方に、専用自動車による移送サービスを提供します。費用は、30分あたり350円です（そのほか一部実費負担が必要な場合あり）。

障害者が自動車を所有し運転する場合、または障害者と生計を同じくする方が自動車を有し、障害者のために運転される場合、減免を受けることができる場合があります。

自動車税（種別割）	山城広域振興局山城南府税出張所 TEL 72-0231
自動車税（環境性能割） 軽自動車税（環境性能割）	自動車税管理事務所 TEL 075-672-6155
軽自動車税（種別割）	税務課 TEL 95-1916

## 手当、扶養共済制度 社会福祉課 回 95-1904

手当の種類	内容
特別障害者手当	心身に重度の障害が2つ以上あるなどの理由で、日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅重度障害者に支給します（所得制限あり）。
障害児福祉手当	心身に重度の障害があるため、日常生活で常時介護を必要とする20歳未満の在宅重度障害児に支給します（所得制限あり）。
京都府心身障害者扶養共済制度	心身障害者の保護者が死亡・重度障害になった場合、その扶養されている障害者本人の生活と福祉を保障する共済制度です。 障害者が死亡した時は加入期間に応じた弔慰金、保護者が死亡・重度障害になった時は扶養されている障害者に終身年金（給付金）が支給されます。 【加入者】 次の障害者・児の、65歳未満の保護者 ・将来、独立して自立することが困難な方 ・知的障害児・者 ・3級以上の身体障害児・者 ・精神または身体に永続的な障害のある方
心身障害児福祉手当	身体障害者手帳（1・2・3級）、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を持っている18歳未満の方を療育している町内在住の方に月額3,000円の手当を支給します。 ⇒子育て支援課 回 95-1917に問い合わせてください。
心身障害者福祉手当	身体障害者手帳（1・2級）、または療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を持っている18歳以上の町内在住の方に月額3,000円の手当を支給します。

## 障害者の職業相談 社会福祉課 回 95-1904

ハローワーク京都田辺	TEL 65-8609 FAX 63-6898
ハローワーク木津	TEL 73-8609 FAX 72-3660
府立城陽障害者高等技術専門学校（職業技能を身に付ける場）	TEL 54-3600 FAX 56-0528
相楽地域障害者生活支援センター	TEL 93-3936 FAX 93-3937
障害者就業・生活支援センター「あん」	TEL 71-0701 FAX 71-0705

## 成年後見などについて

項目	内容	問い合わせ先
精華町権利擁護・成年後見センター	認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分な方の権利を守るため、成年後見制度の利用などについての相談に応じます。	精華町 社会福祉協議会 TEL 94-4573
成年後見等審判の申し立て	身寄りがないなどの理由で、申し立てをする人がいない、判断能力が十分でない高齢者、知的障害者および精神障害者の方の保護を図るため、町長が法定後見（後見・保佐・補助）の開始の審判を家庭裁判所に申し立てます。	社会福祉課 TEL 95-1904
成年後見制度の利用支援	法定後見（後見・保佐・補助）の開始の審判申し立てを利用した判断能力が十分でない高齢者、知的障害者および精神障害者が、必要となる費用を負担することが困難である方に対し、申し立てに必要な費用および後見人の報酬の全部または一部を助成します。	社会福祉課 TEL 95-1904

## そのほか

### 生活保護

社会福祉課 **TEL 95-1904**

生活に困っている方に、国が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する制度です。病気やけがや高齢のため働けなくなったり、収入が少なくなったり、様々な事情で生活が苦しい状況になることは、どなたにもあることです。お困りの場合はためらわずにご相談ください。なお、生活保護は原則として世帯単位で適用されます。預貯金、生命保険、その他の資産の保有状況や、他の制度の活用状況などが審査されます。

※生活保護の実施機関は山城南保健所（TEL 72-0208）となります。

### 暮らしの資金の貸付

社会福祉課 **TEL 95-1904**

病気・失業・不測の事故などで、生活のための緊急一時的な資金を必要としている住民税非課税世帯に対し貸し付けます（居住要件あり）。

#### 貸付額

1世帯当たり、10万円以内（無利子・無担保で、償還は一時払い、分割払いともに可能）。

#### 償還期限

貸し付けの日から2年以内、据え置き期間4ヶ月以内。

### 民生委員・児童委員

社会福祉課 **TEL 95-1904**

府知事の推薦により、厚生労働大臣の委嘱を受けて、生活にお困りの方、児童、高齢者、障害者などのことで問題を抱える方の良き相談相手として地域で活躍されています。

### 精華町社会福祉協議会

精華町社会福祉協議会 **TEL 94-4573**

地域福祉活動、在宅福祉、ボランティア活動、福祉啓発事業を推進しています。町からの委託を受けて、外出支援、配食サービス、紙おむつなどの給付事業なども行っています。詳しくは問い合わせてください。

### 戦傷病者、戦没者遺族の援護

社会福祉課 **TEL 95-1904**

特別弔慰金などを支給します。

# 暮らし

## ごみ・リサイクル

環境推進課 回95-1925

### ごみの出し方・ルール

ごみは、収集日の午前8時までに決められたものを決められた場所に出してください（混合して出された場合は収集できません）。

※透明・半透明の袋を使用してください。

分別方法・収集日程など、詳しくは「ごみ収集日程表」「精華町ごみの分別辞典（保存版）」「精華町ごみ分別アプリ」をご覧ください

### 精華町ごみ分別アプリのダウンロード方法

下の二次元コードまたは「App Store」「Google Play」から「精華町ごみ分別アプリ」で検索してダウンロードしてください。



iOS用



Android用



燃やすごみ		調理くず、木くず、ふとん、汚れがとれないボトルやチューブ類など	週2回
燃やさないごみ	カン	スチール缶、アルミ缶、鉄くず、小さな電化製品など	月2回
	びん	びん、植木鉢、ガラス、蛍光灯など	
	ビニール・プラスチックごみ	CD・DVD（ケース含む）、ポリタンク、バケツなど	
プラスチック製容器包装		卵のパック、シャンプーなどのボトル、レジ袋、ペットボトルのふた・ラベルなど	週1回
粗大ごみ		家具や家電製品 ※家電リサイクル法の対象機器やパソコンは回収できません。	年5回
ペットボトル		飲料類、酒・しょうゆ・みりん・ドレッシングなどの調味料の容器など	月2回
古紙類		新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、古布、その他のリサイクルできる紙※	月1回
使用済乾電池		各地区集会所などに回収容器を設置しています。	隨時
水銀使用廃製品		水銀体温計、水銀血圧計、水銀温度計	直接環境推進課へ
小型充電式電池		リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池、モバイルバッテリー	直接環境推進課へ

※その他のリサイクルできる紙…紙袋、米袋、ハガキ、封筒、菓子箱、ノート

### 臨時有料ごみ（毎週水曜日）

決められた回収日以外に「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「粗大ごみ」などを出す必要がある場合、環境推進課へ連絡してください（役場の開庁時間のみ）。

- ・軽トラック1台（1回）…4,000円
- ・2トン車1台（1回）…16,000円

### 飼っている犬・猫などの死体引き取り

飼っている犬や猫などの死体の引き取りを町に依頼する場合は、環境推進課へ連絡してください（受付は役場の開庁時間のみ）。引き取りには処理手数料が必要です。死体は必ずビニール袋に入れてから、ダンボール箱などで梱包してください。

### 使用済小型家電の回収

貴金属などのリサイクルに向け、使用済小型家電を回収しています。

#### 回収ボックスの設置場所

町役場、精華町コミュニティホール、かしのき苑、むくのきセンター、MEGAドン・キホーテUNY精華台店、京都生協コープ祝園駅店、けいはんなプラザ

### 廃食用（天ぷら）油の回収

使用済みの天ぷら油をこして、ペットボトルなどのネジ式キャップの容器に入れ、ふたをしっかりとしめて、決められた回収場所にお持ちください。回収場所は、町ホームページまたは「精華町ごみの分別辞典」に掲載しています。

### 事業所のごみ

事業活動に伴い事業所から出る一般廃棄物は、次のいずれかの方法で処理してください。

- ・一般廃棄物収集運搬の許可業者に依頼する。
- ・直接、町指定のごみ焼却施設へ搬入するなど、自己処理する。

### 環境に関する補助金

環境推進課 回95-1925

#### 資源有効利用設備設置費補助金

ごみ減量化の促進や、雨水を有効利用する方に、次の設備の購入費用の一部を補助しています。

- ・生ごみ自家処理設備、コンポスト、雨水タンク

#### 家庭向け自立型再生可能エネルギー設備導入事業補助金

住宅におけるエネルギー供給の自立化の促進の

ため、住宅用太陽光発電設備と住宅用蓄電設備を同時に設置した方に対し、設置費用の一部を補助しています。

## 清潔な生活環境の保持

環境推進課 回95-1925

### あき地の雑草

あき地は、所有者が責任を持って良好な状態で管理しなければなりません。所有者が雑草を除去できない場合は、町に除去を委託できます（有料）。

### 蜂の巣の駆除

蜂の巣の駆除は、蜂の巣ができている土地・建物の所有者や管理者で行ってください（公園や公共施設は、施設管理者に連絡してください）。

町では、蜂の巣を駆除するための防護服を無料で貸し出しています。

### 浄化槽の設置、維持管理

浄化槽を設置するときは、事前に環境推進課に「浄化槽設置届」の提出が必要です。設置後は、定期的な清掃・消毒などの維持管理や、浄化槽法第11条に基づき京都府の指定機関が行う法定検査を受けることが必要です。

### し尿のくみ取り

し尿のくみ取りは、指定を受けた次の事業者が行っています。

- ・(株)クリーンサービス山城 回94-3241
- ・相楽商事 回62-3009

### くみ取り料金（143円／10リットル）

令和7年10月1日よりくみ取り料金が改定されました。

事前に以下の販売所で購入した「くみ取り券」でくみ取り量に応じた料金を支払ってください。

### くみ取り券の販売所・時間

販売所	時間
京都銀行精華町支店	
南都銀行精華支店	営業日の午前9時～午後3時
京都中央信用金庫精華支店	
京都やましろ農協精華町支店	
役場（会計課・京都銀行精華町支店派出窓口）	開庁日の午前8時30分～午後5時15分
むくのきセンター	開館日の午前8時30分～午後8時30分

精華町人権センター	開館日の午前8時30分～午後5時15分 (土曜日は正午まで)
精華町立図書館	土・日の開館日 午前9時～午後5時
移動図書館車	地区巡回日

### 犬・猫を飼うとき

環境推進課 回95-1925

### 犬を飼うために必要なこと

- ・犬を飼ったときは、環境推進課で登録手続きをしてください。また、犬の首輪に「鑑札」・「狂犬病予防注射済票」を付けてください。
- ・狂犬病から命を守るために、毎年4～6月の間で1回、狂犬病予防注射を受けなければなりません。町では、毎年4月に地域を回る集合注射を実施しています。また、動物病院でも予防注射を受けることができますが、動物病院で「狂犬病予防注射済票」が交付されなかった場合は、「狂犬病予防注射済証」を持って、環境推進課で交付の申請をしてください。

### 猫は室内で飼いましょう

猫は、運動できる場所を作れば、室内だけで飼うことができます。みだりに外に出すと、交通事故や感染症、望まない妊娠が起こる可能性があります。

猫には、犬のような登録制度はありませんが、最期まで飼い主が責任を持って飼いましょう。

また、猫の敷地内への侵入やふんの放置にお困りの場合は、猫が嫌がる超音波を発する機械の貸し出しを行っています（貸出期間は最大3週間）。数に限りがありますので、ご希望の場合は、事前に環境推進課まで問い合わせてください。

### 町内の動物病院（五十音順）

動物病院名	所在地	電話
かなか動物病院	光台四丁目41番地8	93-3912
からしま動物病院	桜が丘一丁目5番地20	73-3040
けいはんな動物病院	精華台一丁目37番地1	95-0007
桜ヶ丘動物病院	桜が丘三丁目25番地8	72-7790
りか動物病院	祝園西一丁目16番地17-101	93-3658

## 上水道

### 引っ越しをするとき・名義の変更が必要なとき

経理営業課 図94-2049

引っ越しをするとき・名義の変更が必要なときは、上下水道部事務所またはインターネットで手続きをしてください。

また、賃貸住宅やマンションの水道は、町ではなく管理会社との契約になっている場合もあります。ご不明なときは、管理会社または経理営業課に問い合わせてください。

インターネットでの手続きはこちらから。



町ホームページ

### 水道料金の支払い 経理営業課 図94-2049

便利な口座振替をご利用ください。納付書によりコンビニ・指定銀行などで納付する方法もあります。

### 水道が故障したら 上下水道課 図95-1912

#### 家の中や敷地内で水が漏れたとき

水道メーターのパイロットが回転していれば止水栓を閉めて、すぐに精華町水道指定給水装置工事事業者に修理を依頼してください。費用は、お客様負担となります。止水栓の場所や閉め方が分からぬときや、水道メーターのパイロットが回転していないのに水が漏れているときは、上下水道課に連絡してください。

#### 道路で水が漏れていたときや水道管の事故を見つけたとき

上下水道課に連絡してください。

### 水道管の冬支度 上下水道課 図95-1912

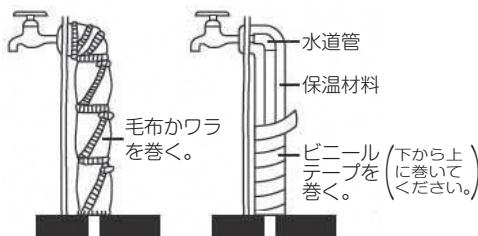
気温が0度以下になると、十分に防寒対策されていない水道管は、凍って破裂し、水が漏れる恐れがあります。屋外で使用する水道で、水道管が露出している所、北向きにある所、風当たりが強い所にある水道管は注意しましょう。

#### 防寒の仕方

屋外に露出している水道管には、保温材や毛布などを巻きます。

#### 凍結の対処の仕方

蛇口の上にタオルなどをかぶせ、ぬるま湯をかけて溶かします（熱湯をかけると水道管が破裂することがあります）。



### 水道指定給水装置工事事業者

上下水道課 図95-1912

宅内の給水装置の新設・改造・修繕などを行う場合は、必ず精華町水道指定給水装置工事事業者に依頼してください。業者の一覧は、町ホームページで公開しています。

## 下水道

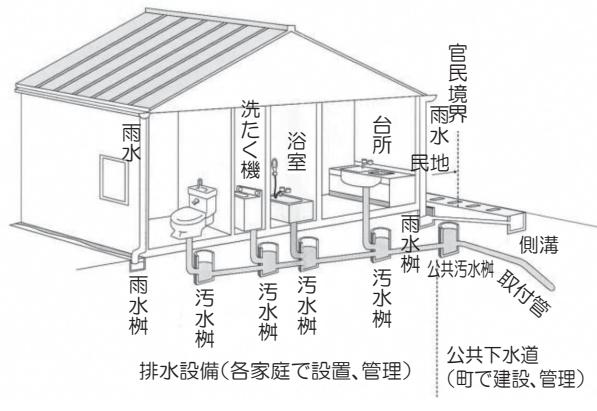
### 下水道使用料 経理営業課 図94-2049

水道の使用水量から算定します。水道料金と併せての納付となります。

### 下水道の管理区分と修理

上下水道課 図95-1912

町では、下水道本管や宅内に引き込んだ下水管（取付管）、公共汚水栓を管理しています。排水設備の清掃・管理は各家庭で行ってください。また、排水設備の不具合は排水設備工事を行った業者に連絡してください。



### 公共下水道への接続

上下水道課 図95-1912

公共下水道が供用開始している地域の方は、供用開始から3年以内に下水道接続工事をしてください。工事は、精華町下水道排水設備指定工事事業者に依頼してください。

### 下水道排水設備指定工事事業者

上下水道課 図95-1912

宅内の排水設備の新設・改造・修繕などを行う場合は、必ず精華町下水道排水設備指定工事事業者に依頼してください。業者の一覧は、町ホームページで公開しています。

## 皆さんへのお願い 上下水道課 回95-1912

- ・廃食油（天ぷら油、ラードなど）・生コンクリート類を流さないでください。下水道管内で固まり、汚水がつまる原因になります。
- ・酸（バッテリー液など）やガソリン・シンナーなどを流さないでください。酸は、コンクリートを腐食させ、揮発性の高い危険物は大爆発を起こし大惨事を招く恐れがあります。
- ・室内の管や樹に木の根が侵入し流れが悪くなることがあります。また、台所からの排水樹には油脂が溜まりやすいため、定期的な清掃をおすすめします。

## ご注意ください 上下水道課 回95-1912

最近、家庭を訪問して家の排水管などの清掃を勧誘する事例が発生しています。

宅内の排水設備の掃除や維持管理は、各家庭で行っていただくことになるため、町が宅内樹や宅内排水管の清掃を業者に依頼することはありません。

町が公共汚水樹を点検する場合には、事前に通知します。なお、町が管理する公共汚水樹や取付管の点検は、無料です。不審に思われた場合は、身分証明書の提示を求めて確認するか、上下水道課に問い合わせてください。

## 住宅・土地・道路

### 町営住宅・府営住宅

#### 検査住宅課 回95-1909

次のところへ問い合わせてください。

#### 町営住宅

検査住宅課

※募集するときは広報誌などでお知らせします。

#### 府営住宅

京都府住宅供給公社

回075-432-2018

### 建物を建てるとき 都市計画課 回95-1902

建物の新築や増築、改築などをする時は、工事を始める前に、建築主事（府または確認検査機関）に「建築確認申請書」を提出し確認を受ける必要があります。町は、その申請前にまちづくりに適合しているかどうか協議する窓口となります。

また、土地区画整理事業の区域内では、土地区画整理法に基づく手続きが別途必要です。

### 開発事業を行うとき

#### 都市計画課 回95-1902

建物を建築する目的で、土地の区画形質や使用用途の変更などをする場合は、事前に「精華町宅地開発事業に関する指導要綱」に基づく手続きが必要です。

### 土地の売買の届け出

#### 都市計画課 回95-1902

土地の計画的な有効利用のため、一定規模以上【注】の土地を売買しようとする（した）場合は、国土利用計画法に基づく届け出が必要です。

【注】一定規模以上とは、精華町の場合、市街化区域で2,000m<sup>2</sup>以上、市街化調整区域で5,000m<sup>2</sup>以上です。

### 区域区分等の証明 都市計画課 回95-1902

市街化区域・市街化調整区域の証明を行っています。（1枚300円）

#### 市街化区域

この区域では、計画的な市街地整備事業や開発事業を促進し、また、用途を定め、建築物の用途を制限することにより、良好な市街化の誘導を図ります。

#### 市街化調整区域

市街化を抑制する区域です。この区域での開発は、原則として制限されます。

### 道路・河川・都市公園の維持管理

#### 建設課 回95-1901

施設の故障や破損などを発見された場合は連絡してください。

### 道路や水路との境界確定

#### 建設課 回95-1901

町が管理する道路や水路に接する土地所有者が、土地の売買、分筆などを行うときは、公共用地との境界を確定しなければならない場合があります。

道路や水路などの公共用地と隣接する民有地の境界を確定するには、官民土地境界確定申請が必要です。

## 道路・河川・都市公園を占用したいとき

建設課 回95-1901

道路を通行以外の目的で使用するときや、水路に橋を架けて使用するとき、または地域の行事などで都市公園を使用するときは、あらかじめ占用許可申請をして許可を受けてください。

## 道路・河川・都市公園の美化ボランティア活動

建設課 回95-1901

町では、住民の皆さんと協働で美しいまちづくりを推進するため、町の道路・河川・都市公園など公共施設の環境美化を行っていただく「精華町クリーンパートナー」の登録団体を募集しています。登録団体には、清掃用品などの貸与、消耗品の支給などの支援を行っています。ぜひ、「精華町クリーンパートナー」に登録をして、参加してください。

## 側溝ふたあげ機の貸し出し

建設課 回95-1901

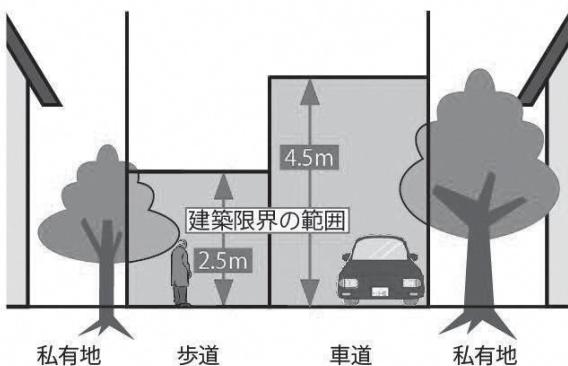
自治会などで側溝を清掃されるときは、コンクリートのふたを簡単な操作で持ち上げられる側溝ふたあげ機を貸し出しています。

## 道路沿いの生け垣や樹木の剪定を

建設課 回95-1901

生け垣や樹木が道路や歩道に張り出すると、歩行者や自動車などの通行に支障が生じたり、カーブミラーや道路標識が見えにくくなったりして大変危険です。

生け垣や樹木の張り出しが原因で事故が発生した場合、その所有者が賠償などを問われる場合がありますので、定期的に剪定を行ってください。



## 屋外広告物

都市計画課 回95-1902

屋外に、広告物を貼り出したり設置する場合は、申請して許可を受けてください。公共施設・電柱などには、原則として掲出できません。

## 交通安全灯・カーブミラーの不具合を見つけたら

自治振興課 回95-1934

交通安全灯・カーブミラーの不具合を見つけたら、それぞれ設置されている電柱などについている番号（精華町安全灯番号・カーブミラー番号）と不具合の内容を連絡してください。

## 交通

### 精華くるりんバス・精華町デマンド交通

都市計画課 回95-1902

町では、町内の公共施設などを結ぶコミュニティ交通として「精華くるりんバス」および「精華町デマンド交通」を運行しております。お出かけの際は、ぜひ利用してください。

※精華町デマンド交通の利用には利用者登録が必要です。

※それぞれの乗車・利用方法などは町ホームページ（以下の二次元コード）から確認してください。



くるりんバス



デマンド交通

## 町の自転車駐車場

自治振興課 回95-1934

近鉄駒田駅・JR下駒駅周辺

- ・第1駐車場（240台収容）
- ・第2駐車場（330台収容）
- ・第3駐車場（370台収容）

近鉄新祝園駅・JR祝園駅周辺

- ・第1駐車場（330台収容）※バイク・原付不可
- ・第2駐車場（590台収容）
- ・第3駐車場（500台収容）※バイク・原付不可

近鉄山田川駅周辺

- ・190台収容

※自転車駐車場の地図は町ホームページ（以下の二次元コード）から確認してください。



※放置禁止区域内や放置禁止区域外（民有地を除く）に放置されている自転車は、警告後、所定の場所に移動します。6ヶ月を過ぎても取りに来られない場合は、処分します。

# 産業・労働

## 農業

### 農地の売買・転用

農政課・農業委員会 回95-1903

農地を売買したり転用するときは、農地法の許可が必要です。

#### 農地の売買をする場合

農地法第3条

#### 農地の所有者が農地を転用する場合

農地法第4条

#### 農地の転用に売買（貸借）が伴う場合

農地法第5条

※市街化区域内の農地転用については、農業委員会に事前に届け出をすれば、許可を必要としません。

※市街化調整区域のうち農用地区域内の農地転用は、農振法の制限があり、手続きが必要です。

※農用地区域証明書を発行しています（1件300円）。

### 農地の貸借

農政課 回95-1903

農地を貸借するときは、農地中間管理事業法に基づく手続きが必要です。貸借されるときは、町農政課、地域の農業委員に相談してください。

### 農業共済制度

京都府農業共済組合山城支所 回62-8611

不慮の事故・災害などで、農作物・家畜・園芸施設などが受けた損失を補い、農業経営の安定を図ります。

### 農業者年金制度

農業委員会 回95-1903

京都やましろ農業協同組合 回94-2103

農業者の老後生活の安定などを図るとともに、農業者の確保に資するという農政上の目的を担う政策年金です。

生活の事情にあわせて老後のライフプランを設計することが可能な制度です。

特定外来生物（アライグマ・ヌートリア）捕獲檻の貸し出し  
農政課 回95-1903

アライグマやヌートリアによる農作物などへの被害を防ぐため、捕獲用の檻を貸し出しています。

希望の方は、問い合わせてください（数に限りがあります）。

なお、アライグマやヌートリア以外のタヌキやイタチ、ハクビシンなどは該当しませんので、捕獲した場合は放してください。

また、伝染病を媒介する可能性があるので、捕獲の際には、かまれたり引っかかれたりしないよう注意してください。

### 市民農園

農政課 回95-1903

自然に親しみ、育てる喜びを体験しませんか。

所在地	区画数	区画面積	利用料金
乾谷ファミリー農園	184	約16.5m <sup>2</sup> （約5坪）	7,000円／年
さくろいきいき農園	118	約16.5m <sup>2</sup> （約5坪）	7,000円／年

入園者を随時募集しています。

## 商工業

### 労働トラブルの相談

京都府労働委員会 回075-414-5732

上記のところへ問い合わせてください。

### 信用保証協会の活用

京都信用保証協会山城支所 回43-8822

信用保証協会は、中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れるとき、公的な保証人になって事業資金を借りやすくするための機関です。

### 中小企業融資制度の保証料・利子の補助

商工推進室 回34-0234

町内に住所がある個人事業主、または町内に本店がある法人で、京都府中小企業融資制度のうち「経営あんしん（セーフティネット）融資小規模企業おうえん資金ベース枠」を利用されている方に、保証料と利子の補給金を交付します。

### 商工業の相談

精華町商工会 回94-5525

上記のところへ問い合わせてください。

## はかりの定期検査

京都府計量検定所 **075-441-8335**

取り引きや証明用に使用するはかりは、定期検査（2年に1回実施）を受けることが義務付けられています。



受付



相談ブース

## せいかジョブポイント

せいかジョブポイント **95-9001**

町とハローワーク京都田辺が生活相談から就労支援までを一体的に行う就労相談窓口を役場2階健康推進課横で実施しています。

### 日時

平日 午前9時～午後4時30分

(祝日・年末年始を除く)



公式LINE

就労に関する情報を発信しています。左の二次元コードから友だち追加をしてください。  
ID : @738fldyt

# 文化・スポーツ・生涯学習、施設

## 文化・スポーツ・生涯学習

### 文化サークル・体育クラブ

生涯学習課 回95-1907

町で活動する文化サークルと体育クラブを紹介する「文化・スポーツ情報誌」を各戸に配布し、ホームページで公開しています。



### 文化・スポーツイベント

生涯学習課 回95-1907

精華町スポーツ協会 回98-0200

町広報誌やホームページで随時お知らせします。

### ニューススポーツの指導者派遣

生涯学習課 回95-1907

要請に応じ、指導者を派遣します。

### 人権に関するイベント

人権啓発課 回95-1919

1人ひとりの尊厳と人権が尊重され、多様性を認め合うことができる社会の実現を目指して、講座や展示・映画上映など、さまざまな事業に取り組んでいます。また、自治会など関係団体・機関で組織される精華町人権啓発推進委員会と連携し、人権啓発活動を行っています。町広報誌やホームページで随時お知らせします。

### 男女共同参画に関する啓発、DVDなどの貸し出し

人権啓発課 回95-1919

全ての人が個人として尊重され、個性と能力を十分に發揮することのできる男女共同参画社会の実現を目指して「精華町男女共同参画計画」を策定し、啓発を行っています。DVDの貸し出し（無料）や、講座を開催しています。

- 京都府男女共同参画センター らら京都  
回075-692-3433  
月～土曜日午前9時～午後7時  
男女共同参画に関する、情報の発信、学習、交流を推進するためさまざまな事業を行っています。
- ・女性起業支援（起業・経営相談、創業スクール、女性チャレンジオフィスの開設など）
- ・情報提供（図書などの閲覧）
- ・DV対策事業の推進（DV啓発講座開催など）
- ・相談（各種相談や女性のためのカウンセリングなど）
- ・交流、自主活動やネットワークづくりの支援

### 施設の空き状況の確認・仮予約

次の施設（町立図書館以外）の空き状況の確認や仮予約は、各施設に問い合わせていただくか、オンラインサービス「京都府・市町村共同 公共施設案内予約システム」を利用してください（各施設別のオンラインサービス利用可否は、次の通りです）。

施設名	空き状況確認	仮予約
むくのきセンター	○ (一部対象外)	○ (一部対象外)
かしのき苑	○	○
精華町コミュニティーホール	×	×
南部コミュニティーホール「さくらホール」	×	×
精華町交流ホール	○	○
打越台グラウンド・テニスコート	○	○
池谷公園テニスコート	○	○
華工房	×	×

### オンラインサービス「京都府・市町村共同 公共施設案内予約システム」を初めて利用するとき

オンラインサービスの利用者登録が必要です。

#### 対象者

「町民カード【注1】または「利用者カード【注2】」を持っている高校生以上の方

#### 登録方法

町のホームページの「施設利用予約」→「精華町公共施設案内予約システムのページ」→「利用者登録手続き」から、画面へと進み、登録フォームに必要事項を入力し、登録を完了してください。

**Services**

- 利用者登録手続き
- 利用者情報変更手続き
- よくある質問
- 精華町のトップページ

**精華町公共施設案内予約システムのページへようこそ**

**京都府・市町村共同公共施設案内予約システム**

「京都府・市町村共同公共施設案内予約システム」は、京都府と精華町が共同で運用しています。  
精華町内の施設について、空き状況の確認と仮予約を行うことができます。

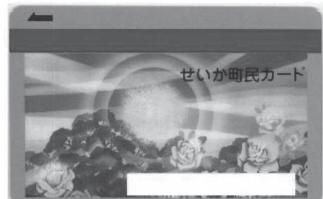
[システムのご利用方法及び注意事項等は必ずご確認ください。>](#)

[京都府・市町村共同公共施設案内予約システムのトップページ](#)

かしのき苑  
かしのき苑の空き状況確認、仮予約  
打撲台グラウンド・テニスコートの空き状況確認、仮予約  
かしのき苑  
むくのきセンター、生涯学習課

**【注1】「町民カード」  
新規発行を終了しました。**

**【注2】「利用者カード」  
町立図書館で発行しています。図書館の貸出券としても利用できます。  
※予約システムは令和8年2月頃に次期システムに更新を予定しています。新システムの利用者登録・利用方法については、別途町広報誌やホームページなどでお知らせします。**



## 町立図書館

町立図書館 図95-1911



### 住所

南稻八妻北尻70番地

### 利用時間

火～金曜日 午前10時～午後6時

土・日曜日 午前 9時～午後5時

### 休館日

毎週月曜日、毎月最終木曜日、祝休日（土・日曜日を除く。祝日が月曜日と重なる場合は、その翌日も）、年末年始、特別整理期間

### はじめて利用する時

カウンターで利用者登録をしてください。運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、学生証など、名前・住所が確認できるものをお持ちください（移動図書館車でも登録できます）。

### 貸出冊数・期間

1人10点（別に、DVD・CDなどはいずれか2点まで）、2週間借りることができます。

### 移動図書館車

町内24カ所を巡回しています。利用者カードは本館と共通です。移動図書館車で借りた本を図書館で返すこともできます。詳しくは、「図書館利用案内」、広報誌、町ホームページで確認してください。

### 詳しくは「図書館利用案内」をご覧ください。（右図）



### むくのきセンター

むくのきセンター 図98-0200

午前8時30分～午後9時30分

（指定管理者：NPO法人精華町スポーツ協会・三幸株式会社）



### 住所

下狛神ノ木8番地

### 利用時間

午前9時～午後10時〔休館日（毎月第2および第4水曜日ほか）・年末年始を除く〕

### 使用申込期間

使用月	町内の方	町外の方
4月から9月まで	2月1日～	3月1日～
10月から3月まで	8月1日～	9月1日～

## 施設収容人数・使用料

2階				
施設	縦×横 (メートル)	収容人数 (人)	料金 (円)	用途・設備など
第2会議室	7.5×7	—	1時間520	—
第3会議室	5×10.5	48席	1時間520	第3・4会議室の仕切り取り外し可能
第4会議室	5×7	36席	1時間520	—
第5会議室	8×7	16席	1時間620	—
展示コーナー	8×8.5	—	1日100	可動式パネル有り。展示などが可能
トレーニング室	—	約15人	2時間310	トレーニング器具有り
アリーナ (体育館)	48×34	約1000人	※以下1時間あたり ①1/3面… 平日620、 土日祝休日 940 ②1/2面… 平日940、 土日祝休日 1,360 ③2/3面… 平日1,250、 土日祝休日 1,880 ④全面… 平日1,880、 土日祝休日 2,820 ※照明代(1 時間)は ①410 ②620 ③830 ④1,250	バレーボール 3面、バドミントン10面、 バスケットボール2面、 卓球台20台

3階				
施設	縦×横 (メートル)	収容人数 (人)	料金 (円)	用途・設備など
和室	10×5.5 2部屋 (12畳と 18畳)	—	1時間520	
美術・工芸室 (窯室有り)	8×7	24席	1時間730	木工用机4台
音楽室	12×7	40席	1時間730	ピアノ1台
調理実習室	9.5×8	32席	1時間730	調理台5台
研修室	9.5×7	40席	1時間520	
ランニング コース・ 観覧席	全長170 メートル	370席	無料	

4階				
施設	縦×横 (メートル)	収容人数 (人)	料金 (円)	用途・設備など
多目的ホール1※①	13.5×12	約150人	※1時間あたり ※①…平日 730、 土日祝休日 1,040	
多目的ホール2※②	13.5×7	約100人	※②…平日 620、 土日祝休日 940	
道場※③	13.5×14	約100人	※③…平日 1,250、 土日祝休日 1,880	ダンスや講演会などに適した会場。仕切りを取り外して使用可

※備品・設備の使用料については、むくのきセンターまで問い合わせてください。  
※営利を目的とする利用の場合は、料金が2倍となります。

## かしのき苑

かしのき苑 画94-5200



## 住所

南稲八妻砂留22番地1

## 利用時間

午前9時～午後10時（日曜日は午後5時まで）

〔月曜日・祝休日・年末年始を除く〕

## 施設収容人数・使用料

施設	縦×横 (メートル)	収容人数 (人)	料金(円) ※1時間あたり
ふれあい 大ホール	13×22	200	平日1,880
			日曜2,260
料理教室	7.5×12.5	30	平日830
			日曜1,000
創作室	8×7.5	36	平日730
			日曜880
和風研修室 軽運動室 交流広間(東)	7.5×7	10	平日620
	7.5×10	20	
	7.5×7.5	24	日曜750
会議室A~C	7.5×5	12	
	8×5	12	平日520
会議室D 会議室E	8×5	12	
	5×5	10	
談話室 交流広間(中)	7.5×5	24	日曜620
	7.5×5	24	
温水プール (団体使用)	9.5×5.5	20	木・金・土 1,460
入浴料 (個人使用)	12歳以上		火~土 200
	6~11歳・65歳以上 (障害者手帳の交付を受けた者)		火~土 100
	6歳未満		火~土 無料

## 備品・設備使用料

施設	備品・設備	料金(円)
ふれあい 大ホール	音響設備一式	3,140
	照明設備一式	3,140
	カラオケ設備・マイク2本付一式	3,140
	ピアノ	1,040
談話室	カラオケ設備一式	1,040
和風研修室	茶道具一式	1,040
各室共通	スライド式スクリーン	520
	簡易音響設備(アンプー式)	520
	衝立(一脚)	200
	和太鼓(大1 小4)一式	1,040

※営利を目的とする利用の場合は、上記の2倍の料金となります。

## ほのぼの湯利用形態

曜日	時間	性別
火	午前	男性
	午後	女性
水	午前	女性
	午後	男性
木	午前	男性
	午後	女性
金	午前	女性
	午後	男性
土	午前	男性
	午後	女性

## 精華町コミュニティホール

精華町コミュニティホール 管理事務所  
TEL 95-0181 (平日午前9時~午後0時30分)



## 住 所

光台七丁目11番地

## 利用時間

午前9時~午後10時 [年末年始を除く]

## 使用申込期間

- 町内の方…使用日の6ヶ月前から5日前まで
- 町外の方…使用日の1ヶ月前から5日前まで

## 施設収容人数・使用料

施設	縦×横 (メートル)	料金(円) ※1時間あたり	用途・設備など
ホー ル	13.74×13.74	平日410	1/4円形ス テージ、音響 設備、天井バ トン、いす 100脚
		土・日・ 祝休日620	
冷 暖 房		200	—

※営利団体の利用の場合は、料金が2倍になります。

精華町南部コミュニティホール「さくらホール」  
ファイン桜が丘 団75-1831  
(平日午前9時~午後5時)



「さくらホール」は、精華町との協定のもと、社会福祉法人芳梅会が運営するコミュニティ拠点です。

住 所

桜が丘三丁目1番地6 [エスペローマ高の原内]

利用時間

午前9時~午後9時 [年末年始を除く]

使用申込期間

- 町内の方…使用日の6ヶ月前から5日前まで
- 町外の方…使用日の1ヶ月前から5日前まで

施設収容人数・使用料

施設	縦×横 (メートル)	料金(円) ※1時間あたり	用途・設備など
ホ ー ル	約6×17	平日410	プロジェクター、スクリーン、ホワイトボード、椅子、机、身障者用トイレ
		土・日・祝休日620	
冷 暖 房	200	—	

※営利団体の利用の場合は、料金が2倍になります。

そのほか

音楽活動（ダンスを含む）など、楽器や音響設備を使用する活動には利用できません。

精華町交流ホール

総務課 団95-1910



住 所

南稲八妻北尻70番地 [町役場庁舎内]

利用時間

午前9時~午後10時 [年末年始を除く]

使用申込期間

- 町内の方…使用日の2ヶ月前から7日前まで
- 町外の方…使用日の1ヶ月前から7日前まで

施設使用料

施設	料金(円) ※1時間あたり
ホール	平日 830
	土・日・祝休日 1,250
冷暖房	410

機器使用料

機器名	使用料(円)
プロジェクター装置一式	1,040
マイク設備一式	520
移動式舞台一式	520
展示パネル一枚	100

**打越台グラウンド・テニスコート**

むくのきセンター 回98-0200

午前8時30分～午後9時30分

(指定管理者：NPO法人精華町スポーツ協会・三幸株式会社)

**住 所**

北稻八間打越台

**利用時間**

午前8時～午後10時

**使用申込期間**

使用月	町内の方	町外の方
4月から9月まで	2月1日～	3月1日～
10月から3月まで	8月1日～	9月1日～

**施設収容人数・使用料**

施設	料金（円）※1時間あたり
多目的グラウンド	平日 520
	土・日・祝休日 730
	夜間照明 全面2,090、西面のみ 1,570、東面のみ1,040
サンド入り人工芝 テニスコート (2面)	平日 520
	土・日・祝休日 730
	夜間照明 520

**池谷公園テニスコート**

むくのきセンター 回98-0200

午前8時30分～午後9時30分

(指定管理者：NPO法人精華町スポーツ協会・三幸株式会社)

**住 所**

桜が丘二丁目21番地

**利用時間**

午前8時～午後5時

**使用申込期間**

使用月	町内の方	町外の方
4月から9月まで	2月1日～	3月1日～
10月から3月まで	8月1日～	9月1日～

**施設収容人数・使用料**

施設	料金（円）※1時間あたり
クレーコート (2面)	平日 310
	土・日・祝休日 410

**華工房**

回95-4312

**住 所**

下狛井堀19番地

**利用時間**

特產品研究開発室：午前9時～午後5時

上記の他：午前9時～午後10時

**使用申込期間**

- ・町内の方…使用日の2カ月前から
- ・町外の方…使用日の1カ月前から

**施設使用料**

施設	使用時間	料金（円）
特產品研究開発室A	1時間	平日 410
		土・日 500
特產品研究開発室B	1時間	平日 410
		土・日 500
材料置場兼貯蔵庫	日・立方メートル	50
熟成室	月・樽	300
研修室	1時間	平日 310
		土・日 370

# 相談窓口

相談事業	日時	場所	問い合わせ先
<b>人権・なやみごと相談</b> 行政相談委員・人権擁護委員が対応	毎月15日 午後1時30分～4時 (休みの場合は次の開庁日)	町役場	行政相談 自治振興課 <b>TEL</b> 95-1934 人権相談 人権啓発課 <b>TEL</b> 95-1919
<b>みんなの人権110番 (全国共通人権相談ダイヤル)</b> 法務局職員または人権擁護委員が対応	平日 午前8時30分 ～午後5時15分	—	京都地方法務局 <b>TEL</b> 0570-003-110
<b>人権問題法律相談</b> 差別的な取り扱いや誹謗中傷、プライバシーの侵害などによる人権問題について、司法的救済を中心に、弁護士が対応（無料）	第1・第3火曜日 午後2時～4時 (1人30分程度)	—	京都府人権 リーガルレスキュー隊 <b>TEL</b> 075-741-6321 (相談専用電話)
<b>南部法律相談センター</b> 争い事や心配事に関する相談に、京都弁護士会が対応（事前予約・有料）	毎週木曜日 午後1時～5時	京田辺相談所	<b>TEL</b> 075-231-2378
	毎週火曜日 午後1時～5時	木津相談所	
<b>障害者生活相談</b> 身体障害者相談員・知的障害者相談員、京都府こころの健康推進員の協力を得て、障害などで悩んでいる方を対象に対応（無料）	毎月第3木曜日 午後1時30分～3時	町役場相談室 (2階)	社会福祉課 <b>TEL</b> 95-1904
<b>障害者総合相談</b> 身体・知的および精神に障害がある方の生活の悩み相談に、相談支援専門員が対応	平日 午前9時～午後5時30分	相楽地域障害者生活 支援センター	〈成人用〉 <b>TEL</b> 93-3936 <b>FAX</b> 93-3937
	平日 午前8時30分～午後5時30分	相談支援事業所 Equal(イコール)分室	〈児童用〉 <b>TEL</b> 95-5880 <b>FAX</b> 95-5881
	平日 午前10時～午後7時	いろいろな子どもと家族 のための相談センターそら	〈児童用〉 <b>TEL</b> 93-3814
<b>くらしとしごとの相談窓口</b> 生活や仕事などでお困りの方に対し、専任の相談員が話を聴き、一人ひとりの状況に応じた支援を行います	平日 午前9時～午後4時 (正午～午後1時を除く)	社会福祉課	社会福祉課 <b>TEL</b> 95-1904
<b>こころの健康相談</b> うつ病、統合失調症、アルコール依存症などさまざまな心の病について専門の精神保健福祉相談員などが相談に応じています。精神科医師による専門相談も受け付けています（事前予約）	毎月1～2回 (月により日程時刻は変わります)	山城南保健所 福祉課	山城南保健所福祉課 <b>TEL</b> 72-0979
<b>法律相談</b> 借地・借家・金銭など法律問題の相談に、弁護士が対応（無料）	毎月第2水曜日 午後1時30分～4時	かしのき苑	精華町社会福祉協議会 (要予約) <b>TEL</b> 94-4573
<b>社協ふくし＆相続相談</b> 介護や子育て・権利擁護・生活困窮など、社会福祉全般の相談に対応（無料） 弁護士や司法書士などによる相続相談（無料）	毎月第2火曜日 午後1時～4時	せいか ガーデンシティ 2階イマージュサロン	精華町社会福祉協議会 (要予約) <b>TEL</b> 94-4573
	毎月第4金曜日 午後1時～4時	かしのき苑	

社協ふくし&住まいの困りごと相談 高齢者世帯や障害などでサポートが必要な方に 対し、福祉や住まいに関する困り事を社協職員 や住まいの専門家が相談を受けます（無料）	毎月第4木曜日 午前9時～正午	かしのき苑	精華町社会福祉協議会 (要予約) TEL 94-4573
<b>あんしん相談</b> 生活全般に関する心配事や悩み事の相談 に、民生児童委員が対応	毎月第3水曜日 午後1時30分～3時	町役場打ち合わせ コーナー（2階）	社会福祉課 TEL 95-1904
<b>精華町こころの相談室</b> 夫婦関係や親子関係、育児や子どもの発達、 職場のストレスや人間関係などの悩み事の 相談に、専門相談員（臨床心理士、公認心理 師など）が対応（事前予約制・無料） 実施日は、広報誌や町ホームページに掲載	午前10時～正午 午後1時～3時 毎月5回 (1回50分)	京都大和の家	京都大和の家 (予約受付専用) TEL 98-3909
			人権啓発課 TEL 95-1919
<b>京都府家庭支援総合センター</b> 児童相談所・婦人相談所・身体障害者更生 相談所・知的障害者更生相談所を統合し た家庭問題に関する総合的な相談所です。 DV・障害・ひきこもりなどの相談に専門員 がワンストップで対応	平日 午前8時30分 ～午後5時15分	—	TEL 075-531-9600 (代表)
	毎日 午前9時 ～午後8時	—	TEL 075-531-9910 (DV相談専用)
	平日 午前9時 ～午後4時	—	TEL 075-531-5255 (ひきこもり相談専用)
	毎日 24時間	—	TEL 075-531-9900 (子ども虐待相談専用)

## 京都府男女共同参画センター らら京都

TEL 075-692-3433 (予約・問い合わせのみ ※日・祝日除く)

女性カウンセラーが相談者の立場で共に考え、新しい第一歩を踏み出すお手伝いをします。

相談内容	応対	相談時間	問い合わせ先
女性相談	電話	月～土曜日 午前10時～正午、午後1時～6時	TEL 075-692-3437 午前10時～正午 午後 1時～6時 または TEL 075-692-3433 (予約・問い合わせのみ) 午前9時～午後7時 ※全て日・祝を除く
	面接 (予約制)	火・木曜日 午前10時30分～11時20分、午後1時～4時30分	
労働相談	電話	火・水・金・土曜日 午前10時～正午、午後1時～6時	TEL 075-692-3437 午前10時～正午 午後 1時～6時 または TEL 075-692-3433 (予約・問い合わせのみ) 午前9時～午後7時 ※全て日・祝を除く
	面接 (予約制)	火・水・金・土曜日 午前10時30分～11時20分、午後1時～4時30分	
女性のための カウンセリング	面接 (予約制)	木曜日 午後6時～8時50分	TEL 075-692-3433 午前9時～午後7時 ※日・祝を除く
女性のための 法律相談	面接 (予約制)	第2・4木曜日 午後1時30分～4時30分	
女性の 起業・経営相談	面接 (予約制)	第4火曜日 午後1時～5時 第3水曜日（5・7・9・11・1・3月）午前9時～正午	TEL 075-692-3433 午前9時～午後7時 ※日・祝を除く

## 京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター 京都SARA（サラ）

性暴力を受けた方へ、行政・医療機関・警察・弁護士会・民間団体などが連携して、被害直後から中長期に渡る総合的な支援（医療的支援・相談・カウンセリングなど心理的支援・捜査連携支援・法的支援など）を提供します。

相談時間	問い合わせ先
24時間365日 ※午後10時～翌午前10時は内閣府が設置する 夜間休日対応コールセンターにつながります。	TEL #8891 (通話料無料、全国共通短縮番号で発信場所から最寄りのセンターにつながる) または TEL 075-222-7711

## 夫婦・パートナー間の暴力（DV）などについての相談

夫婦・パートナー間の暴力（DV）を受け悩んでいる方の相談に対応。緊急の場合は110番してください。

相談機関	相談時間	問い合わせ先
京都府家庭支援総合センター	毎日 午前9時～午後8時	[DV相談専用] TEL 075-531-9910
京都府南部家庭支援センター（宇治児童相談所）	平日 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)	[DV相談専用] TEL 43-9911
京都府警察総合相談室（京都府警察本部）	平日 午前9時～午後5時45分 (祝日・年末年始の閉庁日を除く)	TEL 075-414-0110 (#9110)
木津警察署生活安全課		TEL 72-0110
京都ストーカー相談支援センター（京都府警察本部）	毎日 24時間	TEL 075-415-1124
女性の人権ホットライン（京都地方法務局）	平日 8時30分～午後5時15分 (祝日・年末年始を除く)	TEL 0570-070-810
DV相談ナビ（内閣府男女共同参画局）		#8008
精華町人権啓発課	平日 8時30分～午後5時15分 (祝日・年末年始を除く)	TEL 95-1919

# 広報広聴、まちの情報

## 広報広聴

### 広報誌「華創（はなそう）」

企画調整課 回95-1900

#### 発行日

毎月第1金曜日

※祝休日の場合は発行日を変更します。

※1月号は12月下旬

#### 置いている場所

- ・町役場
- ・町内の公共施設など

### ホームページ

企画調整課 回95-1900

各種手続きや、暮らしに関する情報を掲載しています。本誌「精華町住民手帳」(PDF)も見ることができます。



精華町ホームページ

### SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

企画調整課 回95-1900

商工推進室 回34-0234

子育て支援センター 回98-4001

消防本部 回94-5119



町広報キャラクター「京町セイカ」がさまざまな話題や行政情報などをお知らせします。



X

### LINE

町公式LINEでは以下のようなことができます。

- ・災害時などの緊急情報や町全体に関わるような行政情報の受信
- ・子育てやイベントなど、欲しい情報を選択して受信
- ・道路、道路照明、公園、有害鳥獣、ごみの不法投棄などに関する町への通報 など



LINE

### Instagram（インスタグラム）

観光・子育て支援センター・消防に関する情報をお届けしています。



@SEIKA\_TOWN

観光  
アカウント



@KODOMO2005KOSODATE

子育て支援センター  
アカウント



@SEIKASHOUBOU

消防本部  
アカウント

### TikTok（ティックトック）

観光に関する情報をお届けしています。



@seikachou

\_official

### アプリ

企画調整課 回95-1900

健康推進課 回95-1905

環境推進課 回95-1925

以下のような便利なアプリがあります。町公式LINEからもダウンロードできます。

- ・ごみ分別アプリ

お住まいの地域の「ごみ収集カレンダー」、ごみの分別を確認できる「ごみ分別辞典」、ごみ出し忘れ防止のための「アラート機能」など、さまざまな機能があります。



iOS 版



Android 版

- ・母子手帳アプリ 母子モ

妊娠から出産・子育てまでをサポートする便利なアプリです。発育記録や予防接種管理、地域の子育てイベント情報入手などができます。



iOS 版  
Android 版

- ・歩数計アプリ

気軽に健康管理ができる歩数計アプリ。ポイントをためるとクーポンとしてさまざまなお店で使用できます。



iOS 版



Android 版

- 広報誌アプリ（マチイロ）  
ダウンロードして居住地などを登録すると、スマートフォンやタブレット端末から広報誌「華創」を読むことができます。



iOS 版



Android 版

## 観光ポータルサイト

### 商工推進室 団34-0234

町内の観光情報を集めた「精華町観光ポータルサイト」の運営をしています。

サイトでは町内の魅力的な観光スポットやグルメ、イベント情報などを紹介しています。



### 「住民の声」ポスト 自治振興課 団95-1934

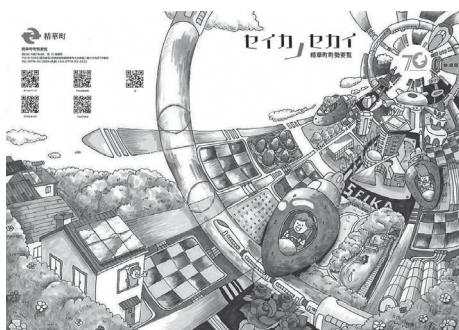
行政の資質向上のため、町役場2階日直室前に「住民の声」ポストを設置し、皆さんからの意見を受け付けています。また、町公式LINEでも意見を伝えることができます。

## まちの資料

### 町勢要覧「セイカノセカイ」

### 企画調整課 团95-1900

町の概要が一目でわかるパンフレット。写真を活用して分かりやすく町の魅力を紹介しています。町ホームページからも見ることができます。



- 町勢要覧 資料編～統計で見る「せいか」～  
自治振興課 团95-1934



自然・人口・経済・社会・教育や文化など、町勢の現状とその推移発展を明らかにする基本的な統計資料を収録したものです。町ホームページからも見ることができます。

### 精華町総合計画 企画調整課 团95-1900

まちづくりの中・長期的な指針となるもので、これから30年先を見据え、10年後のまちの姿を示した第6次総合計画（令和5年策定）を刊行しています。町ホームページからも見ることができます。

### 財政資料

### 財政課 团95-1914

町の予算のあらまし「まちの羅針盤」、決算のあらまし「まちの家計簿」を発行しています。町ホームページからも見ることができます。



## そのほかの刊行物

### 歴史刊行物

### 企画調整課 团95-1900

種類	料金 ※1冊あたり
精華町史本文篇	5,000円
精華町史史料篇1	5,000円
精華町史史料篇2	5,000円
精華町の寺社と美術（改訂版）	500円
写真で見る暮らしと風景	500円
精華町の史跡と民俗	500円
せいか歴史物語	500円

### CD

種類	料金 ※1枚あたり
精華町祝園駅前シンボルモニュメント『華時計』の曲	1,500円

### 地図

### 都市計画課 团95-1902

種類	料金 ※1部あたり
精華町全図（白地図）1/10,000	500円
精華町全図（白地図）1/25,000	500円
地域別白地図（町内を19分割した地図）1/2,500	500円
都市計画図	1,000円

# 町政

## 選挙

精華町選挙管理委員会（総務課）回95-1910

### 投票できる方

満18歳以上で、精華町内に引き続き住所があり、選挙人名簿に登録されている方

### 投票の方法

選挙管理委員会から事前に郵送でお届けする投票所入場整理券を、選挙当日に投票所に持参してください。

#### ▼障害やけがなどで、候補者の氏名などを自分で記載することができない方（代理投票）

当日、会場でその旨を伝えてください。係員が代筆をします。

#### ▼目が不自由な方（点字投票）

点字用の投票用紙で投票できます。

#### ▼仕事や旅行などの用事で、投票日に投票できない方（期日前投票）

公（告）示日の翌日から、投票日の前日までの期間に、期日前投票所（町役場）で投票できます。

#### （不在者投票）

仕事や旅行先など、選挙人名簿登録地以外の選挙管理委員会や指定病院などの施設で投票することができます（事前の手続きが必要です）。

#### ▼重度の障害があり、投票所に行けない方（郵便等投票）

一定の要件を満たした場合には、事前に郵送等証明書の交付を受けて郵送で投票できます。

### 投票所

	投票所の施設名	所在地
第1区投票所	菱田集会所	菱田十ノ坪21
第2区投票所	精北小学校体育館	下狛河原田44
第3区投票所	児童館	祝園佃6-1
第4区投票所	北稻八間集会所	北稻八間焼山62
第5区投票所	南稻八妻集会所	南稻八妻谷ノ池43
第6区投票所	精華中学校多目的ホール1	南稻八妻丸山7
第7区投票所	東畠集会所	東畠芳谷3-1・5
第8区投票所	柘榴集会所	柘榴出口47
第9区投票所	乾谷集会所	乾谷金堀78-5

第10区投票所	山田集会所	山田下川原67
第11区投票所	馬渓集会所	菅井馬渓2-21
第12区投票所	精華南中学校体育館	桜が丘二丁目3-1
第13区投票所	東光小学校体育館	光台七丁目43
第14区投票所	精華台小学校体育館	精華台一丁目2-1

地図は、町ホームページで確認できます。

## 情報公開・個人情報保護

総務課 回95-1910

### 情報公開制度

町民の皆さんの共有財産である、町が保有する「公文書」を公開する制度です。知りたい情報について、町に公開を求めるることができます。

### 個人情報保護制度

個人の権利利益を保護するための制度です。町民の皆さんは、町が保有する自己の情報を見たり、誤りを正したりすることを求めることができます。

## 町議会

町議会のしくみ 回議会事務局 95-1908

町議会は、町民の代表として選ばれた議員（定数18人）によって構成され、条例の制定・改廃・予算の議決など町の主要な意思を決定する議事機関です。

町議会の会期は、ほぼ1年間で（通年議会制）、その間に「定例月会議」（〇月会議）が年4回開かれ、必要に応じて「特別会議」も開かれます。

また、町議会基本条例に基づく「開かれた議会」の実現に向け、その一環として次のような見える化も推し進めています。

### 請願・陳情

請願・陳情書には「件名、趣旨、提出年月日、請願・陳情者の住所・氏名（署名か記名押印）」を記載し、議長宛て（議会事務局）に提出してください。請願は、議員1人以上の紹介（紹介議員の署名か記名押印）が必要です。

### 傍聴

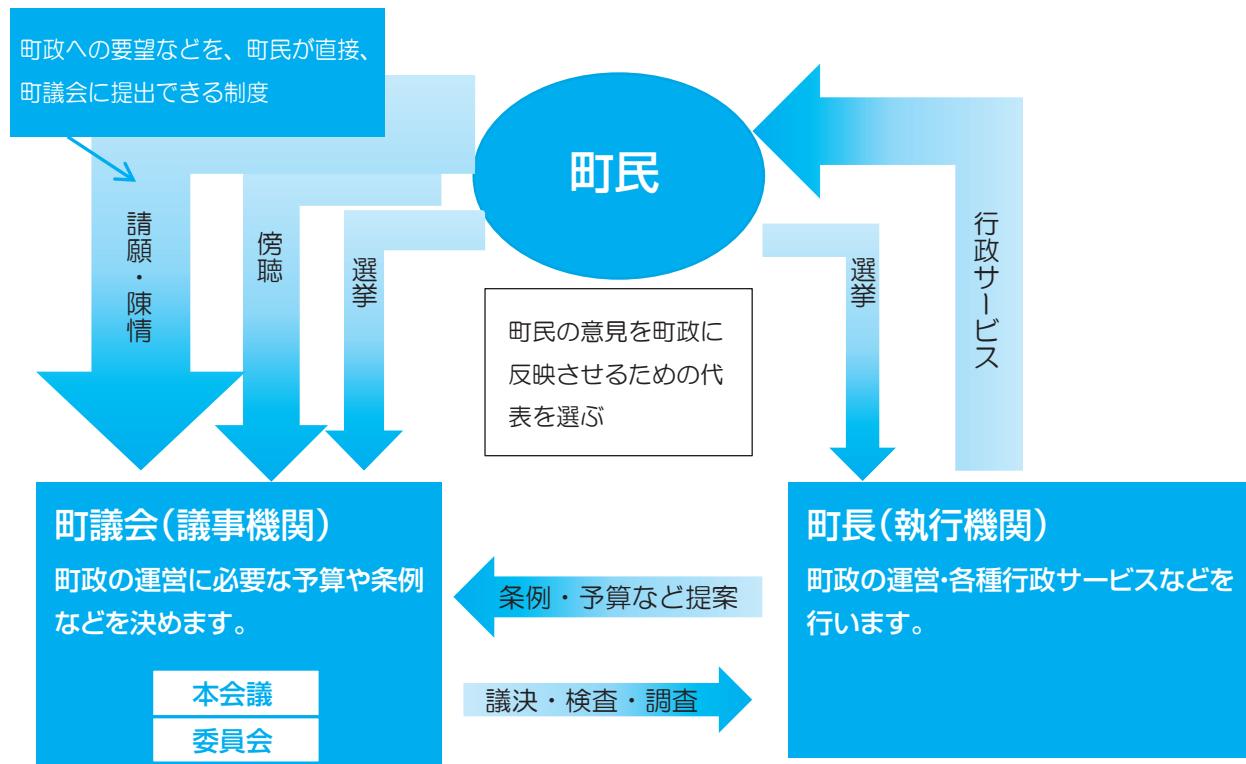
町議会の本会議と委員会は、傍聴することができます。議会事務局に申し込み、傍聴証を受け取ってください。また、定例月会議や特別会議の

審議状況は、役場2階でもモニターで中継放送をしています。

また、議会本会議、委員会の生中継、議会本会議の録画放映を議会ホームページでご覧いただけます。

### 議会広報誌「議会だより」

- 2・5・8・11月の年4回、「議会だより」を発行しています。一般質問の概要、議案の審議状況などの情報をお知らせします。



### 議会ホームページ

議会ホームページでは、議員名簿や会議の日程、会議録など議会に関する情報を掲載しています。

町ホームページの「精華町議会」をクリックすると、議会のホームページがご覧いただけます。

右の二次元コードからも見ることができます。



### 〈町ホームページ〉

精華町について

オンラインサービス

- 精華町住民登録システム
- 電子申請システム
- お問い合わせ
- 条例・規則集
- 施設利用規約
- 申請書ダウンロード
- マイナンバーカードの発行手続

まちの案内

- 交通アクセス
- 役場玄関案内図
- 各種ご案内
- 町立図書館
- むくのまゼンター
- かしのま祭・地域福祉センター
- 精華町交流ホール

精華町の人口

総人口	36,837人
男性	17,875人
女性	19,162人
世帯数	15,373世帯

2023年7月1日現在

けいはんな学研都市

姉妹都市・ノーマン市の紹介

道学管理委員会

精華町教育委員会

### 〈議会ホームページ〉

精華町議会

ホーム 議会とは 議会改革・活性化 広報・情報公開 会議結果 視聴

スケジュール

日	月	火	水	木	金	土
24	25	26	27	28	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	1	2	3	4	5	6

新着情報

スケジュール

議会カレンダーを見る

インターネット中継

議会だより

会議録

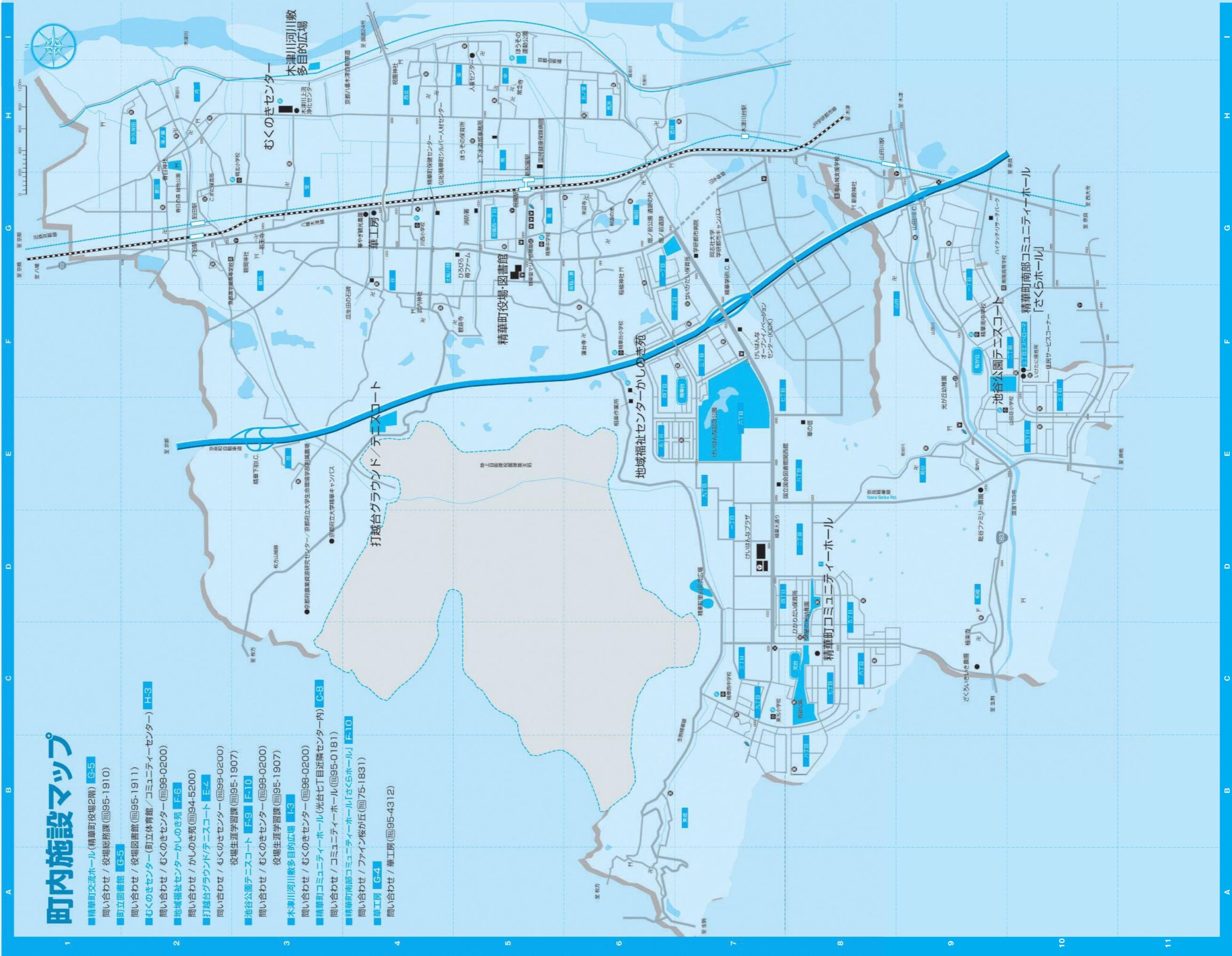
メール問い合わせ

「精華町議会」をクリックしてください。

## 町内施設マップ

凡例： 警察局 小学校 中学校 高等学校 支援学校 保育所 幼稚園 遊び 広域避難場所

郵便局 金融機関 町神社 仁寺院 信号 集会所 農産物直売所



# 町役場・関係機関の連絡先

電話のほか、町ホームページからも問い合わせができます（トップ画面最下部→「お問い合わせ」ボタンから問い合わせフォームにアクセスできます）。

## 役場各部署

名前	電話番号	名前	電話番号
代表	94-2004	農政課・農業委員会事務局 商工推進室 検査住宅課 営繕室 建設課 都市計画課 経理営業課 上下水道課 会計課 消防総務課	95-1903
企画調整課	95-1900		34-0234
総務課	95-1910		95-1909
財政課	95-1914		95-1933
デジタル推進室	95-1924		95-1901
入札契約室	95-1935		95-1902
自治振興課	95-1934		94-2049
危機管理室	95-1928		95-1912
総合窓口課	95-1915		
税務課	95-1916		
住民部	95-1929	会計 管理 者 上下水道部 消防本部	95-1913
人権啓発課	95-1919		94-4473
人権センター(交流会館)	94-3696		94-4397
人権センター(図書館)	94-5679		94-4387
社会福祉課	95-1904		94-4197
健康福祉課	95-1932	消防署 教育部 生涯学習課 精華町議会	94-5630
子育て支援課	95-1917		95-1906
健康推進課	95-1905		95-1923
環境推進課	95-1925		95-1907
		議会事務局	95-1908

## 保育所

名前	電話番号	名前	電話番号
ほうその保育所	94-3530	子育て支援センター(こども保育所)	98-4001
いけたに保育所	72-3530	ひかりだい保育所	95-3651
こまだ保育所	94-3400	せいかだい保育所	98-3866

## 小学校

名前	電話番号	名前	電話番号
川西小学校	94-2024	山田荘小学校	72-0545
精北小学校	93-0231	東光小学校	95-0400
精華台小学校	98-0310		

## 中学校

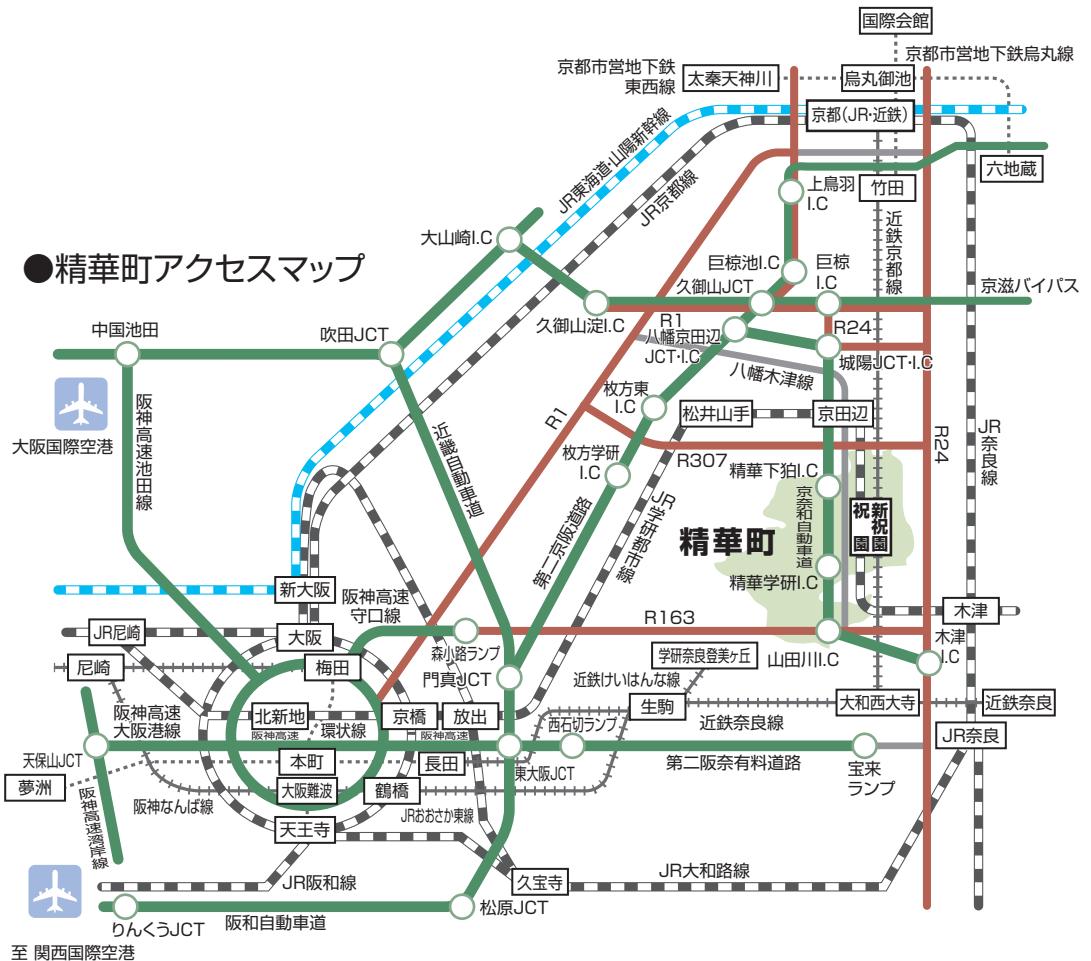
名前	電話番号
精華中学校	94-2013
精華南中学校	72-5222
精華西中学校	95-3700

## その他町施設など

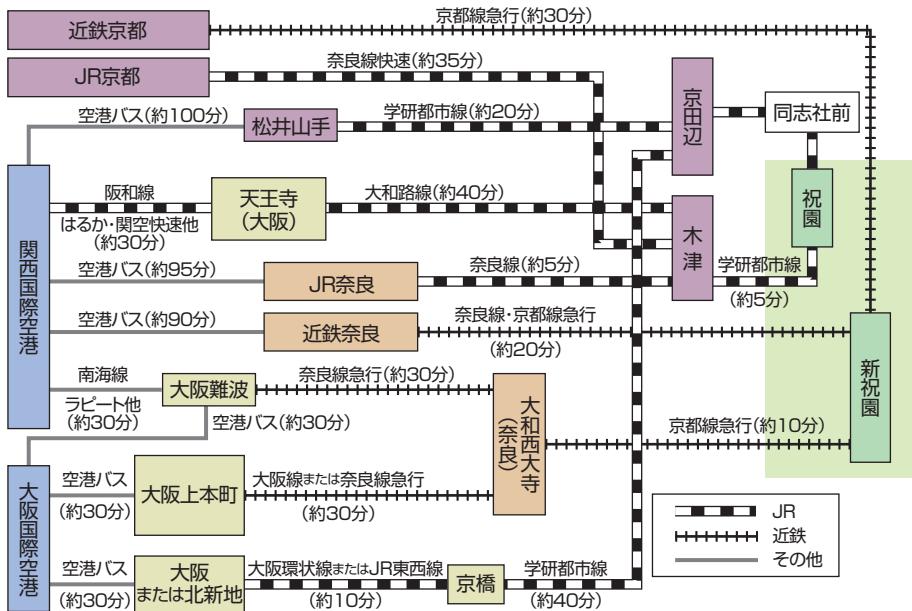
名前	電話番号
むくのきセンター	98-0200
かしのき苑	94-5200
精華町コミュニティーホール	95-0181
南部コミュニティーホール「さくらホール」	75-1831
精華町立図書館	95-1911
精華町国民健康保険病院	94-2076
華工房	95-4312



## ●精華町アクセスマップ

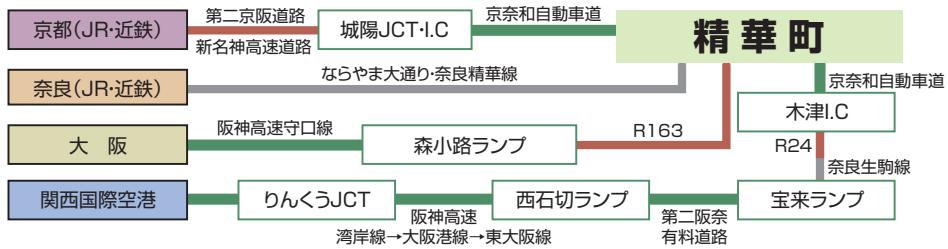


## ●交通機関利用の場合



※本町(大阪) ⇄ 学研奈良登美ヶ丘「地下鉄中央線+近鉄けいはんな線」(約40分)

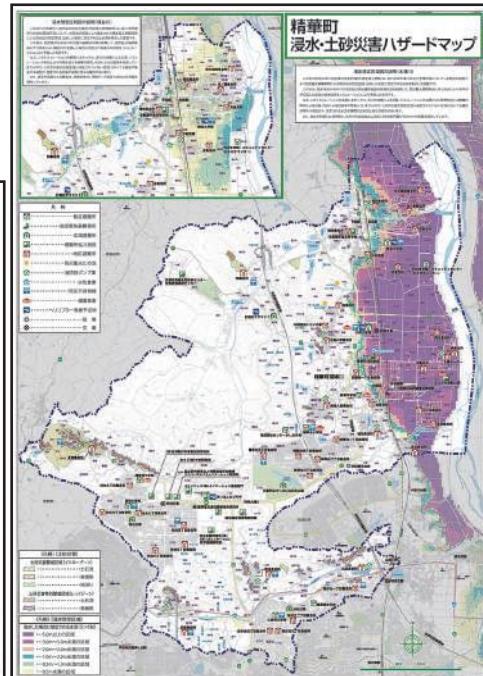
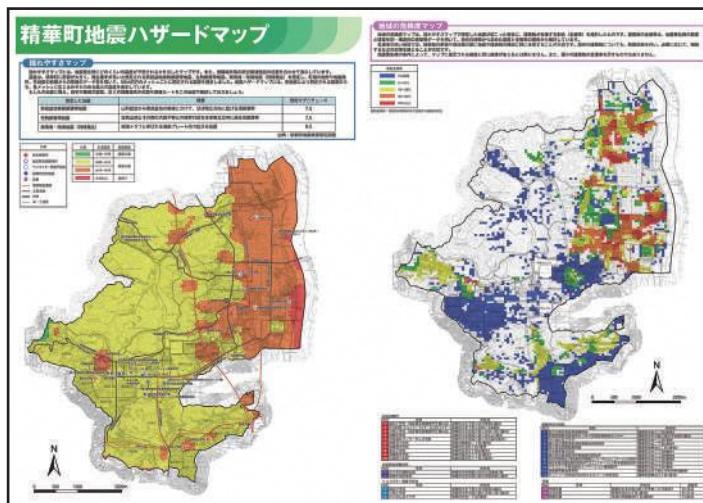
### ●自家用車利用の場合



# 自分や大切な人を守るために防災マップを確認しましょう

精華町の防災マップは、地震ハザードマップと浸水・土砂災害ハザードマップがあります。もしもの時に備えて事前に避難ルートなどの確認をしておきましょう。

防災マップは、町ホームページ・公式LINEで確認できるほか、危機管理室窓口でも配布しています。



## ●地震ハザードマップ

地震発生時にどれくらいの震度が予想されるかを示した「揺れやすさマップ」と、揺れやすさマップで想定した地震が起こったときに建築物が全壊する割合を推計した「地域の危険度マップ」があります。



## ●浸水・土砂災害ハザードマップ

降雨により河川が氾濫したときの状況をシミュレーションした浸水ハザードと土砂災害の発生する恐れがある区域を示した地図。



## ●京都府マルチハザード情報提供システム



水害や地震、土砂災害など災害情報を選択して重ね合わせて表示できます。

発行地 精華町 総務部 企画調整課  
〒619-0285

京都府相楽郡精華町南稻八妻北尻70番地

電話番号 0774-95-1900

発行年月 令和7年10月

